

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第519回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良地方最低賃金審議会 委員名簿（第55期）・・・・・・・・	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 各種運営規程 ・・・・・・・・	2
No. 3	奈良地方最低賃金審議会 傍聴規程 ・・・・・・・・	14
No. 4	月例経済報告（令和8年5月） ・・・・・・・・	15
No. 5	第183回 中小企業景況調査（2026年1－3月期）・・	25
No. 6	奈良県内経済情勢報告（令和8年4月判断）・・・・・・・・	43
No. 7	法人企業景気予測調査（令和8年4～6月期調査）・・・・	47
No. 8	奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）・・・・・・・・	56
No. 9	令和8年春闘要求妥結状況 ・・・・・・・・	64
No.10	令和7（2025年）年賃金構造基本統計調査の概況 ・・・・	71
No.11	定期給与の推移（全国・奈良県） ・・・・・・・・	93
No.12	奈良県の一般職業紹介状況（令和8年5月分）・・・・・・・・	94
No.13	令和7年度 奈良県の最低賃金改定状況 ・・・・・・・・	104
No.14	地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移 ・・・・	105
No.15	令和7年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況 ・・・・	106

奈良地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）

公益代表

くまがい 熊谷	れいこ 礼子
さくらい 櫻井	やすひさ 靖久
しもやま 下山	あきら 朗
つぼた 坪田	そのこ 園子
ふくい 福井	まきこ 麻起子

労働者代表

いがき 伊垣	あきひこ 昭彦
かわもと 河本	しょうご 章吾
きたお 北尾	りょう 亮
さこ 佐古	みき 美希
もとむら 本村	ひでふみ 秀史

使用者代表

こにし 小西	かつみ 克美
しばた 柴田	けんじ 健司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦
まつおか 松岡	まこと 誠

（敬称略）

奈良地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、奈良労働局長が招集する。

2 前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、審議会の議事を出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議資料は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を奈良労働局長に提出するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規定の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月24日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会運営規程

令和3年7月19日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する奈良県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるもの

とする。

- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

令和3年7月21日改正

（規程の目的）

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（審議事項）

第2条 小委員会は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の付託事項について、審議を行うものとする。

（委員長）

第3条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、予め前項の規程の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

（会議の招集）

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。
- 3 小委員会は、委員長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部または全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月21日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

令和3年10月4日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年10月4日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

令和3年10月1日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県自動車小売業
最低賃金専門部会運営規程

平成3年9月28日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会奈良県自動車小売業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月28日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会傍聴規程

- 第1条 この規程は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。
ただし、傍聴席が満席の後には、その入場を拒否することができる。
- 2 集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、審議会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。
- 第3条 審議会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。
- 第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。
- 1 酒気を帯びている者。
- 2 凶器その他危険なものを持っている者。
- 3 旗、のぼり、こん棒、プラカード等を携帯している者。
- 4 前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者。
- 第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。
- 第6条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げることをしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
- 2 飲食等を行うこと。
- 3 拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批評を加え、又は可否を表わすこと。
- 4 放談、私語その他喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為を行うこと。
- 5 前各号の外、会場の秩序を乱す言動を行うこと。
- 第7条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。
- 第8条 審議会会長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。
- 第9条 傍聴人は、会議開始5分前までに着席すること。以降の入場は認めない。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の決議に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

月例経済報告

(令和 8 年 5 月)

— 景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。 —

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。

令和 8 年 5 月 26 日

内 閣 府

	4 月 月 例	5 月 月 例
基調判断	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。 先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。 先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。
政策態度	政府は、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。 今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（11 月 21 日閣議決定）及びその裏付けとなる令和 7 年度補正予算並びに令和 8 年度予算を迅速かつ着実に執行する。 中東情勢に対しては、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置を実施している。代替調達や備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努める。 政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2 %の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。	政府は、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。 今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（11 月 21 日閣議決定）及びその裏付けとなる令和 7 年度補正予算並びに令和 8 年度予算を迅速かつ着実に執行する。 中東情勢に対しては、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置を実施している。代替調達や備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努める。<u>また、「リスクの最小化」の観点から、資金面で万全の備えを取るべく、令和 8 年度補正予算を編成する。</u> 政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2 %の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

	4 月 月 例	5 月 月 例
個人消費	持ち直しの動きがみられる。ただし、消費者マインドがこのところ弱い動きとなっていることに注意が必要である。	持ち直しの動きがみられる。ただし、消費者マインドがこのところ弱い動きとなっていることに注意が必要である。
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	弱含んでいる	弱含んでいる
公共投資	堅調に推移している	堅調に推移している
輸出	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
輸入	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
貿易・サービス収支	おおむね均衡している	おおむね均衡している
生産	横ばいとなっている	横ばいとなっている
企業収益	米国の通商政策の影響が残るものの、改善の動きがみられる	改善の動きがみられるが、中東情勢の影響を注視する必要がある
業況判断	おおむね横ばいとなっている。ただし、先行きについてはやや慎重な見方となっており、中東情勢の影響を注視する必要がある。	おおむね横ばいとなっている。ただし、先行きについてはやや慎重な見方となっており、中東情勢の影響を注視する必要がある。
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる
雇用情勢	改善の動きがみられる	改善の動きがみられる
国内企業物価	緩やかに上昇している	<u>このところ</u> 上昇している
消費者物価	<u>このところ</u> 緩やかに上昇している	緩やかに上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和8年5月

総 論

（我が国経済の基調判断）

景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。

- ・ 個人消費は、持ち直しの動きがみられる。ただし、消費者マインドがこのところ弱い動きとなっていることに注意が必要である。
- ・ 設備投資は、持ち直している。
- ・ 輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・ 生産は、横ばいとなっている。
- ・ 企業収益は、改善の動きがみられるが、中東情勢の影響を注視する必要がある。
- ・ 雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・ 消費者物価は、緩やかに上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。

今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（11月21日閣議決定）及びその裏付けとなる令和7年度補正予算並びに令和8年度予算を迅速かつ着実に執行する。

中東情勢に対しては、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置を実施している。代替調達や備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努める。また、「リスクの最小化」の観点から、資金面で万全の備えを取るべく、令和8年度補正予算を編成する。

政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

1. 消費・投資等の需要動向

2026 年 1－3 月期の実質 GDP（国内総生産）の成長率は、民間在庫変動がマイナスに寄与したものの、財貨・サービスの純輸出（輸出－輸入）、民間最終消費支出、公的固定資本形成、民間企業設備、民間住宅、政府最終消費支出がプラスに寄与したことなどから、前期比で 0.5%増（年率 2.1%増）となった（2 四半期連続のプラス）。また、名目 GDP 成長率は前期比で 0.8%増となった（8 四半期連続のプラス）。

個人消費は、持ち直しの動きがみられる。ただし、消費者マインドがこのところ弱い動きとなっていることに注意が必要である。

「四半期別 GDP 速報」（2026 年 1－3 月期 1 次速報）では、民間最終消費支出の実質値は前期比 0.3%増となった。また、「消費動向指数（CTI）」（3 月）では、総消費動向指数（CTI マクロ）の実質値は前月比 0.0%増となった。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「消費動向指数（CTI）」（3 月）では、世帯消費動向指数（CTI ミクロ、総世帯）の実質値は前月比 0.5%減となった。供給側の統計をみると、「商業動態統計」（3 月）では、小売業販売額は前月比 1.0%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、このところ緩やかに増加している。また、消費者マインドは、このところ弱い動きとなっている。

さらに、足元の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、自動車税環境性能割の廃止もある中で、このところ持ち直しの動きがみられる。家電販売は、緩やかに増加している。旅行は、このところ弱含んでいる。外食は、緩やかに増加している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直しの動きがみられる。ただし、消費者マインドがこのところ弱い動きとなっていることに注意が必要である。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が持ち直しの動きを支えることが期待されるが、消費者マインドが足元で弱い動きとなっている点に注意が必要である。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」（10－12 月期調査、含むソフトウェア）でみると、2025 年 10－12 月期は前期比 3.5%増となった。業種別にみると、製造業は同 0.2%減、非製造業は同 5.4%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（除く輸送機械）

は、持ち直しの動きがみられる。ソフトウェア投資は、このところ増勢が鈍化している。

「日銀短観」（3月調査）によると、全産業の2025年度設備投資計画は、増加が見込まれている。なお、2026年度の計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断DIは、3月調査で、製造業では－1と、12月調査（－1）から不足超幅が横ばい、非製造業を含む全産業では－3と、12月調査（－3）から不足超幅が横ばいとなっている。先行指標をみると、機械受注は、持ち直している。建築工事費予定額は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、堅調な企業収益や省力化投資への対応等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、弱含んでいる。

住宅建設は、弱含んでいる。新設住宅着工戸数は、3月は前月比1.9%減の年率73.6万戸となった。利用関係別にみると、持家及び分譲住宅は、弱含んでいる。貸家は、おおむね横ばいとなっている。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、当面、弱含みで推移していくと見込まれる。

公共投資は、堅調に推移している。

公共投資は、堅調に推移している。3月の公共工事出来高は前月比2.6%増、4月の公共工事請負金額は同2.3%減、3月の公共工事受注額は同24.6%増となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和7年度一般会計予算では、補正予算において約2.5兆円の追加額を計上しており、補正後は前年度比2.3%増となっている。また、令和8年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比0.4%増となっている。さらに、令和8年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比6.3%増となっている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、堅調に推移していくことが見込まれる。

輸出は、おおむね横ばいとなっている。輸入は、おおむね横ばいとなっている。貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

輸出は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。米国向けの輸出は、持ち直しの動きがみられる。EU向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。その他地域向けの輸出は、中東地域向けの輸出は減少しているものの、総じてみればおおむね横ばいとなっている。先行きについては、中東情勢等による下押しリスクに留意する必要がある。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジ

ア、米国及びEUからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、中東情勢による下押しリスクに留意する必要がある。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

3月の貿易収支は、輸出金額が増加し、輸入金額が減少したことから、黒字に転じた。また、サービス収支は、赤字となっている。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、横ばいとなっている。

鉱工業生産は、横ばいとなっている。鉱工業生産指数は、3月は前月比0.4%減となった。鉱工業在庫指数は、3月は前月比1.8%減となった。また、製造工業生産予測調査によると4月は同2.1%増、5月は同2.2%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械はこのところ持ち直しの動きがみられる。生産用機械は横ばいとなっている。電子部品・デバイスは持ち直している。

生産の先行きについては、中東情勢による下押しリスクに留意する必要がある。

また、第3次産業活動は、緩やかに増加している。

企業収益は、改善の動きがみられるが、中東情勢の影響を注視する必要がある。企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。ただし、先行きについてはやや慎重な見方となっており、中東情勢の影響を注視する必要がある。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、改善の動きがみられるが、中東情勢の影響を注視する必要がある。上場企業の2026年1－3月期の決算をみると、経常利益は前年比で製造業、非製造業ともに増益となった。「日銀短観」（3月調査）によると、2026年度の売上高は、上期は前年比1.7%増、下期は同0.9%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比3.5%減、下期は同1.2%減が見込まれている。

企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。ただし、先行きについてはやや慎重な見方となっており、中東情勢の影響を注視する必要がある。「日銀短観」（3月調査）によると、「最近」の業況判断DIは、「全規模全産業」で前期差0と横ばいだった。業種別にみると、「全規模製造業」は前期差+1と上昇、「全規模非製造業」は前期差-1と低下した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっており、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、「景気ウォッチャー調査」（4月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断、先行判断ともに低下した。

倒産件数は、増加がみられる。3月は924件の後、4月は883件となった。負債総額は、3月は1,148億円の後、4月は1,118億円となった。

雇用情勢は、改善の動きがみられる。

雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。

完全失業率は、3月は前月から0.1%ポイント上昇し、2.7%となった。労働力人口、就業者数は減少した。完全失業者数は増加した。就業率は、横ばい圏内となっている。

「職業安定業務統計」をみると、公共職業安定所における新規求人数は、下げ止まっている。有効求人倍率は、下げ止まりの兆しがみられる。

また、民間職業紹介における求人を前年同期比でみると、正社員では、緩やかな減少傾向となっている。パート・アルバイト（いわゆる「スポットワーク」を除く）では、小幅な増加傾向となっている。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は、増加している。実質総雇用者所得は、このところ緩やかに増加している。また、製造業の残業時間は増加した。

「日銀短観」によると、企業の人手不足感を示す雇用人員判断DIは、全産業では3月調査で-38と、12月調査（-38）から横ばいとなっている。また、製造業では3月調査で-28と、12月調査（-26）から2ポイント不足超幅が拡大、非製造業では3月調査で-45と、12月調査（-46）から1ポイント不足超幅が縮小している。

先行きについては、改善していくことが期待される。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

国内企業物価は、このところ上昇している。4月の国内企業物価は、前月比2.3%上昇した。輸入物価（円ベース）は、このところ上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、緩やかに上昇している。4月は、前月比では連鎖基準で0.3%下落し、固定基準で0.2%下落した。前年比では連鎖基準で1.8%上昇し、固定基準で1.9%上昇した。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、このところ緩やかに上昇している。4月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.0%となった。なお、4月の「総合」は、前月比では連鎖基準で0.0%となり、固定基準で0.1%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、4月は、1年後の予想物価上昇率別に、2%未満が6.7%（前月7.7%）、2%以上から5%未満が28.8%（前

月 32.0%)、5%以上から10%未満が32.3%（前月 32.0%）、10%以上が 25.8%（前月 21.4%）となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、当面、緩やかに上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、59,700 円台から 59,200 円台まで下落した後、63,200 円台まで上昇した。その後、59,800 円台まで下落した後、63,300 円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、159 円台から 156 円台まで円高方向に推移した後、159 円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、59,700 円台から 59,200 円台まで下落した後、63,200 円台まで上昇した。その後、59,800 円台まで下落した後、63,300 円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、159 円台から 156 円台まで円高方向に推移した後、159 円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、0.72%台で推移した。T I B O R（3 か月物）は、1.2%台で推移した。長期金利（新発 10 年物国債利回り）は、2.4%台から 2.7%台に上昇した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比 6.0%増加（4 月）した。

マネタリーベースは、前年比 11.3%減少（4 月）した。M2 は、前年比 2.3%増加（4 月）した。

（※ 4/24～5/22 の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いている。ただし、中東情勢を始め世界経済の不透明感が続いている。

先行きについては、基本的には緩やかな持ち直しが続くことが期待されるが、中東情勢による影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動による影響等に留意する必要がある。

米国では、景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかな拡大が続いている。

先行きについては、緩やかな拡大が続くことが期待される。ただし、中東情勢が物価や消費等に及ぼす影響等に留意する必要がある。

2026年 1－3 月期の GDP 成長率（第 1 次推計値）は、設備投資や個人消費が増加し、前期比で 0.5%増（年率 2.0%増）となった。

足元をみると、消費の伸びは緩やかになっている。設備投資は増加している。住宅着工は持ち直しの動きがみられる。

生産は緩やかに増加している。非製造業の景況指数は50を上回る中、おおむね横ばいとなっている。雇用面では、雇用者数はこのところ緩やかに増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率は緩やかに上昇している。貿易面では、財輸出は緩やかに増加している。

4月28日～29日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を3.50%から3.75%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は緩やかに減速している。

先行きについては、不動産市場の停滞による影響もあり緩やかな減速が続くと見込まれる。また、物価動向等に留意する必要がある。

韓国では、景気は緩やかに回復している。台湾では、景気は外需を中心に拡大している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は拡大している。

中国では、景気は緩やかに減速している。2026年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.0%増となった。消費は弱含みとなっている。固定資産投資は弱い動きとなっている。財輸出は緩やかに増加している。生産は持ち直している。消費者物価はこのところやや上昇している。

韓国では、景気は緩やかに回復している。2026年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.7%増（年率6.9%増）となった。台湾では、景気は外需を中心に拡大している。2026年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で13.7%増となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2026年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.6%増となった。タイでは、景気は持ち直しの動きがみられる。2026年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.8%増となった。

インドでは、景気は拡大している。2025年10－12月期のGDP成長率は、前年同期比で7.8%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、景気は持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、基本的には緩やかに持ち直していくことが期待されるが、中東情勢による影響等を注視する必要がある。

英国では、景気は持ち直している。

先行きについては、基本的には持ち直しが続くことが期待されるが、中東情勢による影響等を注視する必要がある。

ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。2026年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.1%増（年率0.6%増）となった。消費は持ち直しのテンポが鈍化している。設備投資は持ち直している。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景

況感はこのところ低下している。財輸出はおおむね横ばいとなっている。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

ドイツにおいては、景気は持ち直しの動きがみられる。2026 年 1－3 月期の GDP 成長率は、前期比で 0.3% 増（年率 1.4% 増）となった。

英国では、景気は持ち直している。2026 年 1－3 月期の GDP 成長率は、前期比で 0.6% 増（年率 2.5% 増）となった。消費は持ち直している。設備投資は持ち直しの動きがみられるが、このところ一服感がみられる。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感持ち直しのテンポが鈍化している。財輸出はこのところおおむね横ばいとなっている。サービス輸出は持ち直しの動きがみられる。雇用者数はこのところ横ばいとなっている。失業率は上昇している。コア物価上昇率はこのところ低下している。

欧州中央銀行は、4 月 30 日の理事会で、政策金利（預金ファシリティ金利）を 2.00% で据え置くことを決定した。イングランド銀行は、4 月 29 日の金融政策委員会で、政策金利を 3.75% で据え置くことを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、米国ではやや上昇、英国、ドイツ、中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ドル金利（3 か月物）はおおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、米国では上昇、英国、ドイツではおおむね横ばいで推移した。ドルは、ユーロ、ポンド、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（WTI）は上昇した。金価格は下落した。

2026年3月31日

第183回 中小企業景況調査 (2026年1-3月期)

調査機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

《調査結果の概要》

中小企業の業況判断DIは、3期連続して低下した。

(1) 2026年1-3月期の全産業の業況判断DI（前年同期比）は、▲17.6（前期差0.1ポイント減）とやや低下し、3期連続の低下となった。

(2) 製造業の業況判断DI（前年同期比）は、▲15.9（前期差1.9ポイント増）と上昇し、2期連続の上昇となった。業種別に見ると、鉄鋼・非鉄金属など9業種で上昇し、化学など5業種で低下した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・主要顧客の工作機械メーカーは外需主導で受注回復。航空宇宙・半導体の需要継続に加え、自動車も投資再開の兆しである。2026年は内外需ともに明るい見通し。好機を逃さないようにしたい。
[機械器具 新潟]
- ・活況な顧客は積極的に設備投資や宣伝活動を行い、同時にIT化やDXを推進している。一方、活況でない顧客は徹底的にコストダウンを図り、IT化は停滞しているように感じる。これにより、受注数は減少、客単価は向上している。[印刷 福岡]

(3) 非製造業の業況判断DI（前年同期比）は、▲18.2（前期差0.8ポイント減）とやや低下し、3期連続の低下となった。産業別に見ると、小売業、卸売業で上昇し、建設業、サービス業で低下した。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・新規取引先の保守点検サービス契約を獲得できたこと、価格転嫁をスムーズに行えたことで、売上高は上昇傾向である。[小売業 群馬]
- ・1月末、2月初旬の大型寒気団の到来でキャンセル等が大きかった。中国人需要に代わるインバウンド需要のカバーが出来なかった。[宿泊業 石川]

(4) 全産業の原材料・商品仕入単価DI（前年同期比）は、66.5（前期差2.2ポイント減）と低下し、2期ぶりに上昇感が弱まった。産業別に見ると、建設業、製造業で上昇感が強まり、卸売業、サービス業、小売業で上昇感が弱まった。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・業況は良好、生産・在庫・人員も適正に保たれている。一方、原材料費やガソリン代、人件費の高騰により利益が圧迫されている。コスト増への対応が今後の重要課題となっている状況である。
[食料品 山形]

(5) 全産業の従業員数過不足DI（今期の水準）は、▲23.2（前期差0.8ポイント増）とやや上昇し、4期ぶりに不足感が弱まった。産業別に見ると、建設業、サービス業で上昇し不足感が弱まり、製造業、卸売業、小売業で低下し不足感が強まった。

（参考）調査対象企業のコメント（例）

- ・今期は自治体システムの標準化に伴う特需があったものの、社員の高年齢化・業務の属人化が進んでいる。社員の定着が不可欠であるが、経済条件で大手企業への人材流出が進んでおり、体制の見直しが必要である。[情報通信・広告業 長崎]

注1) 調査結果については、中小企業庁と当機構が共同で取りまとめた。

注2) 本資料の各グラフの網掛けについては、内閣府の定義する景気後退期を示している。

注3) 各DIにおける業種の記載順については、変化幅が大きい順に記載している。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課

担当：吉見、清山 E-mail: chosa@smrj.go.jp

https://www.smrj.go.jp/research_case/survey/index.html

[調査要領]

- (1) 調査時点 2026年3月1日時点
 (2) 調査方法 原則として、全国の商工会、商工会議所の経営指導員、及び中小企業団体中央会の情報連絡員が訪問面接し、聴き取りによって行った。
 (3) 調査対象 中小企業基本法に定義する全国の中小企業

	調査対象企業数		有効回答企業数		有効回答率 (%)
製造業	4,576	(24.3)	4,347	(24.3)	95.0
建設業	2,466	(13.1)	2,358	(13.2)	95.6
卸売業	1,165	(6.2)	1,065	(6.0)	91.4
小売業	4,513	(24.0)	4,286	(24.0)	95.0
サービス業	6,105	(32.4)	5,839	(32.5)	95.6
合計	18,825	(100.0)	17,895	(100.0)	95.1

注：() 内は構成比 (%)

- (4) その他 ・最新の長期時系列データは中小企業庁及び中小企業基盤整備機構のホームページで公表している。

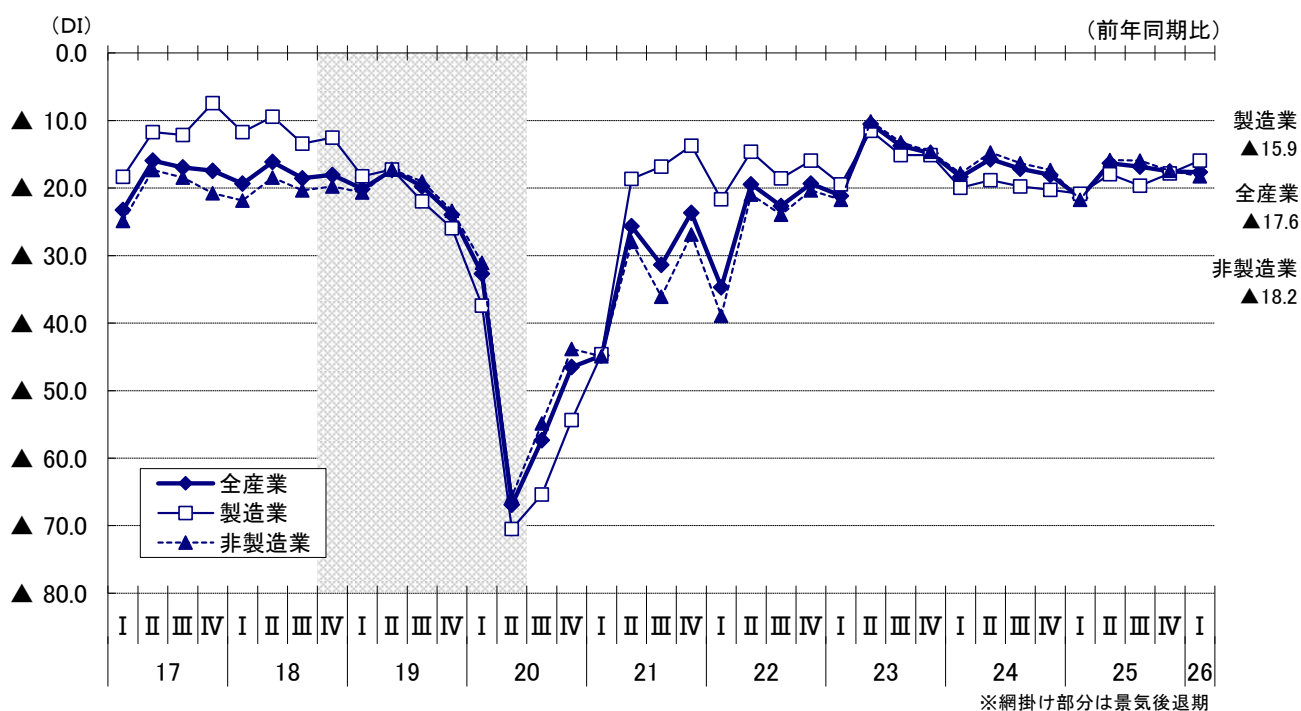
1. 業況判断D I

(1) 全産業

2026年1-3月期の全産業の業況判断D I（「好転」－「悪化」）は、▲17.6（前期▲17.5、前期差0.1ポイント減）とやや低下し、3期連続してマイナス幅が拡大した。

産業別に見ると、製造業の業況判断D Iは、▲15.9（前期▲17.8、前期差1.9ポイント増）と上昇し、2期連続してマイナス幅が縮小した。また、非製造業の業況判断D Iは、▲18.2（前期▲17.4、前期差0.8ポイント減）とやや低下し、3期連続してマイナス幅が拡大した。

中小企業の業況判断D Iの推移



(2) 製造業

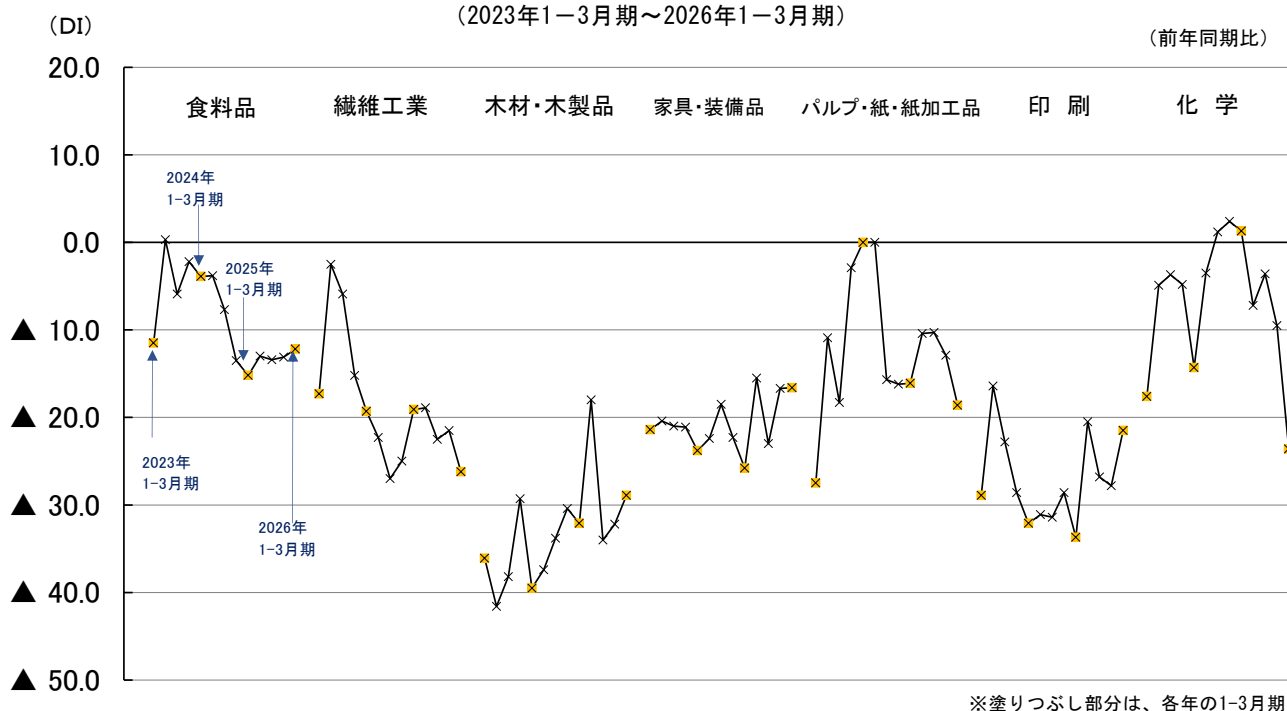
製造業の業況判断DIは、▲15.9（前期▲17.8、前期差1.9ポイント増）と上昇し、2期連続してマイナス幅が縮小した。

製造業の14業種の内訳では、鉄鋼・非鉄金属で▲17.5（前期差11.7ポイント増）、機械器具で▲12.5（前期差8.1ポイント増）、金属製品で▲9.4（前期差7.6ポイント増）、電気・情報通信機械・電子部品で▲11.3（前期差7.2ポイント増）、印刷で▲21.5（前期差6.3ポイント増）など9業種でマイナス幅が縮小した。

一方、化学で▲23.6（前期差14.1ポイント減）、窯業・土石製品で▲24.2（前期差6.5ポイント減）、パルプ・紙・紙加工品で▲18.6（前期差5.7ポイント減）、繊維工業で▲26.2（前期差4.7ポイント減）など5業種でマイナス幅が拡大した。

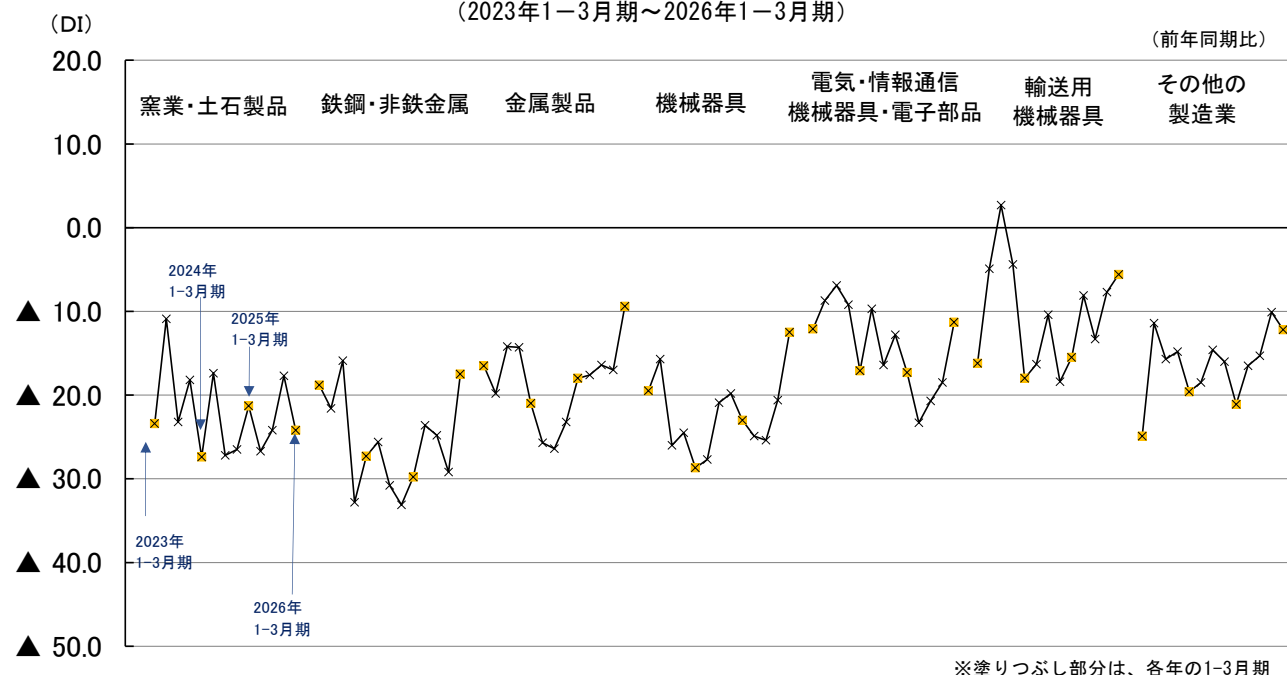
中小企業の製造業 業種別 業況判断DIの推移(1)

(2023年1-3月期～2026年1-3月期)



中小企業の製造業 業種別 業況判断DIの推移(2)

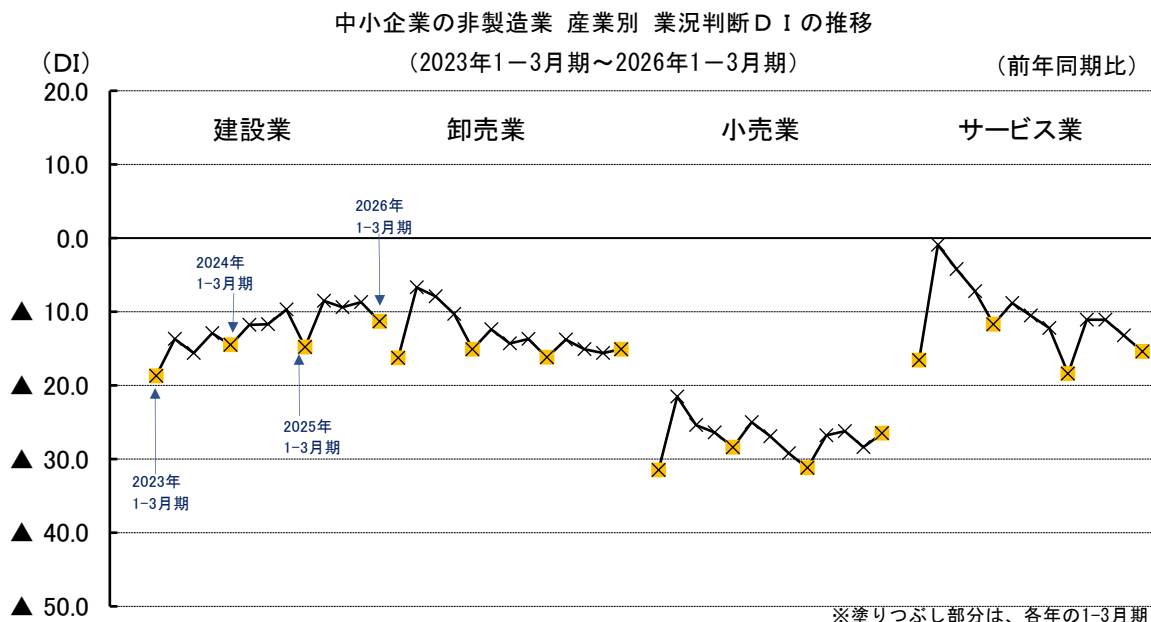
(2023年1-3月期～2026年1-3月期)



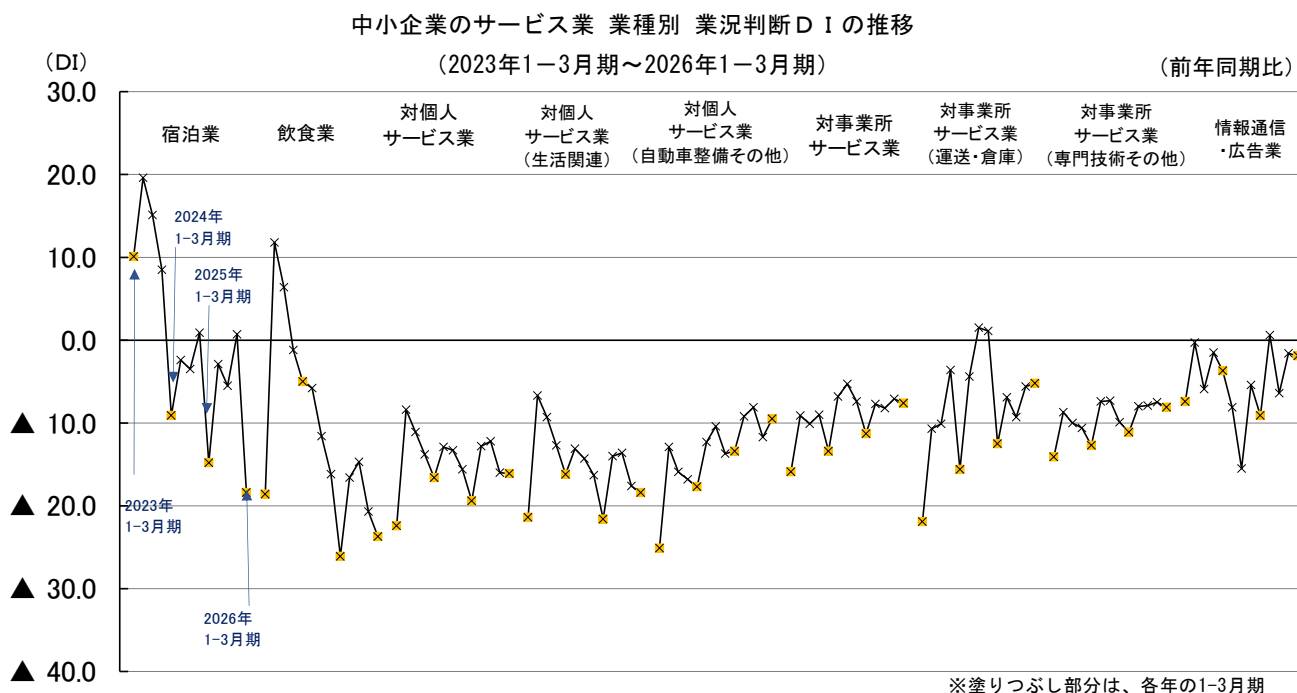
(3) 非製造業

非製造業の業況判断DIは、▲18.2（前期▲17.4、前期差0.8ポイント減）とやや低下し、3期連続してマイナス幅が拡大した。

産業別に見ると、小売業で▲26.5（前期差1.9ポイント増）、卸売業で▲15.1（前期差0.5ポイント増）とマイナス幅が縮小し、建設業で▲11.3（前期差2.6ポイント減）、サービス業で▲15.4（前期差2.2ポイント減）とマイナス幅が拡大した。



サービス業の内訳では、対個人サービス業（自動車整備その他）で▲9.5（前期差2.2ポイント増）、対事業所サービス業（運送・倉庫）で▲5.2（前期差0.4ポイント増）とマイナス幅が縮小した。一方、宿泊業で▲18.4（前期差19.1ポイント減）とプラスからマイナスに転じ、飲食業で▲23.7（前期差3.0ポイント減）、対個人サービス業（生活関連）で▲18.4（前期差0.8ポイント減）、対事業所サービス業（専門技術その他）で▲8.1（前期差0.6ポイント減）、情報通信・広告業で▲1.9（前期差0.3ポイント減）とマイナス幅が拡大した。



(注) 「対個人サービス業（生活関連）」は、不動産業、洗濯・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業等の7業種。

「対個人サービス業（自動車整備その他）」は、自動車整備業、機械等修理業。

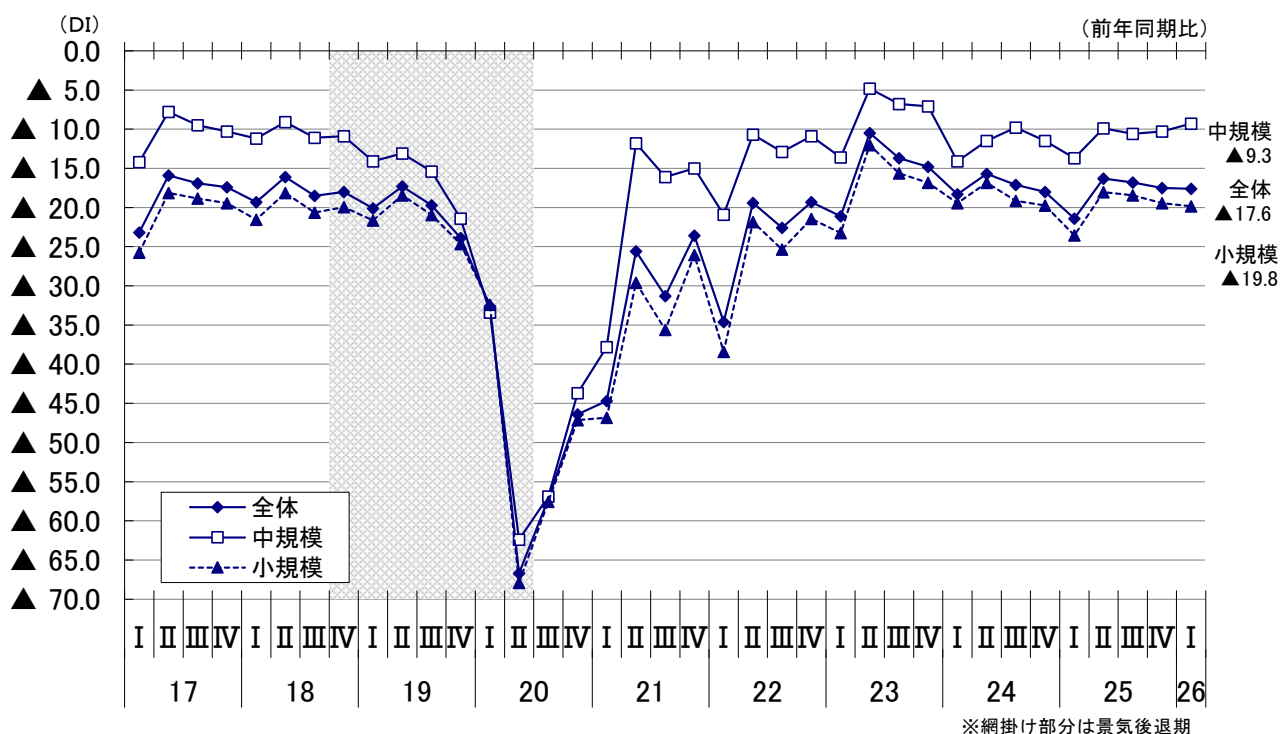
「対事業所サービス業（運送・倉庫）」は、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業等の5業種。

「対事業所サービス業（専門技術その他）」は、専門サービス業、技術サービス業、廃棄物処理業等の5業種。

(4) 規模別

規模別に見ると、中規模で▲9.3（前期差1.0ポイント増）と上昇し、マイナス幅が縮小した。小規模で▲19.8（前期差0.4ポイント減）とやや低下し、マイナス幅が拡大した。

中小企業の業況判断D Iの推移[規模別]

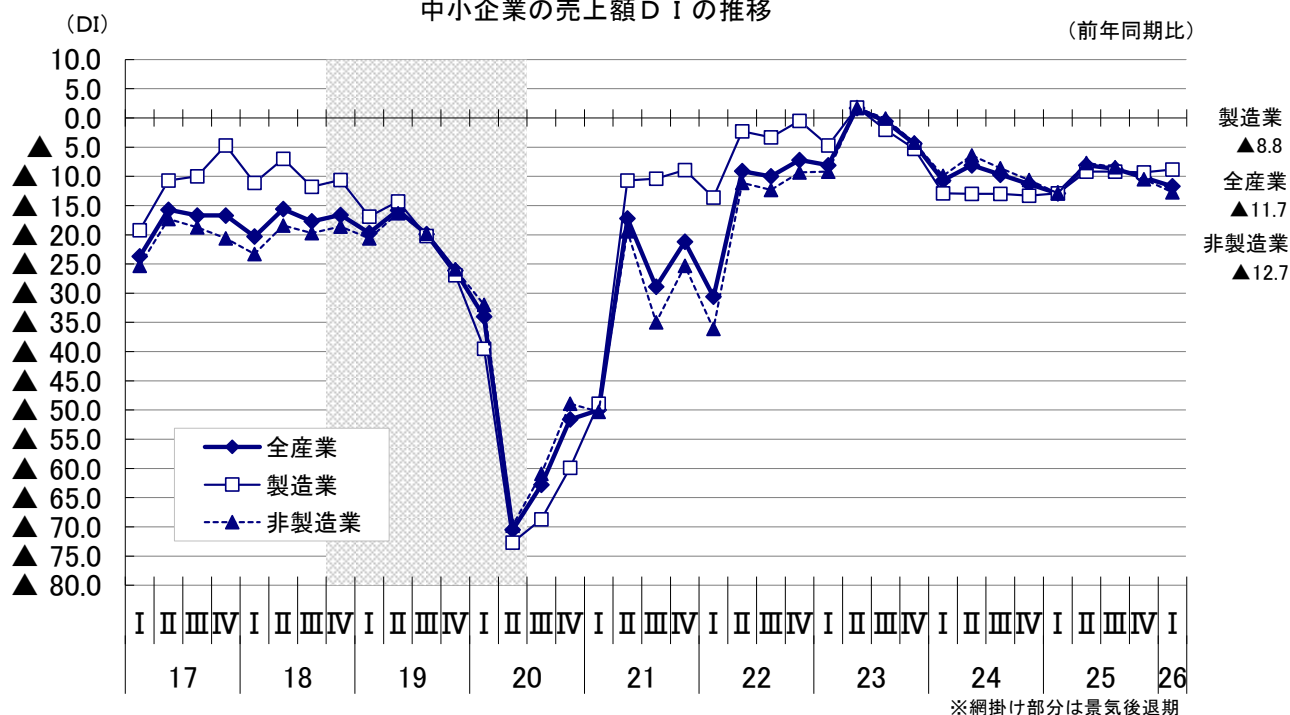


2. 売上額D I

全産業の売上額D I（「増加」－「減少」）は、▲11.7（前期▲10.2、前期差1.5ポイント減）と低下し、3期連続してマイナス幅が拡大した。

産業別に見ると、製造業で▲8.8（前期▲9.3、前期差0.5ポイント増）とやや上昇し、3期ぶりにマイナス幅が縮小し、非製造業で▲12.7（前期▲10.5、前期差2.2ポイント減）と低下し、3期連続してマイナス幅が拡大した。

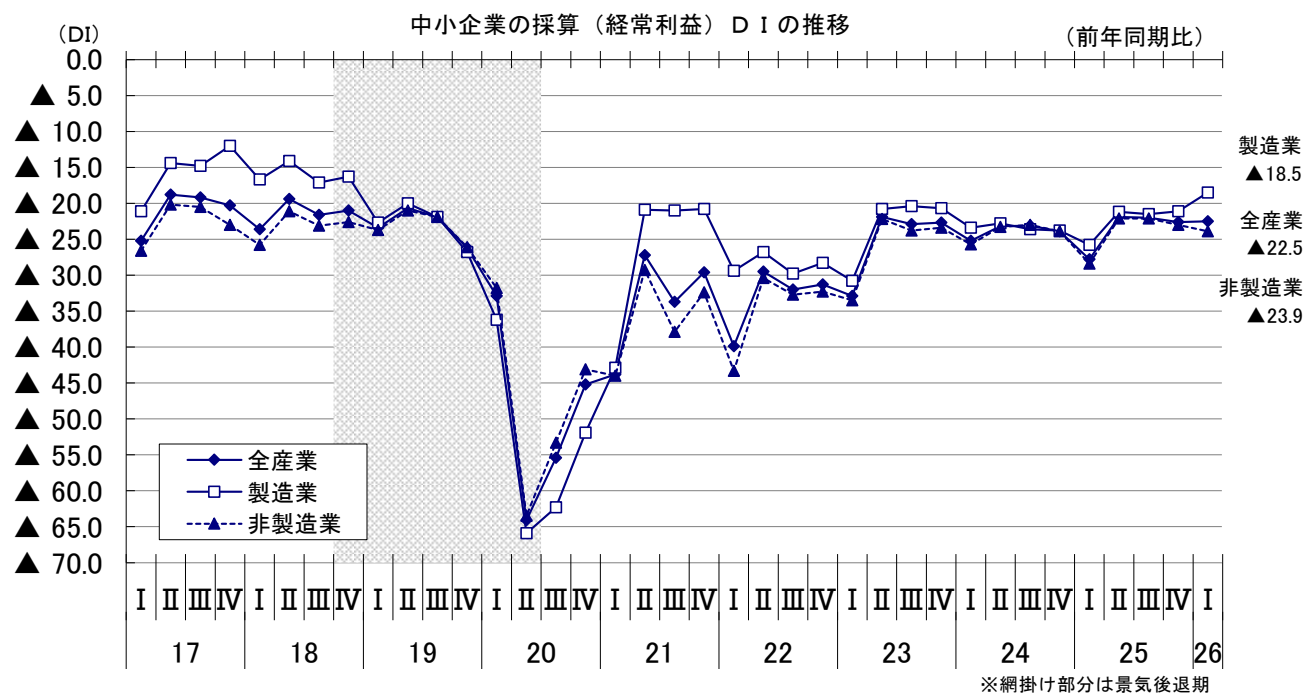
中小企業の売上額D Iの推移



3. 採算（経常利益）D I

全産業の採算（経常利益）D I（「好転」－「悪化」）は、▲22.5（前期▲22.6、前期差0.1ポイント増）とやや上昇し、3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

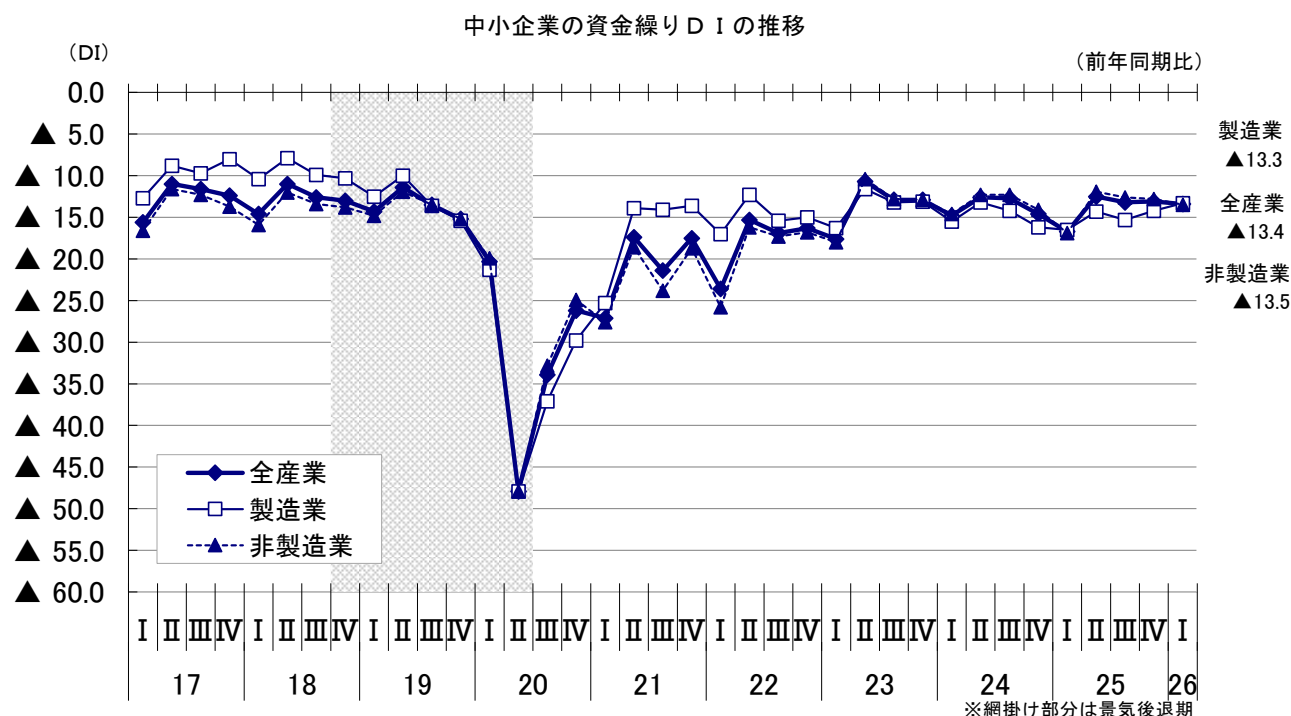
産業別に見ると、製造業で▲18.5（前期▲21.1、前期差2.6ポイント増）と上昇し、2期連続してマイナス幅が縮小した。また、非製造業で▲23.9（前期▲23.0、前期差0.9ポイント減）とやや低下し、2期連続してマイナス幅が拡大した。



4. 資金繰りD I

全産業の資金繰りD I（「好転」－「悪化」）は、▲13.4（前期▲13.1、前期差0.3ポイント減）とやや低下し、2期ぶりにマイナス幅が拡大した。

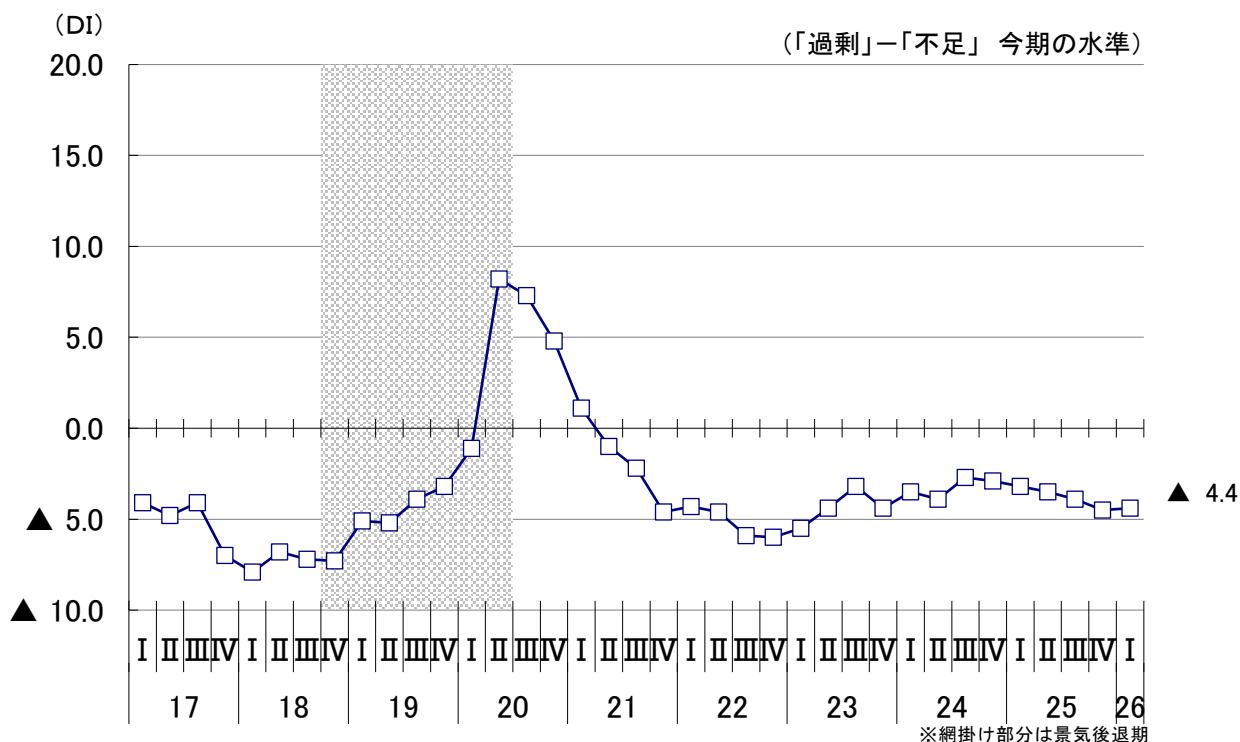
産業別に見ると、製造業で▲13.3（前期▲14.2、前期差0.9ポイント増）とやや上昇し、2期連続してマイナス幅が縮小した。また、非製造業で▲13.5（前期▲12.8、前期差0.7ポイント減）とやや低下し、3期連続してマイナス幅が拡大した。



5. 生産設備過不足D I

製造業の生産設備過不足D I（「過剰」－「不足」、今期の水準）は、▲4.4（前期▲4.5、前期差0.1ポイント増）とやや上昇し、6期ぶりに不足感が弱まった。

中小企業（製造業）の生産設備過不足D Iの推移

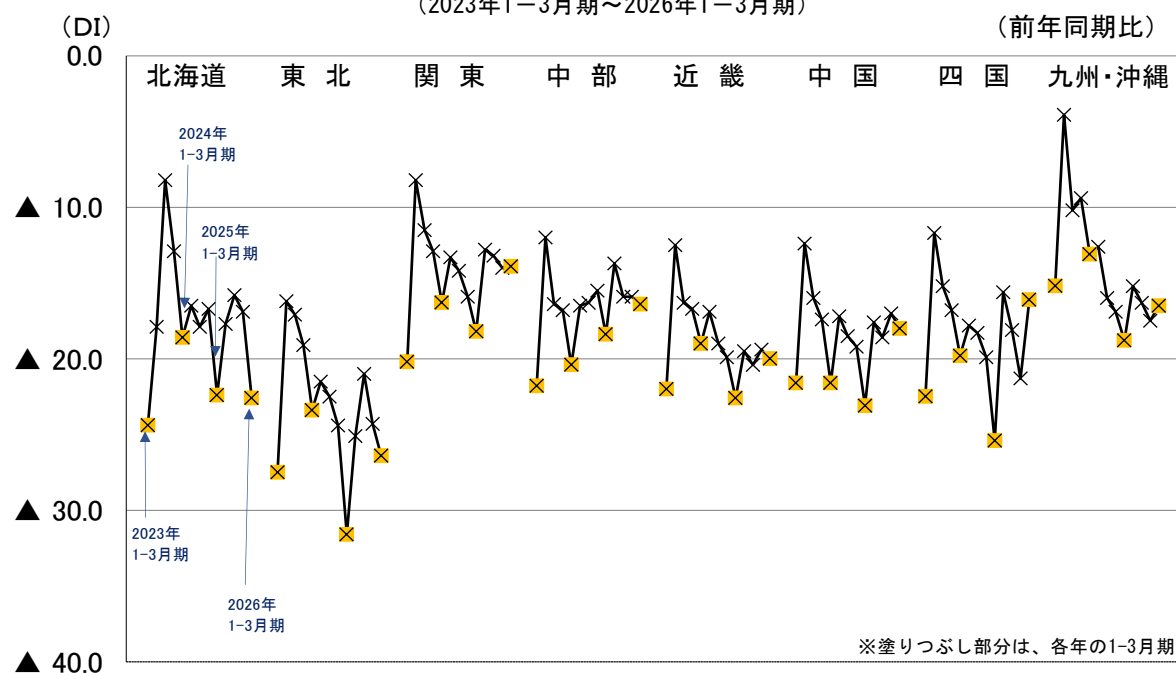


6. 地域別業況判断D I

地域別の業況判断D I（全産業）は、四国、九州・沖縄、関東でマイナス幅が縮小し、北海道、東北、中国、近畿、中部でマイナス幅が拡大した。

中小企業の地域別業況判断D Iの推移（全産業）

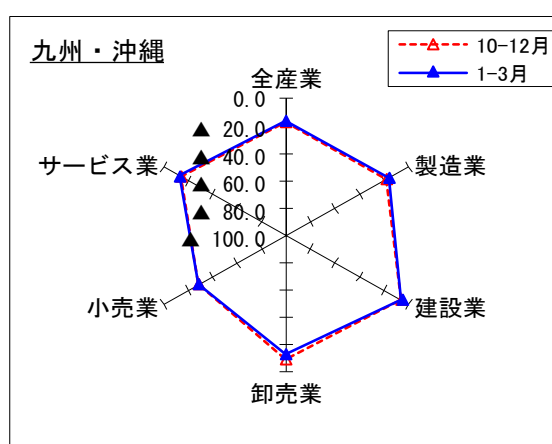
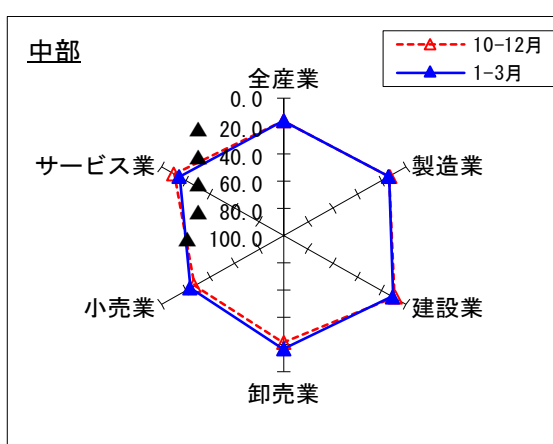
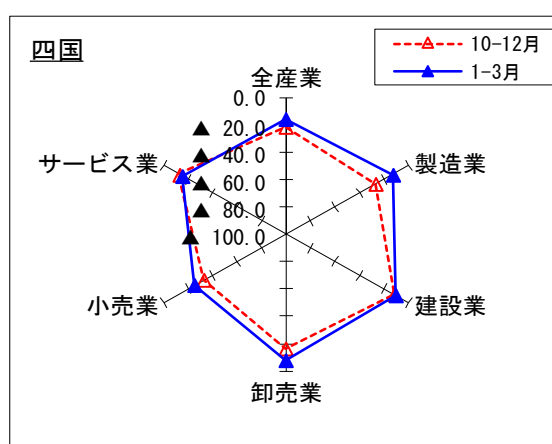
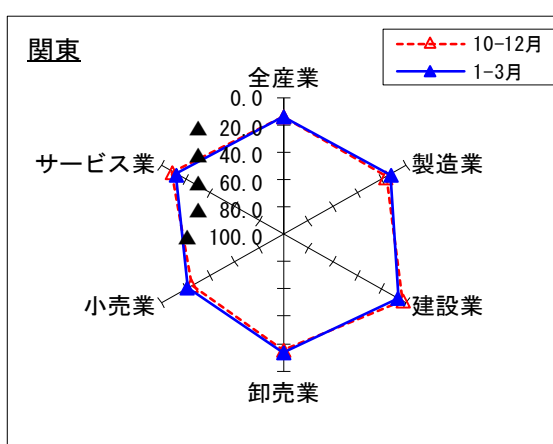
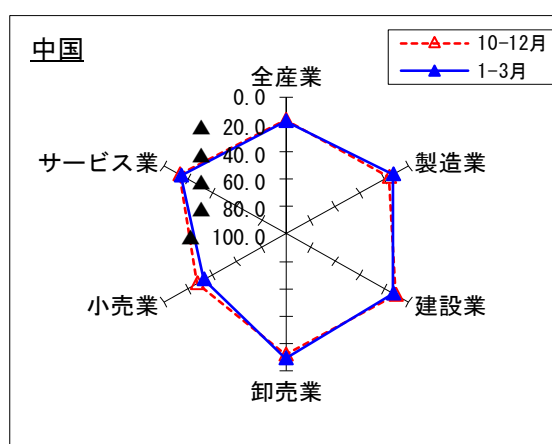
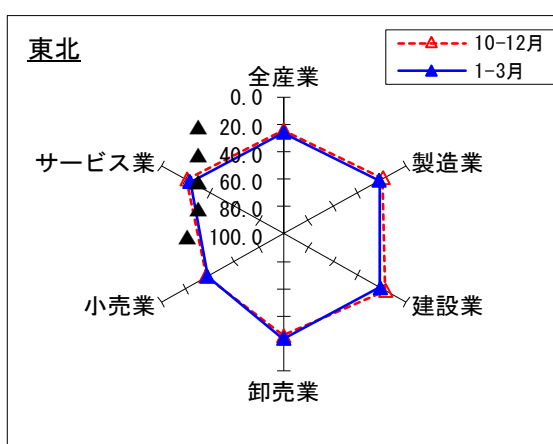
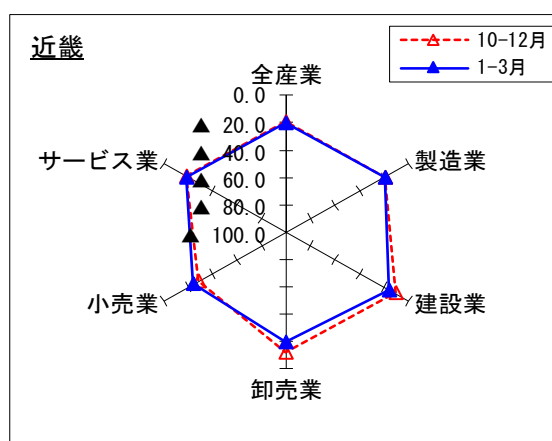
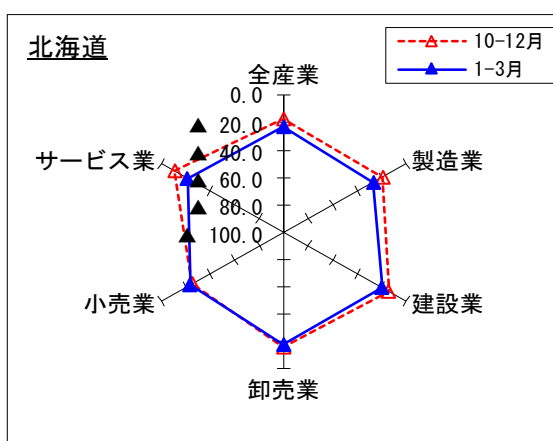
(2023年1－3月期～2026年1－3月期)



(注)1. 地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。

2. 関東には、新潟、長野、山梨、静岡の各県、中部には、石川、富山の各県、近畿には、福井県を含む。
九州・沖縄は、九州各県と沖縄県の合計。

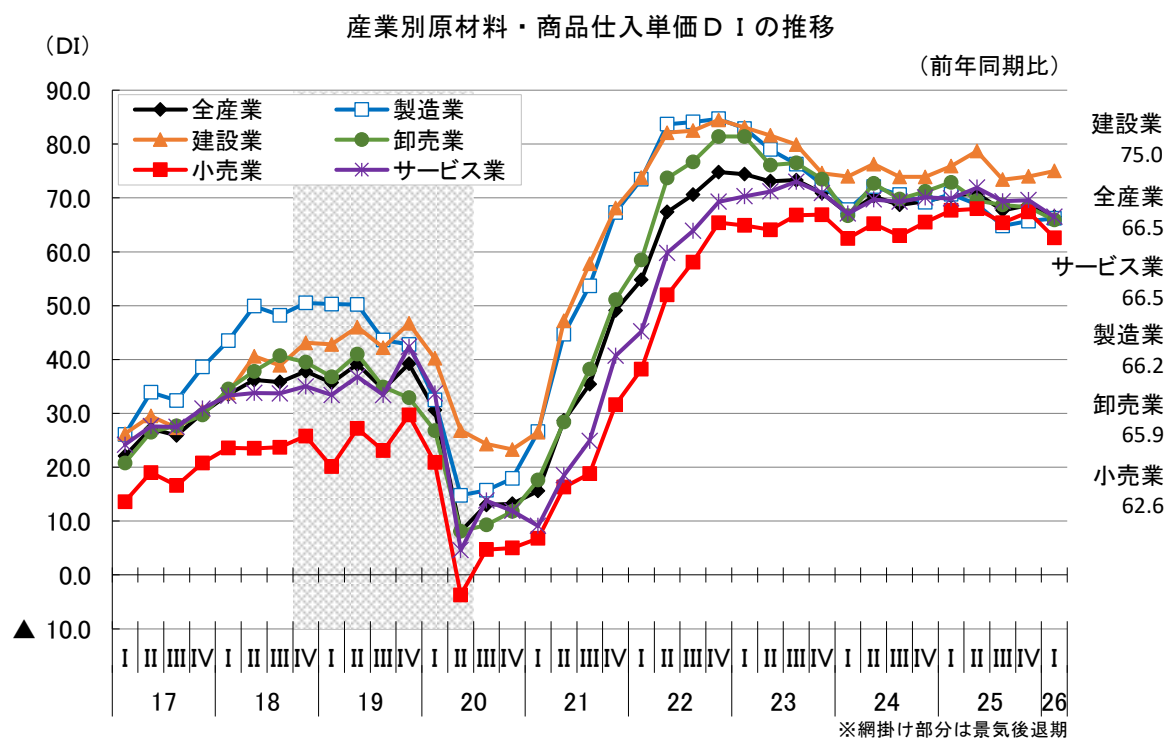
各地域における産業別の動向（業況判断DI・前年同期比）



7. 産業別原材料・商品仕入単価D I

全産業の原材料・商品仕入単価D I（「上昇」－「低下」、前年同期比）は、66.5（前期差2.2ポイント減）と低下し、2期ぶりにプラス幅が縮小した。

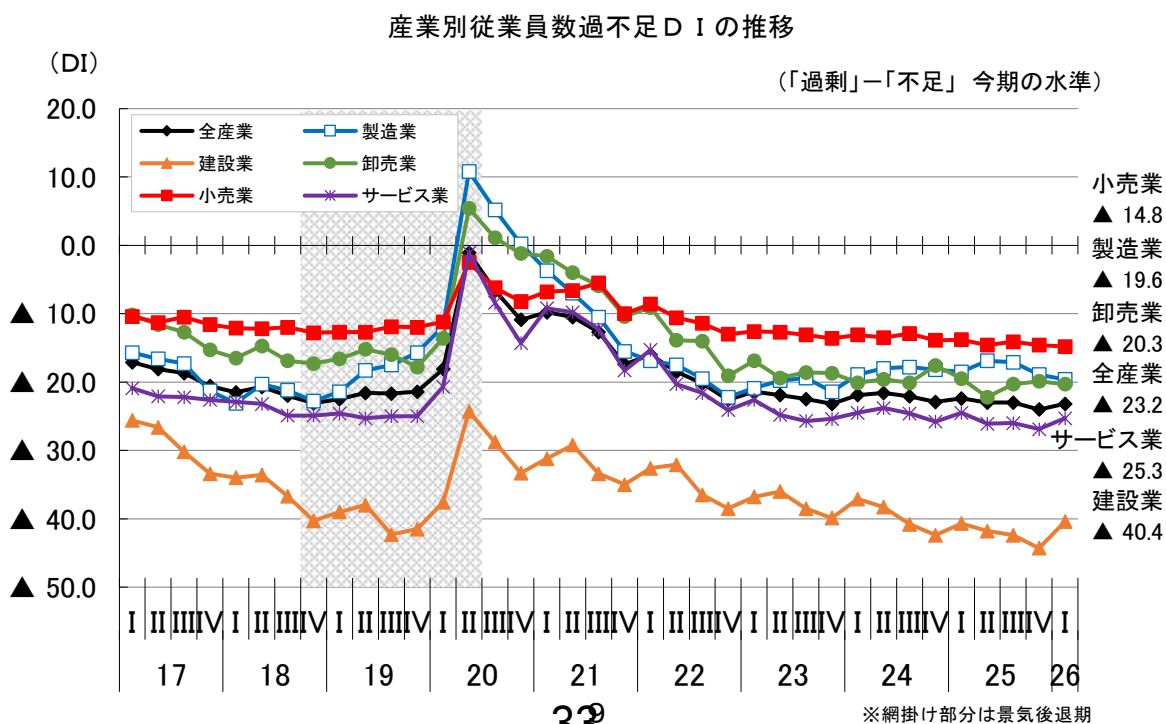
産業別に見ると、建設業で75.0（前期差1.0ポイント増）、製造業で66.2（前期差0.5ポイント増）とプラス幅が拡大した。一方、小売業で62.6（前期差4.8ポイント減）、サービス業で66.5（前期差3.1ポイント減）、卸売業で65.9（前期差2.4ポイント減）と低下し、プラス幅が縮小した。



8. 産業別従業員数過不足D I

全産業の従業員数過不足D I（「過剰」－「不足」、今期の水準）は、▲23.2（前期▲24.0、前期差0.8ポイント増）とやや上昇し、4期ぶりにマイナス幅が縮小し不足感が弱まった。

産業別に見ると、建設業、サービス業でマイナス幅が縮小し、製造業、卸売業、小売業でマイナス幅が拡大した。



【調査対象企業のコメント】

- ・注文、引合いは外国からのものなど活発であるが、国内は変わらず。原材料の一部流通が滞っている。設備の故障が最近多発し、修理で生産が止まり、仕入れが重なる時期で資金が不足となっている。[その他の製造業 北海道]
- ・鉄くず、スクラップの収集を行っているが、経済活動の停滞からスクラップ等の回収量が減少している。同業者の中には回収量不足から経営難に陥っている企業もある。[対事業所サービス業 北海道]
- ・業況は良好、生産・在庫・人員も適正に保たれている。一方、原材料費やガソリン代、人件費の高騰により利益が圧迫されている。コスト増への対応が今後の重要課題となっている状況である。[食料品 山形]
- ・ランチ・夜間営業共に新規客が少なく、需要開拓は必要。材料等仕入の上昇も伴い、利益確保が課題である。[飲食業 岩手]
- ・主要顧客の工作機械メーカーは外需主導で受注回復。航空宇宙・半導体の需要継続に加え、自動車も投資再開の兆しである。2026年は内外需ともに明るい見通し。好機を逃さないようにしたい。[機械器具 新潟]
- ・新規取引先の保守点検サービス契約を獲得できたこと、価格転嫁をスムーズに行えたことで、売上高は上昇傾向である。[小売業 群馬]
- ・医薬品（風邪関連）の需要減少により、OEM受託が大幅に減少した。今後、NB品（自社製品）とOEM受託のバランスが重要なことと、NB品の価格改定を進めていく必要がある。[化学 滋賀]
- ・デジタル化の進行に歯止めはかからず、ますます紙関係の受注減少が進んでいる。特に県、市の行政機関との取引では、今年のアジア競技大会の予算確保の影響により年度末の受注減、および新年度の受注減も否めない。[印刷 愛知]
- ・1月末、2月初旬の大型寒気団の到来でキャンセル等が大きかった。中国人需要に代わるインバウンド需要のカバーが出来なかった。[宿泊業 石川]
- ・6月までは中国向けの受注が活発となり業況は好転。ただし、7月以降の動向は国際情勢の絡みで見通すのが難しい。[鉄鋼・非鉄金属 京都]
- ・車検以外の取引・納車に時間が取られていたが、リフトの入替により仕事の効率化が図られ、リースに関しても来店方式に変更したため、仕事量を増加させることが出来た。人材不足はこれからも思案材料である。[対個人サービス業 福井]
- ・委託加工はユニホーム関係を含め全然なく、同業者も止まった状態。資材も特殊な仕事は忙しいが普通の仕事は少ない。和紙糸は同業者が少し増えてきているが、新しく開発しながら営業努力をしている中で頑張っている。[繊維工業 広島]
- ・1～2月は雪が長く続き、仕事を受けていても着工できない日が多かった。昨年比で受注件数も減少しており、需要の停滞を感じている。[建設業 鳥取]
- ・競合他社も経営が苦しい中、後継者不足も相まって廃業が増えている。弊社には受注がきているが、どこまで生き残れるかの競争となっている。[家具・装備品 徳島]
- ・全体的に値上げをしたことで、売上を伸ばしている状態になっているが、値上げの理由の大きな要因である人件費等の経費の増加が、想定以上であると感じている。[卸売業 高知]
- ・活況な顧客は積極的に設備投資や宣伝活動を行い、同時にIT化やDXを推進している。一方、活況でない顧客は徹底的にコストダウンを図り、IT化は停滞しているように感じる。これにより、受注数は減少、客単価は上昇している。[印刷 福岡]
- ・依然として為替・インフレの影響により、原材料の高止まりと受注の堅調さという二面性を持つ状況が続いている。売上単価への反映は容易ではないが、今後も重要な課題である。[輸送用機械器具 大分]
- ・今期は自治体システムの標準化に伴う特需があったものの、社員の高年齢化・業務の属人化が進んでいる。社員の定着が不可欠であるが、経済条件で大手企業への人材流出が進んでおり、体制の見直しが必要である。[情報通信・広告業 長崎]

主要DI時系列表

1. 業況判断DI（「好転」－「悪化」 前年同期比）

1－(1) 全産業

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差	2026年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 17.1	▲ 18.0	▲ 21.4	▲ 16.3	▲ 16.8	▲ 17.5	▲ 17.6	▲ 0.1	▲ 14.8	2.8
中規模	▲ 9.8	▲ 11.5	▲ 13.7	▲ 9.9	▲ 10.6	▲ 10.3	▲ 9.3	1.0	▲ 7.7	1.6
小規模	▲ 19.1	▲ 19.7	▲ 23.5	▲ 18.0	▲ 18.4	▲ 19.4	▲ 19.8	▲ 0.4	▲ 16.7	3.1
製造業	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 20.8	▲ 17.9	▲ 19.6	▲ 17.8	▲ 15.9	1.9	▲ 12.1	3.8
非製造業	▲ 16.3	▲ 17.3	▲ 21.7	▲ 15.8	▲ 15.9	▲ 17.4	▲ 18.2	▲ 0.8	▲ 15.7	2.5

1－(2) 製造業

業 種	7-9月	10-12月	2025年				2026年	前期差	2026年	今期との差
			1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
食料品	▲ 7.7	▲ 13.5	▲ 15.2	▲ 13.0	▲ 13.4	▲ 13.1	▲ 12.2	0.9	▲ 6.4	5.8
繊維工業	▲ 27.0	▲ 25.0	▲ 19.1	▲ 18.9	▲ 22.5	▲ 21.5	▲ 26.2	▲ 4.7	▲ 18.8	7.4
木材・木製品	▲ 33.8	▲ 30.4	▲ 32.1	▲ 18.0	▲ 34.0	▲ 32.2	▲ 28.9	3.3	▲ 23.1	5.8
家具・装備品	▲ 18.5	▲ 22.3	▲ 25.8	▲ 15.5	▲ 23.0	▲ 16.7	▲ 16.6	0.1	▲ 14.2	2.4
パルプ・紙・紙加工品	▲ 15.7	▲ 16.2	▲ 16.1	▲ 10.4	▲ 10.3	▲ 12.9	▲ 18.6	▲ 5.7	▲ 5.7	12.9
印刷	▲ 31.4	▲ 28.6	▲ 33.7	▲ 20.5	▲ 26.8	▲ 27.8	▲ 21.5	6.3	▲ 22.7	▲ 1.2
化学	1.2	2.4	1.3	▲ 7.2	▲ 3.6	▲ 9.5	▲ 23.6	▲ 14.1	▲ 7.0	16.6
窯業・土石製品	▲ 27.2	▲ 26.5	▲ 21.3	▲ 26.7	▲ 24.2	▲ 17.7	▲ 24.2	▲ 6.5	▲ 24.4	▲ 0.2
鉄鋼・非鉄金属	▲ 30.8	▲ 33.1	▲ 29.8	▲ 23.6	▲ 24.8	▲ 29.2	▲ 17.5	11.7	▲ 15.8	1.7
金属製品	▲ 26.4	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 17.6	▲ 16.4	▲ 17.0	▲ 9.4	7.6	▲ 3.9	5.5
機械器具	▲ 20.9	▲ 19.8	▲ 23.0	▲ 24.9	▲ 25.4	▲ 20.6	▲ 12.5	8.1	▲ 11.3	1.2
電気・情報通信機械器具・電子部品	▲ 16.4	▲ 12.8	▲ 17.3	▲ 23.3	▲ 20.7	▲ 18.5	▲ 11.3	7.2	▲ 5.7	5.6
輸送用機械器具	▲ 10.4	▲ 18.4	▲ 15.5	▲ 8.1	▲ 13.3	▲ 7.7	▲ 5.6	2.1	▲ 10.0	▲ 4.4
その他の製造業	▲ 14.6	▲ 16.0	▲ 21.1	▲ 16.5	▲ 15.3	▲ 10.1	▲ 12.2	▲ 2.1	▲ 9.0	3.2

1－(3) 非製造業

産 業 ・ 業 種	7-9月	10-12月	2025年				2026年	前期差	2026年	今期との差
			1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
建設業	▲ 11.7	▲ 9.7	▲ 14.8	▲ 8.5	▲ 9.4	▲ 8.7	▲ 11.3	▲ 2.6	▲ 12.8	▲ 1.5
総合工事業	▲ 12.3	▲ 11.3	▲ 14.3	▲ 8.9	▲ 10.9	▲ 10.5	▲ 13.0	▲ 2.5	▲ 15.3	▲ 2.3
職別・設備工事業	▲ 11.1	▲ 8.0	▲ 15.3	▲ 7.9	▲ 7.9	▲ 6.7	▲ 9.7	▲ 3.0	▲ 10.2	▲ 0.5
卸売業	▲ 14.3	▲ 13.7	▲ 16.2	▲ 13.8	▲ 15.1	▲ 15.6	▲ 15.1	0.5	▲ 11.1	4.0
小売業	▲ 26.9	▲ 29.2	▲ 31.2	▲ 26.8	▲ 26.2	▲ 28.4	▲ 26.5	1.9	▲ 23.2	3.3
サービス業	▲ 10.5	▲ 12.2	▲ 18.4	▲ 11.1	▲ 11.1	▲ 13.2	▲ 15.4	▲ 2.2	▲ 12.3	3.1
宿泊業	▲ 3.5	0.9	▲ 14.8	▲ 2.9	▲ 5.5	0.7	▲ 18.4	▲ 19.1	▲ 13.7	4.7
飲食業	▲ 11.6	▲ 16.2	▲ 26.1	▲ 16.6	▲ 14.7	▲ 20.7	▲ 23.7	▲ 3.0	▲ 20.3	3.4
対個人サービス業	▲ 13.3	▲ 15.6	▲ 19.4	▲ 12.8	▲ 12.2	▲ 16.0	▲ 16.1	▲ 0.1	▲ 13.1	3.0
対個人サービス業（生活関連）	▲ 14.3	▲ 16.3	▲ 21.6	▲ 14.0	▲ 13.6	▲ 17.6	▲ 18.4	▲ 0.8	▲ 13.7	4.7
対個人サービス業（自動車整備その他）	▲ 10.4	▲ 13.7	▲ 13.4	▲ 9.2	▲ 8.1	▲ 11.7	▲ 9.5	2.2	▲ 11.6	▲ 2.1
対事業所サービス業	▲ 5.3	▲ 7.4	▲ 11.3	▲ 7.7	▲ 8.2	▲ 7.1	▲ 7.6	▲ 0.5	▲ 3.5	4.1
対事業所サービス業（運送・倉庫）	1.5	1.1	▲ 12.5	▲ 6.9	▲ 9.3	▲ 5.6	▲ 5.2	0.4	▲ 3.0	2.2
対事業所サービス業（専門技術その他）	▲ 7.3	▲ 9.9	▲ 11.1	▲ 8.0	▲ 7.9	▲ 7.5	▲ 8.1	▲ 0.6	▲ 3.7	4.4
情報通信・広告業	▲ 15.5	▲ 5.4	▲ 9.1	0.6	▲ 6.4	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 0.3	▲ 2.2	▲ 0.3

2. ー(1) 売上額DI (「増加」ー「減少」 前年同期比)

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 9.7	▲ 11.3	▲ 12.9	▲ 8.1	▲ 8.7	▲ 10.2	▲ 11.7	▲ 1.5
製造業	▲ 13.0	▲ 13.3	▲ 12.9	▲ 9.2	▲ 9.2	▲ 9.3	▲ 8.8	0.5
非製造業	▲ 8.6	▲ 10.6	▲ 12.9	▲ 7.7	▲ 8.4	▲ 10.5	▲ 12.7	▲ 2.2
建設業	▲ 12.5	▲ 10.0	▲ 12.0	▲ 9.9	▲ 10.4	▲ 7.4	▲ 11.2	▲ 3.8
卸売業	▲ 4.7	▲ 5.3	▲ 5.8	▲ 5.6	▲ 5.6	▲ 8.4	▲ 9.8	▲ 1.4
小売業	▲ 19.3	▲ 22.2	▲ 21.8	▲ 16.5	▲ 17.8	▲ 20.6	▲ 21.0	▲ 0.4
サービス業	0.1	▲ 3.2	▲ 8.0	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 4.7	▲ 7.7	▲ 3.0

2. ー(2) 売上単価・客単価DI (「上昇」ー「低下」 前年同期比)

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差	2026年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	15.2	15.1	14.5	18.7	17.0	16.8	14.8	▲ 2.0	11.0	▲ 3.8
製造業	25.7	26.5	25.5	29.2	27.1	27.9	26.9	▲ 1.0	21.2	▲ 5.7
非製造業	11.0	10.6	10.3	14.6	13.1	12.5	10.0	▲ 2.5	7.0	▲ 3.0
卸売業	45.5	44.8	46.8	43.6	41.9	39.9	37.7	▲ 2.2	32.9	▲ 4.8
小売業	▲ 4.4	▲ 2.7	▲ 2.0	1.8	0.8	0.7	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 5.3	▲ 3.0
サービス業	16.3	14.2	12.5	18.6	17.0	16.1	14.0	▲ 2.1	11.4	▲ 2.6

3. 原材料・商品仕入単価DI (「上昇」ー「低下」 前年同期比)

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差	2026年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	68.7	69.4	70.4	70.8	67.7	68.7	66.5	▲ 2.2	60.6	▲ 5.9
製造業	70.6	69.2	70.7	68.8	64.8	65.7	66.2	0.5	60.9	▲ 5.3
非製造業	68.0	69.4	70.4	71.7	68.8	69.6	66.7	▲ 2.9	60.4	▲ 6.3
建設業	73.9	73.9	75.9	78.7	73.4	74.0	75.0	1.0	69.0	▲ 6.0
卸売業	69.8	71.2	72.9	69.5	68.7	68.3	65.9	▲ 2.4	61.8	▲ 4.1
小売業	63.0	65.5	67.7	68.0	65.4	67.4	62.6	▲ 4.8	56.5	▲ 6.1
サービス業	69.3	70.1	69.9	71.9	69.4	69.6	66.5	▲ 3.1	59.6	▲ 6.9

4. 在庫水準DI (「過剰」ー「不足」 今期の水準)

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	6.0	5.4	4.8	5.7	5.3	5.3	5.3	0.0
製造業	3.3	1.7	1.7	1.9	2.2	1.4	1.3	▲ 0.1
非製造業	8.0	8.2	7.3	8.6	7.6	8.2	8.3	0.1
卸売業	14.9	12.7	13.7	13.4	13.4	12.6	14.2	1.6
小売業	6.4	7.0	5.8	7.3	6.2	7.1	6.9	▲ 0.2

5. 採算(経常利益)DI (「好転」ー「悪化」 前年同期比)

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差	2026年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 23.1	▲ 23.9	▲ 27.8	▲ 21.9	▲ 22.0	▲ 22.6	▲ 22.5	0.1	▲ 19.5	3.0
製造業	▲ 23.6	▲ 23.8	▲ 25.8	▲ 21.2	▲ 21.5	▲ 21.1	▲ 18.5	2.6	▲ 16.1	2.4
非製造業	▲ 23.0	▲ 23.9	▲ 28.4	▲ 22.1	▲ 22.1	▲ 23.0	▲ 23.9	▲ 0.9	▲ 20.7	3.2
建設業	▲ 20.8	▲ 20.0	▲ 23.6	▲ 18.7	▲ 19.9	▲ 18.3	▲ 20.2	▲ 1.9	▲ 20.9	▲ 0.7
卸売業	▲ 16.6	▲ 15.8	▲ 18.6	▲ 13.5	▲ 15.2	▲ 18.1	▲ 17.4	0.7	▲ 13.4	4.0
小売業	▲ 30.2	▲ 31.7	▲ 35.4	▲ 29.8	▲ 28.8	▲ 31.1	▲ 29.3	1.8	▲ 25.7	3.6
サービス業	▲ 19.6	▲ 21.5	▲ 27.0	▲ 19.5	▲ 19.4	▲ 19.9	▲ 22.6	▲ 2.7	▲ 18.2	4.4

6. 資金繰りDI（「好転」－「悪化」 前年同期比）

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 12.7	▲ 14.6	▲ 16.7	▲ 12.5	▲ 13.2	▲ 13.1	▲ 13.4	▲ 0.3
製造業	▲ 14.2	▲ 16.2	▲ 16.5	▲ 14.3	▲ 15.3	▲ 14.2	▲ 13.3	0.9
非製造業	▲ 12.3	▲ 14.1	▲ 16.9	▲ 11.9	▲ 12.6	▲ 12.8	▲ 13.5	▲ 0.7
建設業	▲ 7.1	▲ 8.1	▲ 10.5	▲ 4.6	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 7.0	▲ 1.1
卸売業	▲ 8.2	▲ 11.0	▲ 11.2	▲ 8.8	▲ 9.4	▲ 10.8	▲ 9.7	1.1
小売業	▲ 19.4	▲ 21.8	▲ 23.7	▲ 19.5	▲ 20.2	▲ 20.2	▲ 19.6	0.6
サービス業	▲ 9.7	▲ 11.4	▲ 15.4	▲ 9.8	▲ 9.9	▲ 10.6	▲ 12.1	▲ 1.5

7. 従業員数DI（「増加」－「減少」 前年同期比）

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差	2026年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 5.2	▲ 2.9	▲ 3.8	▲ 4.1	▲ 5.4	▲ 1.3	▲ 3.0	2.4
製造業	▲ 3.9	▲ 4.4	▲ 6.7	▲ 3.6	▲ 5.2	▲ 6.0	▲ 6.5	▲ 0.5	▲ 2.4	4.1
非製造業	▲ 3.2	▲ 3.6	▲ 4.7	▲ 2.6	▲ 3.2	▲ 3.4	▲ 5.0	▲ 1.6	▲ 3.2	1.8
建設業	▲ 4.3	▲ 3.4	▲ 5.8	▲ 1.9	▲ 4.5	▲ 4.8	▲ 5.6	▲ 0.8	▲ 3.4	2.2
卸売業	1.0	▲ 2.4	▲ 1.8	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 4.6	▲ 4.3	0.0	4.6
小売業	▲ 4.4	▲ 4.9	▲ 5.7	▲ 4.4	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 4.8	▲ 1.1	▲ 4.0	0.8
サービス業	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 1.7	▲ 2.2	▲ 3.1	▲ 4.8	▲ 1.7	▲ 3.3	1.5

8. 従業員数過不足DI（「過剰」－「不足」 今期の水準）

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 22.1	▲ 22.9	▲ 22.4	▲ 23.0	▲ 23.0	▲ 24.0	▲ 23.2	0.8
製造業	▲ 17.8	▲ 18.2	▲ 18.5	▲ 16.9	▲ 17.1	▲ 18.9	▲ 19.6	▲ 0.7
非製造業	▲ 23.6	▲ 24.5	▲ 23.8	▲ 25.2	▲ 24.9	▲ 25.8	▲ 24.5	1.3
建設業	▲ 40.8	▲ 42.4	▲ 40.7	▲ 41.8	▲ 42.4	▲ 44.3	▲ 40.4	3.9
卸売業	▲ 20.1	▲ 17.6	▲ 19.5	▲ 22.2	▲ 20.3	▲ 19.9	▲ 20.3	▲ 0.4
小売業	▲ 12.9	▲ 13.9	▲ 13.8	▲ 14.6	▲ 14.1	▲ 14.6	▲ 14.8	▲ 0.2
サービス業	▲ 24.6	▲ 25.8	▲ 24.5	▲ 26.1	▲ 26.0	▲ 26.9	▲ 25.3	1.6

9. 設備投資動向

設備投資実施企業割合(実施企業/回答企業×100) 単位: %

産 業	2024年		2025年				2026年	来期計画	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全産業	17.5	17.5	15.4	17.8	18.7	19.4	17.0	19.8	2.8
製造業	21.7	21.4	19.3	20.2	21.9	22.4	21.6	25.5	3.9
建設業	20.4	20.2	19.1	24.0	23.1	23.6	22.5	22.3	▲ 0.2
卸売業	18.6	20.2	18.6	20.6	22.7	23.1	18.6	22.4	3.8
小売業	12.1	12.7	9.4	12.3	13.1	13.9	11.1	13.7	2.6
サービス業	16.9	16.6	14.6	17.1	18.1	18.6	15.4	18.6	3.2

10. 生産設備過不足DI (「過剰」-「不足」 今期の水準)

産 業	2024年		2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
製 造 業	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.9	▲ 4.5	▲ 4.4	0.1

11. 経営上の問題点

	今期直面している経営上の問題点(構成比)									
	1位 (%)		2位 (%)		3位 (%)		4位 (%)		5位 (%)	
製造業	原材料価格の上昇		需要の停滞		生産設備の不足・老朽化		従業員の確保難		人件費の増加	
	27.7		18.3		10.0		9.9		8.8	
	1位	25.4	2位	19.1	5位	9.5	4位	9.7	3位	10.5
建設業	材料価格の上昇		従業員の確保難		熟練技術者の確保難		民間需要の停滞		人件費の増加	
	33.2		20.0		7.9		7.4		6.9	
	1位	30.8	2位	21.9	3位	9.8	4位	7.3	5位	6.4
卸売業	仕入単価の上昇		需要の停滞		従業員の確保難		人件費の増加		人件費以外の経費の増加	
	23.7		20.3		11.4		10.5		6.0	
	1位	23.5	2位	19.6	4位	11.2	3位	12.5	5位	5.5
小売業	仕入単価の上昇		消費者ニーズの変化への対応		需要の停滞		購買力の他地域への流出		大中型店の進出による競争の激化	
	26.9		13.1		12.8		8.2		7.5	
	1位	27.5	2位	13.4	3位	12.1	4位	8.3	6位	7.6
サービス業	材料等仕入単価の上昇		従業員の確保難		利用者ニーズの変化への対応		人件費の増加		需要の停滞	
	21.9		12.4		11.2		11.2		10.6	
	1位	24.1	3位	11.6	4位	11.2	2位	11.9	5位	10.0
前々期	1位		4位		2位		3位		5位	
	23.0		11.3		11.7		11.6		9.6	

12. 業況判断DI(地域別)

前年同期比

地域・産業		2023年		2024年				2025年				2026年	前期差
		7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
北海道	製造業	▲ 2.7	▲ 8.7	▲ 21.5	▲ 15.6	▲ 16.1	▲ 18.8	▲ 36.1	▲ 24.3	▲ 19.1	▲ 19.5	▲ 27.1	▲ 7.6
	建設業	▲ 15.8	▲ 13.6	▲ 11.6	▲ 14.2	▲ 15.5	▲ 18.8	▲ 19.2	▲ 11.9	▲ 18.6	▲ 14.1	▲ 19.7	▲ 5.6
	卸売業	0.0	▲ 2.9	▲ 24.3	▲ 15.0	▲ 12.5	▲ 9.1	▲ 12.3	▲ 18.2	▲ 13.8	▲ 15.9	▲ 17.5	▲ 1.6
	小売業	▲ 15.2	▲ 15.9	▲ 21.2	▲ 21.8	▲ 29.1	▲ 17.8	▲ 21.1	▲ 16.4	▲ 20.2	▲ 25.5	▲ 23.7	1.8
	サービス業	▲ 5.3	▲ 16.4	▲ 17.0	▲ 15.1	▲ 13.9	▲ 15.6	▲ 18.8	▲ 17.2	▲ 9.3	▲ 11.0	▲ 21.7	▲ 10.7
	全産業	▲ 8.2	▲ 12.9	▲ 18.6	▲ 16.5	▲ 17.9	▲ 16.7	▲ 22.4	▲ 17.7	▲ 15.8	▲ 16.9	▲ 22.6	▲ 5.7
東北	製造業	▲ 19.8	▲ 19.1	▲ 25.0	▲ 22.4	▲ 21.1	▲ 22.1	▲ 30.8	▲ 23.3	▲ 23.8	▲ 19.4	▲ 21.9	▲ 2.5
	建設業	▲ 20.6	▲ 16.8	▲ 24.1	▲ 23.0	▲ 24.1	▲ 27.2	▲ 24.8	▲ 19.0	▲ 14.2	▲ 16.8	▲ 21.2	▲ 4.4
	卸売業	▲ 5.1	▲ 12.3	▲ 18.2	▲ 13.4	▲ 15.8	▲ 19.8	▲ 25.6	▲ 25.8	▲ 18.9	▲ 25.5	▲ 23.6	1.9
	小売業	▲ 29.9	▲ 33.8	▲ 31.6	▲ 31.9	▲ 39.2	▲ 36.4	▲ 41.3	▲ 39.5	▲ 27.3	▲ 37.0	▲ 37.7	▲ 0.7
	サービス業	▲ 6.1	▲ 10.3	▲ 17.0	▲ 13.9	▲ 11.9	▲ 17.0	▲ 28.7	▲ 18.1	▲ 17.5	▲ 21.0	▲ 23.5	▲ 2.5
	全産業	▲ 17.1	▲ 19.1	▲ 23.4	▲ 21.5	▲ 22.5	▲ 24.4	▲ 31.6	▲ 25.1	▲ 21.0	▲ 24.3	▲ 26.4	▲ 2.1
関東	製造業	▲ 13.9	▲ 16.0	▲ 21.9	▲ 19.1	▲ 18.5	▲ 21.2	▲ 20.5	▲ 17.7	▲ 16.8	▲ 16.3	▲ 12.7	3.6
	建設業	▲ 13.3	▲ 9.0	▲ 12.7	▲ 8.4	▲ 6.9	▲ 4.2	▲ 11.1	▲ 1.5	▲ 2.1	▲ 2.6	▲ 6.9	▲ 4.3
	卸売業	▲ 10.8	▲ 12.8	▲ 7.8	▲ 8.4	▲ 16.2	▲ 12.3	▲ 14.9	▲ 11.7	▲ 13.7	▲ 15.3	▲ 13.3	2.0
	小売業	▲ 25.3	▲ 27.4	▲ 25.6	▲ 21.5	▲ 22.5	▲ 26.2	▲ 28.8	▲ 24.2	▲ 25.2	▲ 25.0	▲ 21.5	3.5
	サービス業	0.1	▲ 1.9	▲ 8.5	▲ 6.2	▲ 7.8	▲ 10.2	▲ 12.7	▲ 6.3	▲ 6.7	▲ 9.0	▲ 12.4	▲ 3.4
	全産業	▲ 11.5	▲ 12.9	▲ 16.3	▲ 13.3	▲ 14.2	▲ 15.9	▲ 18.2	▲ 12.8	▲ 13.2	▲ 14.0	▲ 13.9	0.1
中部	製造業	▲ 12.3	▲ 15.3	▲ 19.8	▲ 20.4	▲ 20.2	▲ 17.5	▲ 15.1	▲ 14.4	▲ 19.4	▲ 13.6	▲ 14.1	▲ 0.5
	建設業	▲ 17.7	▲ 18.7	▲ 11.4	▲ 12.0	▲ 4.9	▲ 5.3	▲ 12.3	▲ 5.6	▲ 8.1	▲ 9.6	▲ 10.8	▲ 1.2
	卸売業	▲ 9.7	▲ 8.4	▲ 17.0	▲ 9.0	▲ 18.3	▲ 15.8	▲ 14.0	▲ 11.5	▲ 16.8	▲ 21.9	▲ 17.3	4.6
	小売業	▲ 28.5	▲ 28.5	▲ 30.3	▲ 24.9	▲ 23.9	▲ 27.9	▲ 29.1	▲ 22.9	▲ 24.3	▲ 26.9	▲ 23.9	3.0
	サービス業	▲ 10.8	▲ 9.8	▲ 17.3	▲ 9.7	▲ 11.3	▲ 8.3	▲ 16.1	▲ 9.7	▲ 9.3	▲ 10.5	▲ 14.7	▲ 4.2
	全産業	▲ 16.4	▲ 16.8	▲ 20.4	▲ 16.5	▲ 16.3	▲ 15.5	▲ 18.4	▲ 13.7	▲ 15.9	▲ 15.9	▲ 16.4	▲ 0.5
近畿	製造業	▲ 14.4	▲ 14.0	▲ 19.4	▲ 18.7	▲ 19.2	▲ 19.4	▲ 18.3	▲ 18.0	▲ 20.8	▲ 19.1	▲ 19.8	▲ 0.7
	建設業	▲ 19.4	▲ 16.4	▲ 16.4	▲ 13.7	▲ 21.5	▲ 14.0	▲ 15.4	▲ 11.9	▲ 11.1	▲ 10.7	▲ 16.0	▲ 5.3
	卸売業	▲ 8.6	▲ 11.0	▲ 19.5	▲ 16.3	▲ 15.6	▲ 19.2	▲ 25.1	▲ 10.9	▲ 19.6	▲ 12.0	▲ 19.7	▲ 7.7
	小売業	▲ 25.8	▲ 25.4	▲ 28.0	▲ 24.6	▲ 27.4	▲ 29.7	▲ 32.7	▲ 28.6	▲ 27.3	▲ 28.5	▲ 24.1	4.4
	サービス業	▲ 11.3	▲ 13.7	▲ 13.1	▲ 10.9	▲ 12.1	▲ 15.3	▲ 21.3	▲ 18.9	▲ 18.9	▲ 18.1	▲ 19.0	▲ 0.9
	全産業	▲ 16.3	▲ 16.7	▲ 19.0	▲ 16.9	▲ 19.0	▲ 19.9	▲ 22.6	▲ 19.5	▲ 20.4	▲ 19.4	▲ 20.0	▲ 0.6
中国	製造業	▲ 20.8	▲ 18.7	▲ 18.7	▲ 18.3	▲ 23.6	▲ 16.2	▲ 19.7	▲ 16.9	▲ 22.2	▲ 16.5	▲ 12.5	4.0
	建設業	▲ 17.3	▲ 14.3	▲ 22.4	▲ 13.4	▲ 15.6	▲ 14.0	▲ 23.4	▲ 20.5	▲ 18.0	▲ 10.3	▲ 12.8	▲ 2.5
	卸売業	▲ 14.8	▲ 17.6	▲ 19.6	▲ 19.2	▲ 15.7	▲ 17.7	▲ 17.1	▲ 20.0	▲ 10.0	▲ 12.1	▲ 8.8	3.3
	小売業	▲ 26.5	▲ 29.0	▲ 35.4	▲ 25.6	▲ 27.6	▲ 32.3	▲ 31.3	▲ 27.4	▲ 27.7	▲ 27.4	▲ 33.0	▲ 5.6
	サービス業	▲ 2.4	▲ 7.7	▲ 12.2	▲ 10.7	▲ 8.4	▲ 12.9	▲ 19.7	▲ 8.0	▲ 9.8	▲ 12.8	▲ 14.3	▲ 1.5
	全産業	▲ 16.0	▲ 17.4	▲ 21.6	▲ 17.2	▲ 18.5	▲ 19.2	▲ 23.1	▲ 17.6	▲ 18.6	▲ 17.0	▲ 18.0	▲ 1.0
四国	製造業	▲ 17.3	▲ 13.9	▲ 18.1	▲ 18.4	▲ 18.9	▲ 28.0	▲ 22.3	▲ 20.8	▲ 21.8	▲ 27.3	▲ 13.2	14.1
	建設業	▲ 13.3	▲ 12.4	▲ 11.1	▲ 13.1	▲ 8.9	▲ 8.8	▲ 16.4	▲ 12.1	▲ 12.7	▲ 11.4	▲ 10.3	1.1
	卸売業	▲ 2.7	▲ 6.6	▲ 21.0	▲ 23.4	▲ 11.8	▲ 7.8	▲ 17.1	▲ 8.8	▲ 14.3	▲ 16.4	▲ 7.7	8.7
	小売業	▲ 30.2	▲ 32.8	▲ 36.7	▲ 26.2	▲ 28.5	▲ 30.1	▲ 36.3	▲ 24.5	▲ 28.9	▲ 32.8	▲ 25.6	7.2
	サービス業	▲ 4.6	▲ 10.1	▲ 10.9	▲ 11.4	▲ 14.2	▲ 12.1	▲ 24.2	▲ 7.3	▲ 9.2	▲ 12.5	▲ 14.7	▲ 2.2
	全産業	▲ 15.2	▲ 16.8	▲ 19.8	▲ 17.8	▲ 18.3	▲ 19.9	▲ 25.4	▲ 15.6	▲ 18.1	▲ 21.3	▲ 16.1	5.2
九州・沖縄	製造業	▲ 15.6	▲ 11.8	▲ 14.5	▲ 15.7	▲ 20.0	▲ 20.0	▲ 19.0	▲ 15.9	▲ 18.9	▲ 18.0	▲ 16.5	1.5
	建設業	▲ 11.1	▲ 7.9	▲ 8.6	▲ 6.1	▲ 6.1	▲ 2.5	▲ 8.5	▲ 2.4	▲ 8.1	▲ 6.8	▲ 5.8	1.0
	卸売業	▲ 3.1	▲ 5.4	▲ 10.0	▲ 6.0	▲ 4.5	▲ 7.3	▲ 5.2	▲ 12.5	▲ 13.1	▲ 9.5	▲ 12.9	▲ 3.4
	小売業	▲ 19.6	▲ 17.1	▲ 22.7	▲ 26.0	▲ 26.1	▲ 30.8	▲ 28.3	▲ 27.2	▲ 26.3	▲ 28.7	▲ 27.9	0.8
	サービス業	▲ 0.2	▲ 3.4	▲ 7.4	▲ 3.9	▲ 11.3	▲ 11.9	▲ 17.8	▲ 11.3	▲ 10.9	▲ 14.2	▲ 12.9	1.3
	全産業	▲ 10.2	▲ 9.4	▲ 13.1	▲ 12.6	▲ 16.0	▲ 16.9	▲ 18.8	▲ 15.2	▲ 16.3	▲ 17.5	▲ 16.5	1.0

13. 業況判断DI(都道府県別)

(1)全産業

前年同期比

都道府県	2023年		2024年				2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全 国	▲ 13.7	▲ 14.8	▲ 18.3	▲ 15.7	▲ 17.1	▲ 18.0	▲ 21.4	▲ 16.3	▲ 16.8	▲ 17.5	▲ 17.6	▲ 0.1
北海道	▲ 8.2	▲ 12.9	▲ 18.6	▲ 16.5	▲ 17.9	▲ 16.7	▲ 22.4	▲ 17.7	▲ 15.8	▲ 16.9	▲ 22.6	▲ 5.7
道南・道央	▲ 14.7	▲ 15.8	▲ 18.9	▲ 16.3	▲ 17.9	▲ 17.6	▲ 22.2	▲ 18.6	▲ 18.5	▲ 17.2	▲ 23.0	▲ 5.8
道北・オホーツク	▲ 2.3	▲ 12.1	▲ 16.9	▲ 20.0	▲ 19.5	▲ 18.8	▲ 15.6	▲ 17.0	▲ 10.9	▲ 17.6	▲ 20.7	▲ 3.1
十勝・釧路・根室	7.1	▲ 4.3	▲ 19.3	▲ 13.9	▲ 16.2	▲ 11.9	▲ 28.4	▲ 14.9	▲ 11.8	▲ 16.0	▲ 22.2	▲ 6.2
東 北	▲ 17.1	▲ 19.1	▲ 23.4	▲ 21.5	▲ 22.5	▲ 24.4	▲ 31.6	▲ 25.1	▲ 21.0	▲ 24.3	▲ 26.4	▲ 2.1
青森県	▲ 24.1	▲ 27.1	▲ 31.2	▲ 29.4	▲ 26.5	▲ 31.1	▲ 37.6	▲ 24.7	▲ 22.7	▲ 25.7	▲ 29.4	▲ 3.7
岩手県	▲ 21.3	▲ 24.5	▲ 27.8	▲ 17.8	▲ 24.1	▲ 22.7	▲ 32.1	▲ 21.3	▲ 18.3	▲ 24.5	▲ 26.6	▲ 2.1
宮城県	▲ 15.3	▲ 16.2	▲ 14.5	▲ 19.3	▲ 18.7	▲ 26.0	▲ 31.1	▲ 22.3	▲ 24.0	▲ 18.7	▲ 17.5	1.2
秋田県	▲ 16.6	▲ 19.2	▲ 27.2	▲ 21.5	▲ 19.9	▲ 19.9	▲ 22.1	▲ 22.6	▲ 19.7	▲ 26.3	▲ 30.6	▲ 4.3
山形県	▲ 6.2	▲ 9.7	▲ 17.8	▲ 19.9	▲ 21.0	▲ 27.9	▲ 32.4	▲ 26.4	▲ 17.9	▲ 23.0	▲ 22.6	0.4
福島県	▲ 19.3	▲ 19.5	▲ 23.1	▲ 22.2	▲ 25.2	▲ 21.4	▲ 35.5	▲ 31.0	▲ 23.5	▲ 26.6	▲ 29.6	▲ 3.0
関 東	▲ 11.5	▲ 12.9	▲ 16.3	▲ 13.3	▲ 14.2	▲ 15.9	▲ 18.2	▲ 12.8	▲ 13.2	▲ 14.0	▲ 13.9	0.1
茨城県	▲ 12.5	▲ 17.6	▲ 18.7	▲ 19.3	▲ 13.2	▲ 14.6	▲ 18.3	▲ 13.3	▲ 15.7	▲ 11.0	▲ 10.0	1.0
栃木県	▲ 9.3	▲ 11.5	▲ 18.9	▲ 11.1	▲ 13.8	▲ 12.9	▲ 16.4	▲ 12.7	▲ 15.8	▲ 18.3	▲ 18.4	▲ 0.1
群馬県	▲ 10.5	▲ 12.1	▲ 17.5	▲ 13.9	▲ 14.1	▲ 15.8	▲ 23.3	▲ 15.2	▲ 15.4	▲ 12.3	▲ 20.3	▲ 8.0
埼玉県	▲ 15.0	▲ 11.1	▲ 16.2	▲ 11.7	▲ 13.4	▲ 15.1	▲ 16.6	▲ 10.8	▲ 12.7	▲ 11.5	▲ 7.0	4.5
千葉県	▲ 13.6	▲ 15.5	▲ 19.7	▲ 16.6	▲ 13.6	▲ 16.2	▲ 17.0	▲ 16.1	▲ 11.3	▲ 19.7	▲ 13.0	6.7
東京都	▲ 5.5	▲ 2.1	▲ 4.4	0.3	▲ 8.1	▲ 4.2	▲ 7.5	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 3.9	▲ 7.8	▲ 3.9
神奈川県	▲ 9.1	▲ 12.8	▲ 9.5	▲ 8.8	▲ 14.2	▲ 13.5	▲ 9.6	▲ 6.3	▲ 9.4	▲ 12.2	▲ 5.6	6.6
新潟県	▲ 16.6	▲ 21.7	▲ 25.0	▲ 20.2	▲ 17.6	▲ 24.1	▲ 28.9	▲ 19.6	▲ 16.6	▲ 19.3	▲ 21.2	▲ 1.9
山梨県	▲ 21.2	▲ 15.0	▲ 24.0	▲ 13.6	▲ 14.2	▲ 18.1	▲ 23.8	▲ 23.2	▲ 25.5	▲ 27.5	▲ 26.5	1.0
長野県	▲ 14.2	▲ 19.8	▲ 21.4	▲ 25.0	▲ 20.8	▲ 26.3	▲ 25.9	▲ 16.7	▲ 15.3	▲ 14.9	▲ 15.8	▲ 0.9
静岡県	▲ 1.2	▲ 3.7	▲ 8.7	▲ 9.5	▲ 12.9	▲ 13.6	▲ 14.5	▲ 12.6	▲ 15.7	▲ 11.7	▲ 12.6	▲ 0.9
中 部	▲ 16.4	▲ 16.8	▲ 20.4	▲ 16.5	▲ 16.3	▲ 15.5	▲ 18.4	▲ 13.7	▲ 15.9	▲ 15.9	▲ 16.4	▲ 0.5
富山県	▲ 18.2	▲ 15.3	▲ 24.2	▲ 23.3	▲ 14.9	▲ 18.3	▲ 28.5	▲ 14.7	▲ 19.5	▲ 23.3	▲ 23.2	0.1
石川県	▲ 10.9	▲ 11.3	▲ 36.1	▲ 14.3	▲ 14.6	▲ 16.0	▲ 11.1	▲ 0.8	▲ 3.2	0.7	▲ 11.0	▲ 11.7
岐阜県	▲ 15.4	▲ 14.4	▲ 15.4	▲ 19.2	▲ 13.0	▲ 13.2	▲ 16.3	▲ 11.6	▲ 16.8	▲ 16.8	▲ 16.7	0.1
愛知県	▲ 13.6	▲ 15.7	▲ 14.9	▲ 11.2	▲ 17.2	▲ 14.6	▲ 14.7	▲ 13.4	▲ 13.4	▲ 12.6	▲ 12.1	0.5
三重県	▲ 22.4	▲ 24.9	▲ 23.3	▲ 16.7	▲ 20.7	▲ 17.2	▲ 22.9	▲ 22.5	▲ 22.7	▲ 23.2	▲ 20.4	2.8
近 畿	▲ 16.3	▲ 16.7	▲ 19.0	▲ 16.9	▲ 19.0	▲ 19.9	▲ 22.6	▲ 19.5	▲ 20.4	▲ 19.4	▲ 20.0	▲ 0.6
福井県	▲ 21.6	▲ 21.5	▲ 23.1	▲ 18.2	▲ 16.9	▲ 21.1	▲ 33.0	▲ 23.0	▲ 24.6	▲ 32.3	▲ 29.6	2.7
滋賀県	▲ 16.5	▲ 10.4	▲ 14.7	▲ 12.9	▲ 15.5	▲ 16.3	▲ 19.8	▲ 20.4	▲ 22.0	▲ 20.2	▲ 18.7	1.5
京都府	▲ 16.2	▲ 16.8	▲ 15.5	▲ 15.0	▲ 20.4	▲ 16.7	▲ 20.5	▲ 10.7	▲ 16.7	▲ 16.5	▲ 14.4	2.1
大阪府	▲ 12.7	▲ 14.9	▲ 20.8	▲ 15.9	▲ 17.7	▲ 19.9	▲ 21.8	▲ 18.8	▲ 17.0	▲ 15.0	▲ 13.4	1.6
兵庫県	▲ 17.9	▲ 14.2	▲ 19.9	▲ 14.6	▲ 18.0	▲ 19.4	▲ 17.9	▲ 18.7	▲ 16.6	▲ 16.5	▲ 22.1	▲ 5.6
奈良県	▲ 15.3	▲ 20.9	▲ 15.7	▲ 17.4	▲ 21.9	▲ 20.0	▲ 19.4	▲ 18.6	▲ 26.4	▲ 18.6	▲ 25.6	▲ 7.0
和歌山県	▲ 18.7	▲ 20.5	▲ 21.7	▲ 26.3	▲ 22.9	▲ 26.1	▲ 30.3	▲ 30.3	▲ 27.5	▲ 25.9	▲ 25.1	0.8
中 国	▲ 16.0	▲ 17.4	▲ 21.6	▲ 17.2	▲ 18.5	▲ 19.2	▲ 23.1	▲ 17.6	▲ 18.6	▲ 17.0	▲ 18.0	▲ 1.0
鳥取県	▲ 17.0	▲ 18.5	▲ 21.3	▲ 18.2	▲ 19.6	▲ 17.9	▲ 18.3	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 15.8	▲ 17.1	▲ 1.3
島根県	▲ 9.3	▲ 11.2	▲ 16.7	▲ 11.5	▲ 10.7	▲ 17.6	▲ 27.5	▲ 16.6	▲ 19.5	▲ 14.4	▲ 18.4	▲ 4.0
岡山県	▲ 17.8	▲ 19.3	▲ 22.1	▲ 16.6	▲ 19.3	▲ 20.7	▲ 18.2	▲ 15.2	▲ 17.0	▲ 10.0	▲ 9.5	0.5
広島県	▲ 14.7	▲ 14.6	▲ 22.0	▲ 17.1	▲ 21.6	▲ 19.9	▲ 26.5	▲ 22.1	▲ 20.5	▲ 22.4	▲ 21.3	1.1
山口県	▲ 20.1	▲ 22.3	▲ 24.6	▲ 21.1	▲ 19.8	▲ 19.1	▲ 22.9	▲ 22.0	▲ 22.7	▲ 19.2	▲ 21.1	▲ 1.9
四 国	▲ 15.2	▲ 16.8	▲ 19.8	▲ 17.8	▲ 18.3	▲ 19.9	▲ 25.4	▲ 15.6	▲ 18.1	▲ 21.3	▲ 16.1	5.2
徳島県	▲ 11.2	▲ 15.1	▲ 16.8	▲ 19.7	▲ 16.7	▲ 23.0	▲ 24.9	▲ 16.8	▲ 20.1	▲ 28.2	▲ 21.6	6.6
香川県	▲ 22.3	▲ 22.2	▲ 22.3	▲ 19.0	▲ 15.4	▲ 21.6	▲ 25.0	▲ 16.0	▲ 15.0	▲ 17.6	▲ 14.9	2.7
愛媛県	▲ 10.4	▲ 16.2	▲ 21.0	▲ 16.7	▲ 21.1	▲ 16.4	▲ 24.6	▲ 13.6	▲ 16.5	▲ 19.8	▲ 11.6	8.2
高知県	▲ 19.3	▲ 12.9	▲ 18.6	▲ 15.7	▲ 19.1	▲ 19.4	▲ 27.7	▲ 17.3	▲ 22.0	▲ 20.5	▲ 18.3	2.2
九州・沖縄	▲ 10.2	▲ 9.4	▲ 13.1	▲ 12.6	▲ 16.0	▲ 16.9	▲ 18.8	▲ 15.2	▲ 16.3	▲ 17.5	▲ 16.5	1.0
福岡県	▲ 10.1	▲ 12.2	▲ 12.2	▲ 13.9	▲ 17.8	▲ 18.4	▲ 20.9	▲ 17.2	▲ 17.2	▲ 19.3	▲ 13.7	5.6
佐賀県	▲ 19.3	▲ 17.5	▲ 19.1	▲ 19.7	▲ 15.3	▲ 17.4	▲ 23.5	▲ 17.1	▲ 20.2	▲ 20.9	▲ 24.1	▲ 3.2
長崎県	▲ 7.8	▲ 13.5	▲ 21.5	▲ 16.4	▲ 23.5	▲ 21.0	▲ 26.7	▲ 22.8	▲ 21.4	▲ 21.2	▲ 21.3	▲ 0.1
熊本県	▲ 6.7	▲ 4.8	▲ 8.3	▲ 8.3	▲ 16.4	▲ 16.8	▲ 19.4	▲ 14.2	▲ 10.3	▲ 12.9	▲ 19.3	▲ 6.4
大分県	▲ 23.6	▲ 17.0	▲ 20.7	▲ 18.1	▲ 21.3	▲ 26.6	▲ 23.2	▲ 25.4	▲ 20.4	▲ 23.3	▲ 24.7	▲ 1.4
宮崎県	▲ 8.8	▲ 5.1	▲ 11.7	▲ 6.1	▲ 9.1	▲ 14.1	▲ 15.0	▲ 8.6	▲ 22.3	▲ 24.2	▲ 19.6	4.6
鹿児島県	▲ 13.1	▲ 9.7	▲ 12.9	▲ 12.5	▲ 21.2	▲ 19.0	▲ 20.5	▲ 18.8	▲ 21.9	▲ 19.4	▲ 19.4	0.0
沖縄県	14.8	11.3	7.8	▲ 0.8	2.7	3.5	6.6	9.6	8.7	7.2	13.2	6.0

13. 業況判断DI(都道府県別)

(2) 製造業

前年同期比

都道府県	2023年		2024年				2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全 国	▲ 15.1	▲ 15.1	▲ 19.9	▲ 18.8	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 20.8	▲ 17.9	▲ 19.6	▲ 17.8	▲ 15.9	1.9
北海道	▲ 2.7	▲ 8.7	▲ 21.5	▲ 15.6	▲ 16.1	▲ 18.8	▲ 36.1	▲ 24.3	▲ 19.1	▲ 19.5	▲ 27.1	▲ 7.6
道南・道央	▲ 11.3	▲ 10.7	▲ 22.0	▲ 8.9	▲ 9.9	▲ 15.0	▲ 32.0	▲ 24.5	▲ 18.4	▲ 20.0	▲ 24.5	▲ 4.5
道北・オホーツク	13.3	▲ 5.9	▲ 16.7	▲ 34.5	▲ 32.1	▲ 34.5	▲ 37.0	▲ 29.6	▲ 24.1	▲ 17.2	▲ 31.9	▲ 14.7
十勝・釧路・根室	13.1	▲ 4.3	▲ 26.1	▲ 25.0	▲ 25.0	▲ 15.0	▲ 55.0	▲ 15.8	▲ 15.0	▲ 20.0	▲ 35.0	▲ 15.0
東 北	▲ 19.8	▲ 19.1	▲ 25.0	▲ 22.4	▲ 21.1	▲ 22.1	▲ 30.8	▲ 23.3	▲ 23.8	▲ 19.4	▲ 21.9	▲ 2.5
青森県	▲ 39.6	▲ 32.6	▲ 47.9	▲ 31.3	▲ 21.3	▲ 29.8	▲ 38.3	▲ 27.7	▲ 36.1	▲ 15.2	▲ 28.3	▲ 13.1
岩手県	▲ 15.7	▲ 14.2	▲ 23.6	▲ 23.6	▲ 28.6	▲ 23.5	▲ 30.4	▲ 15.3	▲ 25.7	▲ 10.0	▲ 18.5	▲ 8.5
宮城県	▲ 25.4	▲ 20.6	▲ 23.4	▲ 30.8	▲ 12.5	▲ 26.1	▲ 43.4	▲ 24.6	▲ 30.6	▲ 27.1	▲ 25.9	1.2
秋田県	▲ 17.2	▲ 25.0	▲ 27.2	▲ 20.5	▲ 22.4	▲ 21.5	▲ 22.5	▲ 15.0	▲ 18.7	▲ 29.6	▲ 30.0	▲ 0.4
山形県	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 7.2	▲ 15.1	▲ 22.9	▲ 20.0	▲ 33.8	▲ 29.5	▲ 10.4	▲ 13.2	▲ 5.9	7.3
福島県	▲ 22.3	▲ 18.6	▲ 27.3	▲ 17.6	▲ 18.9	▲ 15.5	▲ 24.2	▲ 28.9	▲ 25.6	▲ 19.1	▲ 23.8	▲ 4.7
関 東	▲ 13.9	▲ 16.0	▲ 21.9	▲ 19.1	▲ 18.5	▲ 21.2	▲ 20.5	▲ 17.7	▲ 16.8	▲ 16.3	▲ 12.7	3.6
茨城県	▲ 11.5	▲ 18.7	▲ 26.4	▲ 24.8	▲ 16.5	▲ 21.4	▲ 20.2	▲ 24.1	▲ 20.4	▲ 16.5	▲ 8.0	8.5
栃木県	5.0	1.3	▲ 27.4	▲ 12.4	▲ 6.2	▲ 12.3	▲ 3.7	▲ 2.7	▲ 4.0	▲ 22.6	▲ 20.5	2.1
群馬県	▲ 8.2	▲ 4.8	▲ 17.6	▲ 10.3	▲ 16.0	▲ 21.5	▲ 37.1	▲ 29.1	▲ 26.6	▲ 15.6	▲ 23.4	▲ 7.8
埼玉県	▲ 14.0	▲ 8.0	▲ 21.5	▲ 16.8	▲ 22.0	▲ 20.9	▲ 21.4	▲ 14.3	▲ 15.1	▲ 8.1	▲ 5.4	2.7
千葉県	▲ 23.1	▲ 18.9	▲ 22.1	▲ 20.2	▲ 21.5	▲ 22.7	▲ 20.0	▲ 28.1	▲ 17.3	▲ 24.4	▲ 11.1	13.3
東京都	▲ 3.9	▲ 11.4	▲ 11.4	▲ 5.0	▲ 15.1	▲ 12.5	▲ 14.1	▲ 6.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.0	▲ 1.8
神奈川県	▲ 16.5	▲ 18.7	▲ 18.8	▲ 16.3	▲ 11.8	▲ 11.9	▲ 7.7	▲ 7.6	▲ 2.1	▲ 20.9	▲ 7.5	13.4
新潟県	▲ 17.5	▲ 23.7	▲ 28.4	▲ 27.2	▲ 18.2	▲ 29.1	▲ 20.0	▲ 12.8	▲ 15.8	▲ 14.8	▲ 6.6	8.2
山梨県	▲ 29.3	▲ 17.1	▲ 18.4	▲ 15.4	▲ 14.6	▲ 18.1	▲ 22.7	▲ 25.0	▲ 25.3	▲ 28.8	▲ 29.5	▲ 0.7
長野県	▲ 31.9	▲ 37.9	▲ 32.7	▲ 42.2	▲ 38.5	▲ 42.4	▲ 36.7	▲ 36.3	▲ 30.7	▲ 25.8	▲ 17.9	7.9
静岡県	▲ 5.9	▲ 12.6	▲ 18.2	▲ 17.1	▲ 18.5	▲ 14.4	▲ 18.7	▲ 15.7	▲ 18.2	▲ 13.5	▲ 15.7	▲ 2.2
中 部	▲ 12.3	▲ 15.3	▲ 19.8	▲ 20.4	▲ 20.2	▲ 17.5	▲ 15.1	▲ 14.4	▲ 19.4	▲ 13.6	▲ 14.1	▲ 0.5
富山県	▲ 20.7	▲ 20.6	▲ 26.4	▲ 32.5	▲ 22.2	▲ 21.7	▲ 21.4	▲ 17.5	▲ 25.3	▲ 20.2	▲ 16.2	4.0
石川県	▲ 16.0	▲ 21.0	▲ 34.0	▲ 19.3	▲ 28.1	▲ 24.5	▲ 22.8	▲ 10.7	▲ 1.8	▲ 10.5	▲ 9.0	1.5
岐阜県	▲ 11.3	▲ 7.7	▲ 11.6	▲ 21.7	▲ 14.4	▲ 16.1	▲ 8.3	▲ 10.7	▲ 14.8	▲ 10.8	▲ 13.0	▲ 2.2
愛知県	▲ 8.4	▲ 15.5	▲ 14.4	▲ 13.9	▲ 22.1	▲ 17.7	▲ 13.1	▲ 13.5	▲ 19.5	▲ 13.0	▲ 14.2	▲ 1.2
三重県	▲ 9.6	▲ 15.9	▲ 25.6	▲ 18.8	▲ 18.1	▲ 11.2	▲ 17.1	▲ 19.5	▲ 28.1	▲ 13.6	▲ 16.0	▲ 2.4
近 畿	▲ 14.4	▲ 14.0	▲ 19.4	▲ 18.7	▲ 19.2	▲ 19.4	▲ 18.3	▲ 18.0	▲ 20.8	▲ 19.1	▲ 19.8	▲ 0.7
福井県	▲ 18.7	▲ 9.8	▲ 28.3	▲ 13.1	▲ 21.3	▲ 15.0	▲ 27.9	▲ 18.4	▲ 33.3	▲ 30.5	▲ 31.6	▲ 1.1
滋賀県	▲ 21.8	▲ 18.8	▲ 19.3	▲ 21.9	▲ 16.3	▲ 11.4	▲ 19.3	▲ 20.4	▲ 25.1	▲ 23.2	▲ 22.1	1.1
京都府	▲ 19.8	▲ 24.5	▲ 23.7	▲ 34.5	▲ 29.3	▲ 23.9	▲ 16.2	▲ 13.0	▲ 26.9	▲ 21.6	▲ 20.8	0.8
大阪府	▲ 5.0	▲ 7.5	▲ 20.3	▲ 15.8	▲ 17.8	▲ 20.1	▲ 21.5	▲ 21.1	▲ 17.1	▲ 16.7	▲ 14.5	2.2
兵庫県	▲ 17.5	▲ 11.7	▲ 16.5	▲ 13.5	▲ 14.5	▲ 18.1	▲ 9.6	▲ 13.5	▲ 6.7	▲ 14.7	▲ 17.6	▲ 2.9
奈良県	▲ 8.5	▲ 10.7	▲ 6.3	▲ 11.6	▲ 17.4	▲ 14.6	▲ 7.0	▲ 12.2	▲ 19.3	▲ 10.0	▲ 18.7	▲ 8.7
和歌山県	▲ 26.2	▲ 25.8	▲ 25.8	▲ 25.4	▲ 18.6	▲ 32.2	▲ 33.9	▲ 32.8	▲ 36.3	▲ 29.3	▲ 25.4	3.9
中 国	▲ 20.8	▲ 18.7	▲ 18.7	▲ 18.3	▲ 23.6	▲ 16.2	▲ 19.7	▲ 16.9	▲ 22.2	▲ 16.5	▲ 12.5	4.0
鳥取県	▲ 22.8	▲ 19.3	▲ 21.4	▲ 16.1	▲ 31.6	▲ 13.5	▲ 12.5	▲ 12.5	▲ 10.5	▲ 26.8	▲ 21.4	5.4
島根県	▲ 20.3	▲ 19.4	▲ 11.3	▲ 18.7	▲ 17.4	▲ 17.2	▲ 12.5	▲ 12.1	▲ 21.2	▲ 11.2	▲ 4.8	6.4
岡山県	▲ 21.8	▲ 24.2	▲ 21.2	▲ 19.3	▲ 15.1	▲ 15.5	▲ 16.1	▲ 1.2	▲ 23.2	▲ 5.8	4.7	10.5
広島県	▲ 9.1	▲ 10.3	▲ 16.8	▲ 18.2	▲ 30.4	▲ 18.2	▲ 24.2	▲ 24.2	▲ 18.0	▲ 16.0	▲ 13.7	2.3
山口県	▲ 31.5	▲ 21.7	▲ 21.5	▲ 18.7	▲ 23.9	▲ 15.4	▲ 28.1	▲ 29.4	▲ 33.0	▲ 24.4	▲ 26.6	▲ 2.2
四 国	▲ 17.3	▲ 13.9	▲ 18.1	▲ 18.4	▲ 18.9	▲ 28.0	▲ 22.3	▲ 20.8	▲ 21.8	▲ 27.3	▲ 13.2	14.1
徳島県	▲ 12.0	▲ 20.0	▲ 13.5	▲ 21.4	▲ 14.7	▲ 30.6	▲ 21.4	▲ 18.9	▲ 17.3	▲ 32.0	▲ 17.3	14.7
香川県	▲ 22.9	▲ 14.7	▲ 24.4	▲ 24.3	▲ 13.3	▲ 29.3	▲ 25.3	▲ 25.3	▲ 23.8	▲ 27.3	▲ 7.5	19.8
愛媛県	▲ 12.8	▲ 13.0	▲ 18.7	▲ 15.2	▲ 27.5	▲ 28.1	▲ 30.8	▲ 21.9	▲ 24.5	▲ 30.0	▲ 18.1	11.9
高知県	▲ 25.4	▲ 6.8	▲ 14.1	▲ 11.7	▲ 17.5	▲ 22.5	▲ 4.9	▲ 15.0	▲ 20.0	▲ 16.1	▲ 6.8	9.3
九州・沖縄	▲ 15.6	▲ 11.8	▲ 14.5	▲ 15.7	▲ 20.0	▲ 20.0	▲ 19.0	▲ 15.9	▲ 18.9	▲ 18.0	▲ 16.5	1.5
福岡県	▲ 11.7	▲ 13.3	▲ 4.4	▲ 8.8	▲ 16.8	▲ 22.8	▲ 23.3	▲ 22.6	▲ 18.8	▲ 19.0	▲ 10.8	8.2
佐賀県	▲ 22.4	▲ 16.9	▲ 29.0	▲ 19.7	▲ 26.3	▲ 34.7	▲ 28.8	▲ 33.4	▲ 18.2	▲ 16.7	▲ 18.9	▲ 2.2
長崎県	▲ 17.4	▲ 21.8	▲ 28.3	▲ 31.9	▲ 27.5	▲ 28.6	▲ 26.1	▲ 23.6	▲ 26.1	▲ 24.7	▲ 26.1	▲ 1.4
熊本県	▲ 20.6	▲ 13.1	▲ 25.8	▲ 19.1	▲ 27.0	▲ 25.7	▲ 10.5	▲ 13.7	▲ 10.8	▲ 12.1	▲ 17.9	▲ 5.8
大分県	▲ 31.0	▲ 17.6	▲ 16.0	▲ 18.4	▲ 27.6	▲ 27.2	▲ 17.5	▲ 10.8	▲ 11.8	▲ 24.7	▲ 20.8	3.9
宮崎県	▲ 16.0	▲ 6.7	▲ 14.8	▲ 18.1	▲ 16.2	▲ 10.0	▲ 17.6	▲ 7.5	▲ 33.4	▲ 21.8	▲ 22.4	▲ 0.6
鹿児島県	▲ 16.3	▲ 10.8	▲ 11.0	▲ 17.0	▲ 22.8	▲ 18.1	▲ 24.7	▲ 15.1	▲ 27.0	▲ 22.0	▲ 17.0	5.0
沖縄県	13.4	10.1	12.8	7.9	10.9	13.8	6.7	9.1	0.0	1.7	3.7	2.0

13. 業況判断DI(都道府県別)

(3)非製造業

前年同期比

都道府県	2023年		2024年				2025年				2026年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全 国	▲ 13.2	▲ 14.6	▲ 17.8	▲ 14.7	▲ 16.3	▲ 17.3	▲ 21.7	▲ 15.8	▲ 15.9	▲ 17.4	▲ 18.2	▲ 0.8
北海道	▲ 9.7	▲ 14.1	▲ 17.9	▲ 16.7	▲ 18.4	▲ 16.2	▲ 18.8	▲ 15.9	▲ 15.0	▲ 16.3	▲ 21.4	▲ 5.1
道南・道央	▲ 15.7	▲ 17.3	▲ 18.0	▲ 18.7	▲ 20.2	▲ 18.3	▲ 19.5	▲ 16.9	▲ 18.6	▲ 16.3	▲ 22.7	▲ 6.4
道北・オホーツク	▲ 6.9	▲ 14.1	▲ 16.8	▲ 15.6	▲ 15.8	▲ 14.1	▲ 8.9	▲ 13.5	▲ 7.0	▲ 17.7	▲ 18.0	▲ 0.3
十勝・釧路・根室	5.9	▲ 4.3	▲ 18.0	▲ 12.0	▲ 14.8	▲ 11.5	▲ 24.0	▲ 14.7	▲ 11.3	▲ 15.3	▲ 20.1	▲ 4.8
東 北	▲ 16.2	▲ 19.1	▲ 23.0	▲ 21.2	▲ 23.0	▲ 25.2	▲ 32.0	▲ 25.7	▲ 20.2	▲ 25.7	▲ 27.6	▲ 1.9
青森県	▲ 20.6	▲ 25.8	▲ 27.5	▲ 29.0	▲ 27.8	▲ 31.3	▲ 37.4	▲ 24.0	▲ 19.5	▲ 28.2	▲ 29.7	▲ 1.5
岩手県	▲ 23.2	▲ 27.8	▲ 29.2	▲ 15.8	▲ 22.6	▲ 22.5	▲ 32.7	▲ 23.3	▲ 15.9	▲ 29.2	▲ 29.3	▲ 0.1
宮城県	▲ 12.2	▲ 14.8	▲ 11.8	▲ 15.7	▲ 20.6	▲ 25.9	▲ 27.6	▲ 21.6	▲ 22.0	▲ 16.3	▲ 15.3	1.0
秋田県	▲ 16.4	▲ 17.2	▲ 27.3	▲ 21.8	▲ 19.0	▲ 19.4	▲ 21.8	▲ 25.2	▲ 19.9	▲ 25.1	▲ 30.8	▲ 5.7
山形県	▲ 6.6	▲ 10.7	▲ 20.9	▲ 21.1	▲ 20.4	▲ 30.3	▲ 32.0	▲ 25.4	▲ 20.0	▲ 25.9	▲ 27.4	▲ 1.5
福島県	▲ 18.3	▲ 19.8	▲ 21.9	▲ 23.6	▲ 27.1	▲ 23.2	▲ 38.9	▲ 31.6	▲ 22.9	▲ 28.7	▲ 31.4	▲ 2.7
関 東	▲ 10.7	▲ 11.8	▲ 14.4	▲ 11.4	▲ 12.8	▲ 14.1	▲ 17.4	▲ 11.2	▲ 12.0	▲ 13.2	▲ 14.2	▲ 1.0
茨城県	▲ 12.9	▲ 17.2	▲ 15.7	▲ 16.9	▲ 11.8	▲ 12.0	▲ 17.5	▲ 9.1	▲ 13.6	▲ 8.8	▲ 10.7	▲ 1.9
栃木県	▲ 14.8	▲ 16.6	▲ 15.6	▲ 10.6	▲ 16.8	▲ 13.2	▲ 21.4	▲ 16.2	▲ 20.0	▲ 16.7	▲ 17.7	▲ 1.0
群馬県	▲ 11.3	▲ 14.7	▲ 17.6	▲ 15.2	▲ 13.3	▲ 13.7	▲ 18.3	▲ 10.0	▲ 11.2	▲ 11.0	▲ 19.1	▲ 8.1
埼玉県	▲ 15.4	▲ 12.2	▲ 14.7	▲ 9.9	▲ 10.7	▲ 13.1	▲ 14.9	▲ 9.6	▲ 11.9	▲ 12.6	▲ 7.6	5.0
千葉県	▲ 11.4	▲ 14.7	▲ 19.1	▲ 15.7	▲ 11.7	▲ 14.7	▲ 16.3	▲ 13.2	▲ 9.9	▲ 18.6	▲ 13.4	5.2
東京都	▲ 6.0	0.8	▲ 2.2	2.0	▲ 5.9	▲ 1.7	▲ 5.4	▲ 0.2	0.4	▲ 3.8	▲ 8.3	▲ 4.5
神奈川県	▲ 7.3	▲ 11.3	▲ 7.0	▲ 6.9	▲ 14.8	▲ 13.9	▲ 10.2	▲ 5.9	▲ 11.2	▲ 10.0	▲ 5.1	4.9
新潟県	▲ 16.4	▲ 21.0	▲ 23.8	▲ 17.6	▲ 17.3	▲ 22.3	▲ 32.2	▲ 22.2	▲ 16.8	▲ 21.0	▲ 26.8	▲ 5.8
山梨県	▲ 18.3	▲ 14.2	▲ 26.1	▲ 12.9	▲ 14.0	▲ 18.2	▲ 24.4	▲ 22.6	▲ 25.6	▲ 27.0	▲ 25.4	1.6
長野県	▲ 8.9	▲ 14.3	▲ 18.1	▲ 19.8	▲ 15.5	▲ 21.6	▲ 22.7	▲ 10.6	▲ 10.8	▲ 11.5	▲ 15.2	▲ 3.7
静岡県	0.7	0.0	▲ 4.8	▲ 6.3	▲ 10.7	▲ 13.3	▲ 12.8	▲ 11.5	▲ 14.8	▲ 11.1	▲ 11.2	▲ 0.1
中 部	▲ 17.8	▲ 17.4	▲ 20.7	▲ 15.0	▲ 15.0	▲ 14.8	▲ 19.6	▲ 13.5	▲ 14.7	▲ 16.7	▲ 17.3	▲ 0.6
富山県	▲ 16.9	▲ 13.0	▲ 23.1	▲ 19.0	▲ 11.5	▲ 16.5	▲ 32.0	▲ 13.4	▲ 17.0	▲ 24.7	▲ 26.3	▲ 1.6
石川県	▲ 9.4	▲ 8.5	▲ 36.8	▲ 12.8	▲ 10.7	▲ 13.5	▲ 7.7	2.1	▲ 3.5	4.0	▲ 11.7	▲ 15.7
岐阜県	▲ 16.7	▲ 16.6	▲ 16.7	▲ 18.4	▲ 12.5	▲ 12.3	▲ 18.9	▲ 11.8	▲ 17.4	▲ 18.9	▲ 18.0	0.9
愛知県	▲ 15.7	▲ 15.8	▲ 15.1	▲ 10.1	▲ 15.1	▲ 13.2	▲ 15.4	▲ 13.5	▲ 10.9	▲ 12.4	▲ 11.1	1.3
三重県	▲ 26.3	▲ 27.5	▲ 22.6	▲ 16.1	▲ 21.5	▲ 19.0	▲ 24.6	▲ 23.5	▲ 21.1	▲ 26.1	▲ 21.7	4.4
近 畿	▲ 16.9	▲ 17.6	▲ 18.9	▲ 16.2	▲ 18.9	▲ 20.0	▲ 24.2	▲ 20.0	▲ 20.2	▲ 19.4	▲ 20.1	▲ 0.7
福井県	▲ 22.5	▲ 25.1	▲ 21.7	▲ 19.7	▲ 15.5	▲ 23.0	▲ 34.5	▲ 24.4	▲ 21.9	▲ 32.9	▲ 28.9	4.0
滋賀県	▲ 14.8	▲ 7.5	▲ 13.2	▲ 9.7	▲ 15.1	▲ 17.9	▲ 19.8	▲ 20.4	▲ 20.9	▲ 19.2	▲ 17.6	1.6
京都府	▲ 14.8	▲ 14.0	▲ 12.4	▲ 8.1	▲ 17.0	▲ 14.0	▲ 22.0	▲ 9.7	▲ 12.8	▲ 14.4	▲ 11.9	2.5
大阪府	▲ 15.6	▲ 17.9	▲ 21.0	▲ 15.9	▲ 17.6	▲ 19.9	▲ 21.9	▲ 17.9	▲ 17.0	▲ 14.4	▲ 13.0	1.4
兵庫県	▲ 18.2	▲ 15.0	▲ 21.0	▲ 15.1	▲ 19.0	▲ 19.9	▲ 20.8	▲ 20.4	▲ 20.0	▲ 17.1	▲ 23.5	▲ 6.4
奈良県	▲ 18.4	▲ 25.1	▲ 19.7	▲ 19.8	▲ 23.8	▲ 22.3	▲ 24.6	▲ 21.3	▲ 29.2	▲ 22.3	▲ 28.5	▲ 6.2
和歌山県	▲ 16.5	▲ 18.9	▲ 20.4	▲ 26.5	▲ 24.2	▲ 24.4	▲ 29.3	▲ 29.6	▲ 25.1	▲ 24.9	▲ 25.0	▲ 0.1
中 国	▲ 14.4	▲ 17.0	▲ 22.6	▲ 16.9	▲ 16.9	▲ 20.1	▲ 24.1	▲ 17.8	▲ 17.5	▲ 17.1	▲ 19.7	▲ 2.6
鳥取県	▲ 15.1	▲ 18.2	▲ 21.3	▲ 18.9	▲ 16.1	▲ 19.3	▲ 20.1	▲ 4.9	▲ 8.9	▲ 12.5	▲ 15.7	▲ 3.2
島根県	▲ 6.1	▲ 9.1	▲ 18.2	▲ 9.5	▲ 8.9	▲ 17.7	▲ 31.7	▲ 18.0	▲ 19.0	▲ 15.3	▲ 22.2	▲ 6.9
岡山県	▲ 16.1	▲ 17.3	▲ 22.5	▲ 15.6	▲ 21.0	▲ 22.9	▲ 19.1	▲ 20.8	▲ 14.4	▲ 11.8	▲ 15.4	▲ 3.6
広島県	▲ 16.5	▲ 16.0	▲ 23.6	▲ 16.9	▲ 18.8	▲ 20.4	▲ 27.3	▲ 21.5	▲ 21.2	▲ 24.6	▲ 23.8	0.8
山口県	▲ 16.9	▲ 22.4	▲ 25.4	▲ 21.8	▲ 18.6	▲ 20.2	▲ 21.3	▲ 19.9	▲ 19.8	▲ 17.7	▲ 19.5	▲ 1.8
四 国	▲ 14.4	▲ 17.7	▲ 20.5	▲ 17.7	▲ 18.0	▲ 17.2	▲ 26.5	▲ 13.9	▲ 16.7	▲ 19.5	▲ 17.1	2.4
徳島県	▲ 10.9	▲ 13.5	▲ 17.9	▲ 19.2	▲ 17.4	▲ 20.5	▲ 26.1	▲ 16.1	▲ 20.9	▲ 27.0	▲ 23.0	4.0
香川県	▲ 22.1	▲ 25.0	▲ 21.5	▲ 17.1	▲ 16.3	▲ 18.9	▲ 24.9	▲ 12.9	▲ 12.0	▲ 14.6	▲ 17.3	▲ 2.7
愛媛県	▲ 9.5	▲ 17.3	▲ 21.8	▲ 17.2	▲ 18.9	▲ 12.3	▲ 22.5	▲ 10.6	▲ 13.7	▲ 16.2	▲ 9.3	6.9
高知県	▲ 17.2	▲ 14.8	▲ 20.0	▲ 17.0	▲ 19.5	▲ 18.4	▲ 35.4	▲ 18.0	▲ 22.7	▲ 21.9	▲ 22.0	▲ 0.1
九州・沖縄	▲ 8.5	▲ 8.8	▲ 12.7	▲ 11.7	▲ 14.8	▲ 16.1	▲ 18.8	▲ 15.0	▲ 15.6	▲ 17.3	▲ 16.4	0.9
福岡県	▲ 9.7	▲ 12.0	▲ 14.1	▲ 15.0	▲ 18.1	▲ 17.4	▲ 20.3	▲ 16.0	▲ 16.8	▲ 19.4	▲ 14.4	5.0
佐賀県	▲ 18.4	▲ 17.7	▲ 16.2	▲ 19.7	▲ 12.2	▲ 12.8	▲ 22.1	▲ 12.9	▲ 20.6	▲ 22.1	▲ 25.4	▲ 3.3
長崎県	▲ 5.3	▲ 11.4	▲ 19.8	▲ 12.4	▲ 22.5	▲ 19.2	▲ 26.9	▲ 22.7	▲ 20.2	▲ 20.3	▲ 20.1	0.2
熊本県	▲ 2.0	▲ 1.9	▲ 2.5	▲ 4.7	▲ 13.1	▲ 14.0	▲ 22.2	▲ 14.4	▲ 10.2	▲ 13.2	▲ 19.8	▲ 6.6
大分県	▲ 21.5	▲ 16.8	▲ 22.0	▲ 18.0	▲ 19.4	▲ 26.4	▲ 24.8	▲ 29.6	▲ 23.0	▲ 22.9	▲ 25.7	▲ 2.8
宮崎県	▲ 6.4	▲ 4.6	▲ 10.7	▲ 2.2	▲ 6.8	▲ 15.3	▲ 14.2	▲ 8.8	▲ 18.9	▲ 25.0	▲ 18.7	6.3
鹿児島県	▲ 11.9	▲ 9.3	▲ 13.5	▲ 10.8	▲ 20.5	▲ 19.3	▲ 18.9	▲ 20.0	▲ 20.1	▲ 18.4	▲ 20.2	▲ 1.8
沖縄県	15.3	11.7	6.3	▲ 3.2	0.5	0.5	6.5	9.8	10.9	8.6	15.5	6.9



令和 8 年 4 月 22 日

奈良県内経済情勢報告

(令和 8 年 4 月判断)

1. 総論

【総括判断】

「県内経済は、持ち直している」

項 目	前回 (8 年 1 月判断)	今回 (8 年 4 月判断)	前回 比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→

(注) 令和 8 年 4 月判断は、前回 8 年 1 月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、横ばいの状況にある。雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

【各項目の判断】

項 目	前回 (8 年 1 月判断)	今回 (8 年 4 月判断)	前回 比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	→
生産活動	足踏みの状況にある	横ばいの状況にある	→
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
設備投資	7 年度は前年度を下回る見込み	7 年度は前年度を下回る見込み	→
企業収益	7 年度は増益見込み	7 年度は増益見込み	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

- ・百貨店・スーパー販売は、一部に節約志向がみられ、低調に推移している。
- ・コンビニエンスストア販売は、高価格帯の付加価値商品と PB 商品をはじめとする低価格帯商品を中心に、堅調に推移している。
- ・ドラッグストア販売は、インバウンドの増加などにより、菓子類や季節商品を中心に、堅調に推移している。
- ・ホームセンター販売は、節約志向がみられるものの、暖房器具などの季節商品や園芸用品を中心に、堅調に推移している。
- ・家電大型専門店販売は、携帯電話やゲーム関連商品の売上げが増加していることから、堅調に推移している。
- ・乗用車新車登録届出台数は、小型車・軽自動車の前年を上回っているものの、普通車で前年を下回っており、全体では前年を下回っている。
- ・観光動向は、インバウンドや国内観光客の増加により、回復している。

(主なヒアリング結果)

- バレンタインや卒園式・入園式など、ハレの日向け商品の売上げが好調に推移するなど、消費者は必要性や価値を感じる商品については高額でもお金を使う傾向がみられる一方で、客単価は減少しており、商品を厳選して購入する動きも引き続きみられている。
(百貨店・スーパー)
- 年末年始の売上げは例年に比べて伸び悩んだ。消費者は特売日に商品をまとめ買いをするなど、値上げを背景とした節約志向が引き続き根強くみられている。
(百貨店・スーパー)
- 商品の売れ行きは、独自開発の高価格帯商品と、PB 商品をはじめとする低価格帯商品に二極化している。多くの商品で値上げが進む中、当期に実施した増量キャンペーンは消費者の反響も大きく、売上げは堅調に推移している。
(コンビニエンスストア)
- 春節期は中国人観光客が前年比で減少したものの、その他の国からの観光客が増加していることを背景に、当期の客数・売上げは前年を上回った。商品別では、菓子類に加え、花粉症関連商品や防寒グッズなどの季節商品の売れ行きが好調。
(ドラッグストア)
- 消費者は価格に敏感で、家庭菜園用の寒肥などについて必要最低限の量のみを購入する動きがみられた。一方で、暖房器具や冬用コンプレッションインナーなどの季節商品は堅調に推移したほか、2 月後半以降は気温の高まりを背景に園芸用品の売れ行きも好調であった。
(ホームセンター)
- 当期は携帯電話やゲーム関連商品が好調であったほか、2027 年からの省エネ基準強化を見据えた駆け込み需要によりエアコンの売上げが伸長し、全体の売上げは前年を上回った。
(家電量販店)
- 環境性能割の廃止を前にした買い控えを背景に、当期は売上台数・額ともに前年を下回っている。
(自動車販売店)
- 大型会議における利用のほか、日本人観光客の宿泊増加により、当期の売上げは前年を上回っており好調。中国人団体客の利用減少によりインバウンド比率は前年を下回ったものの、他の需要で補われていることから、売上げへの影響は限定的。
(宿泊)
- 奈良市中心部において日本人を中心に観光客の利用が堅調であるほか、ツアー商品について利用料金の引き上げ後も旅行会社からの受注は安定しており、消費者の節約志向の影響は特段感じていない。
(陸運)

■ 生産活動 「横ばいの状況にある」

鉱工業生産指数は、「化学」「食料品」などが低下しているものの、「金属製品」「はん用機械」などが上昇している。

なお、企業からは、EV 市場の減速により設備投資需要が低下しているとの声が聞かれる一方、HV 関連が好調との声や AI 向け半導体関連の需要が旺盛との声が聞かれている。

以上のことから、生産活動は、横ばいの状況にある。

(主なヒアリング結果)

- 長期的な EV (電気自動車) 需要停滞の影響によって新規案件はほとんどない状況。ただし、保留となっていた受注の中でも生産が決定した案件も出てきた。なお、中東情勢の影響による仕入価格の値上げ要請は今のところないものの、今後、プラスチックなど石油精製品で作られる外注品や石油系の塗料などで値上げ要請を受ける可能性が大いにある。(生産用機械)
- EV 電池向け関連は北米の EV 需要の減速や中国 EV メーカーの電池の価格競争力が高いため今後も厳しい状況が続く見通し。一方で、HV (ハイブリッド車) 向け電池関連は国内で安定した需要がある。また、世界的な AI 需要の高まりから、AI 半導体向け関連が好調。(生産用機械)
- 取引先では HV (ハイブリッド車) の需要などから国内販売が好調。また、米国では SUV (多目的スポーツ車) の根強い需要から販売が好調であった。なお、足下では中東情勢の影響を受けている取引先もあり、当社の売上げも下振れる見込み。(輸送用機械)
- 顧客からの引合いは多いものの、工場の人員不足により生産量に限界があるため、新規顧客からの注文は断らざるを得ない状況となっている。(化学)
- 衣料品について、特に昨年末から消費の意欲が全国的に下がっているように感じている。消費者の生活防衛の意識が高い中で、国内産はどうしても高価になってしまうため引き続き厳しい状況が続くとみている。(繊維)

■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

有効求人倍率でみると、引き続き求人が求職を上回っている。また、法人企業景気予測調査の従業員数判断 BSI について、全産業の現状判断は、令和 3 年 4-6 月期調査以降 20 期連続の「不足気味」超となっていることなどから、緩やかに持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- アルバイトの応募が減少している。時給などの労働条件を比較して、他社に人材が流れてしまっていると感じるものの、コストの関係から簡単に時給を上げることが難しい。(小売)
- 当社の社員は奈良県および近隣府県在住が大半であるため、その地域に絞って人材の募集を行ってきたが、十分に確保できていない状態が続いたことから、民間求人サイト等の募集範囲を拡大した。(汎用機械)
- 生産量が横ばいに移行しつつあることや、AI 活用などの省人化投資を進めていることから、今後は正社員よりも柔軟な調整が可能な派遣社員の増員を進める方針である。(輸送用機械)
- 従業員の定着率が低くスポットワークを活用する店舗が増えているが、手数料負担や最低賃金上昇の影響により人件費が増え、運営に苦戦している。(飲食)
- 最低賃金改定による様子見や手続き対応で雇い控えしていた企業が、改定賃金の定着に伴い採用を再開し、求人数が増加した。一方、物価高による仕入れ価格上昇で収益が圧迫し、人手不足であっても求人を控える企業もみられる。(公的機関)

■ **設備投資** 「7年度は前年度を下回る見込み」 （全産業）「法人企業景気予測調査」令和8年1～3月期

7年度の設備投資は、全産業で前年度を下回る見込みとなっている。産業別では、製造業、非製造業ともに前年度を下回る見込みとなっている。

■ **企業収益** 「7年度は増益見込み」 （全産業）「法人企業景気予測調査」令和8年1～3月期

7年度の経常利益は、全産業で増益見込みとなっている。産業別では、製造業では増益見込み、非製造業では減益見込みとなっている。

【その他の項目】

■ **住宅建設** 新設住宅着工戸数でみると、持家、貸家、分譲において前年を下回っていることから、全体では前年を下回っている。

■ **公共事業** 前払金保証請負金額（累計）でみると、独立行政法人、県で前年を上回っていることから、全体では前年を上回っている。

■ **企業倒産** 倒産件数は足下で前年を上回っている。負債総額は前年を上回っている。

■ **企業の景況感** 法人企業景気予測調査（令和8年1～3月期調査）の景況判断BSIでみると、現状判断は「下降」超となっている。先行きについては、「下降」超の見通しとなっている。

〔連絡・問い合わせ先〕

近畿財務局 奈良財務事務所 財務課
TEL 0742-27-3162（直通）



法人企業景気予測調査

(令和 8 年 4～6 月期調査)

奈良県分

令和 8 年 6 月 11 日

財務省 近畿財務局 奈良財務事務所

【お問い合わせ先】

財務省近畿財務局奈良財務事務所 財務課

電話：0742-27-3162（ダイヤルイン）

目次

調査要領等	1
1. 企業の景況	2
2. 雇用	4
3. 売上高・経常利益	6
4. 設備投資	7

【調査要領等】

1. 調査の根拠と目的

本調査は、経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として四半期毎に実施している。

2. 調査時点

令和8年5月15日（前回調査 令和8年2月15日）

3. 調査対象期間

- (1) 判断調査項目 令和8年4～6月期（又は6月末）見込み
令和8年7～9月期（又は9月末）見通し
令和8年10～12月期（又は12月末）見通し
- (2) 計数調査項目 令和8年度実績見込み

4. 調査対象企業の範囲

奈良県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人。ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は資本金1億円以上を対象とする。

5. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目ともに単純集計を行っている。

6. 標本企業の選定方法及び調査票の回収状況

標本は、四半期別法人企業統計調査の標本などから、一定の方法により選定を行う。

調査対象企業による自記入方式とし、郵送による提出もしくはオンライン入力により回答を得ている。

なお、毎年4～6月期調査前に標本の抽出替えを行っている。

（調査対象企業数・回収率）

	全産業			製造業			非製造業		
	標本 企業数	回 企業数	回 収率 (%)	標本 企業数	回 企業数	回 収率 (%)	標本 企業数	回 企業数	回 収率 (%)
全規模	105	96	91.4%	45	44	97.8%	60	52	86.7%
大企業	10	10	100.0%	4	4	100.0%	6	6	100.0%
中堅企業	26	25	96.2%	12	12	100.0%	14	13	92.9%
中小企業	69	61	88.4%	29	28	96.6%	40	33	82.5%

（注）大企業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

なお、本文で「全産業」のみの記載は「全規模の全産業」を示す

7. 業種分類

日本標準産業分類に基づき業種分類を行っている。

（参考：BSIについて）

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）とは、前期と比較した変化方向別の回答社数構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例：「企業の景況判断」の場合、前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比…40.0% 「不変」と回答した企業の構成比…25.0%

「下降」と回答した企業の構成比…30.0% 「不明」と回答した企業の構成比…5.0%

BSI = （「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%）

－ （「下降」と回答した企業の構成比 30.0%） = 10%ポイント

1. 企業の景況

—全産業の現状判断は「下降」超—

（大企業は「上昇」と「下降」が均衡、中堅企業は「下降」超、中小企業は「下降」超）

8年4～6月期の企業の景況判断BSI（前期比「上昇」－「下降」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「下降」超となっている。

製造業では、食料品などが「上昇」超となっているものの、繊維やはん用機械などが「下降」超となっていることから、全体では「下降」超となっている。

非製造業では、物品賃貸などが「上昇」超となっているものの、小売、情報通信などが「下降」超となっていることから、全体では「下降」超となっている。

規模別では、大企業は「上昇」と「下降」が均衡、中堅企業は「下降」超、中小企業は「下降」超となっている。

先行きについては、全産業でみると、8年7～9月期は「下降」超、8年10～12月期は「下降」超で推移する見通しとなっている。

企業の景況判断BSI（原数値）

（前期比「上昇」－「下降」社数構成比：％ポイント）

区 分		8年1～3月 （前回調査時） 現 状 判 断	8年4～6月 現 状 判 断	8年7～9月 見 通 し	8年10～12月 見 通 し
全 産 業		(△ 10.4)	(△ 1.0) △ 8.3	(△ 3.1) △ 20.8	△ 4.2
	製 造 業	(△ 4.4)	(4.4) △ 9.1	(2.2) △ 36.4	△ 11.4
	非 製 造 業	(△ 15.7)	(△ 5.9) △ 7.7	(△ 7.8) △ 7.7	1.9
規 模 別	大 企 業	(0.0)	(10.0) 0.0	(0.0) 10.0	10.0
	中 堅 企 業	(△ 13.6)	(△ 4.5) △ 4.0	(△ 9.1) △ 36.0	△ 20.0
	中 小 企 業	(△ 10.9)	(△ 1.6) △ 11.5	(△ 1.6) △ 19.7	0.0

（注1） 回答社数：96社

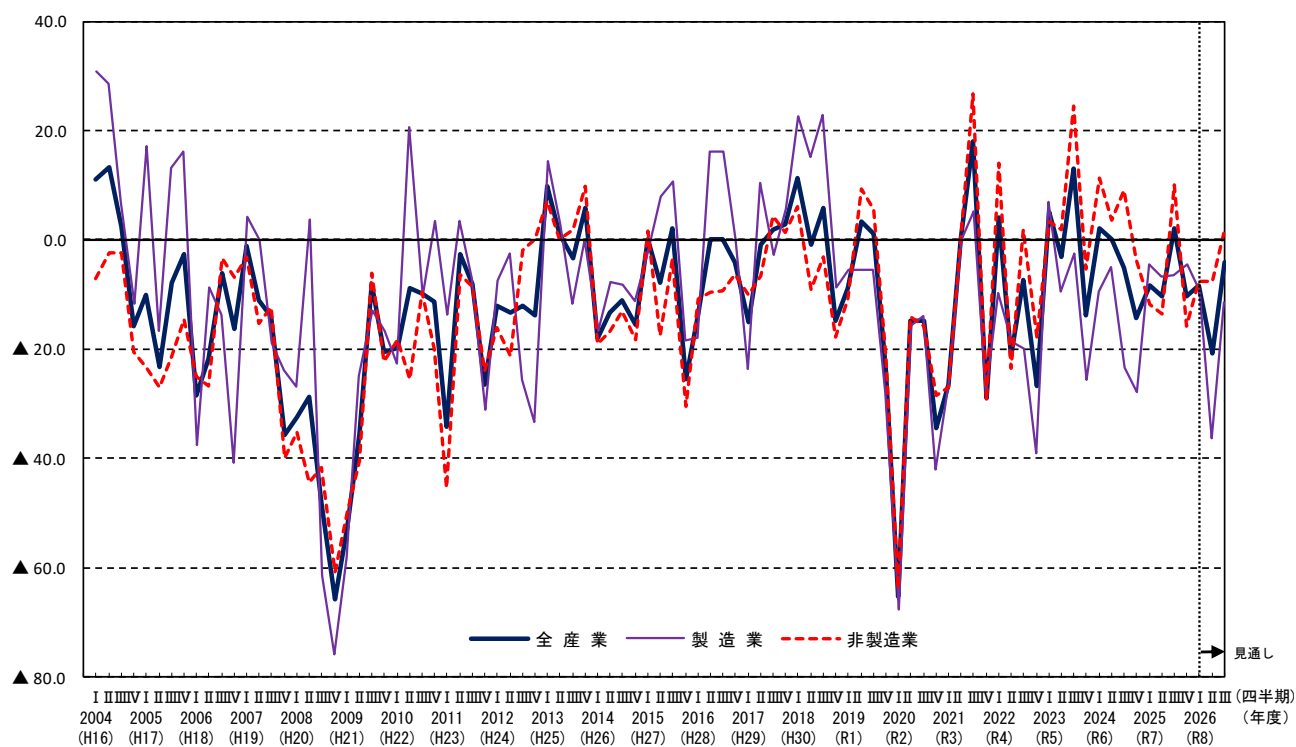
（注2） （ ）は前回（令和8年1～3月期）調査結果

企業の景況判断BSIの推移（原数値）

①産業別

（単位：％ポイント）

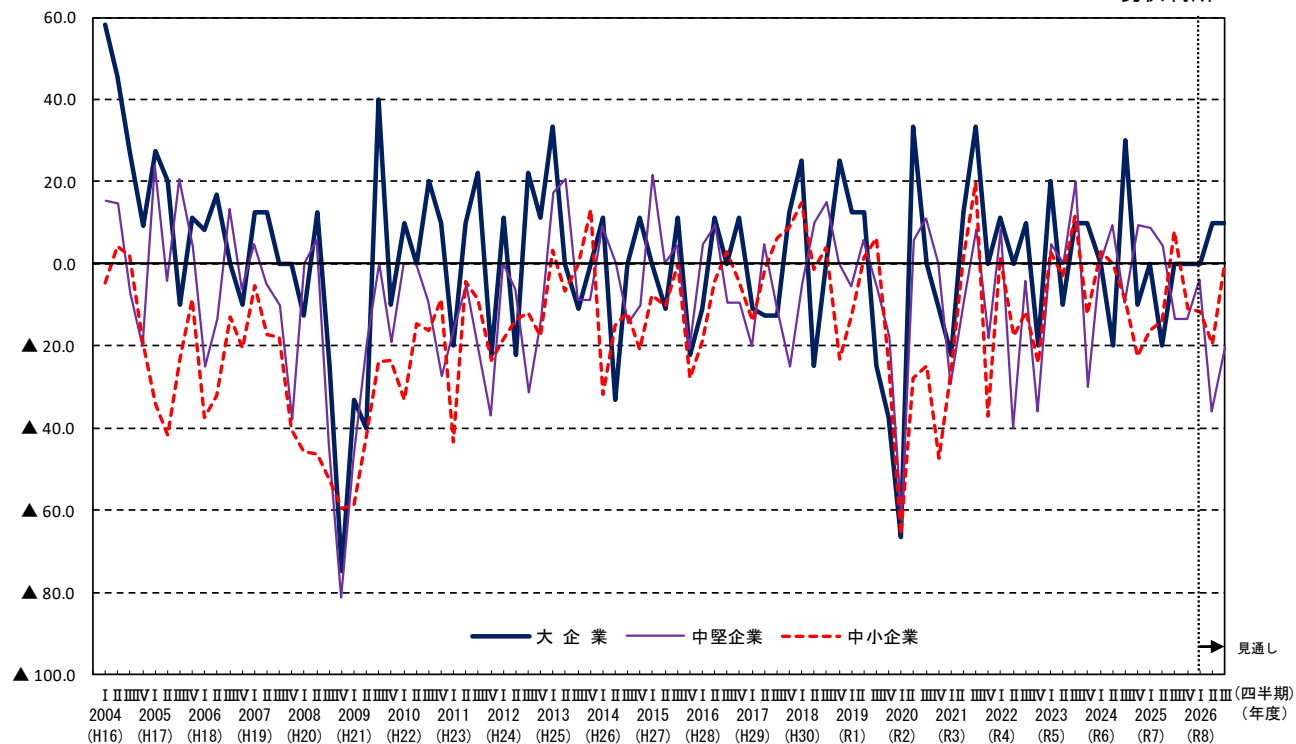
現状判断



②規模別

（単位：％ポイント）

現状判断



2. 雇用

－ 全産業の現状判断は「不足気味」超 －

8年6月末時点の従業員数判断BSI（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「不足気味」超となっている。

製造業では、食料品、繊維などが「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

非製造業では、建設、小売などが「不足気味」超となっていることから、全体では「不足気味」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。

先行きについては、全産業でみると、「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

従業員数判断BSI（原数値）

（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比：％ポイント）

区 分		8年3月末 (前回調査時) 現 状 判 断	8年6月末 現 状 判 断	8年9月末 見 通 し	8年12月末 見 通 し
全 産 業		(33.3)	(29.2) 33.3	(29.2) 32.3	32.3
	製 造 業	(28.9)	(26.7) 34.1	(22.2) 34.1	29.5
	非 製 造 業	(37.3)	(31.4) 32.7	(35.3) 30.8	34.6
規 模 別	大 企 業	(10.0)	(10.0) 10.0	(10.0) 10.0	10.0
	中 堅 企 業	(31.8)	(22.7) 44.0	(22.7) 48.0	48.0
	中 小 企 業	(37.5)	(34.4) 32.8	(34.4) 29.5	29.5

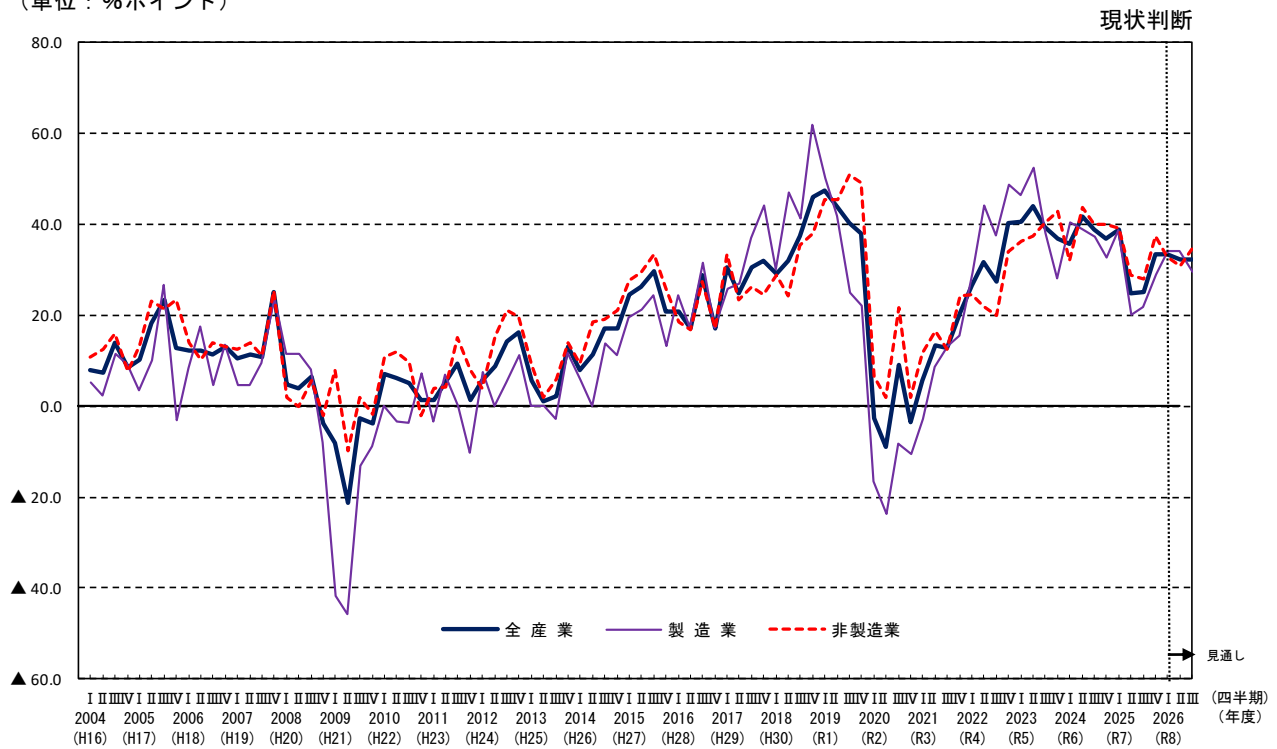
（注1） 回答社数：96社

（注2） （ ）は前回（令和8年1～3月期）調査結果

従業員数判断BSIの推移（原数値）

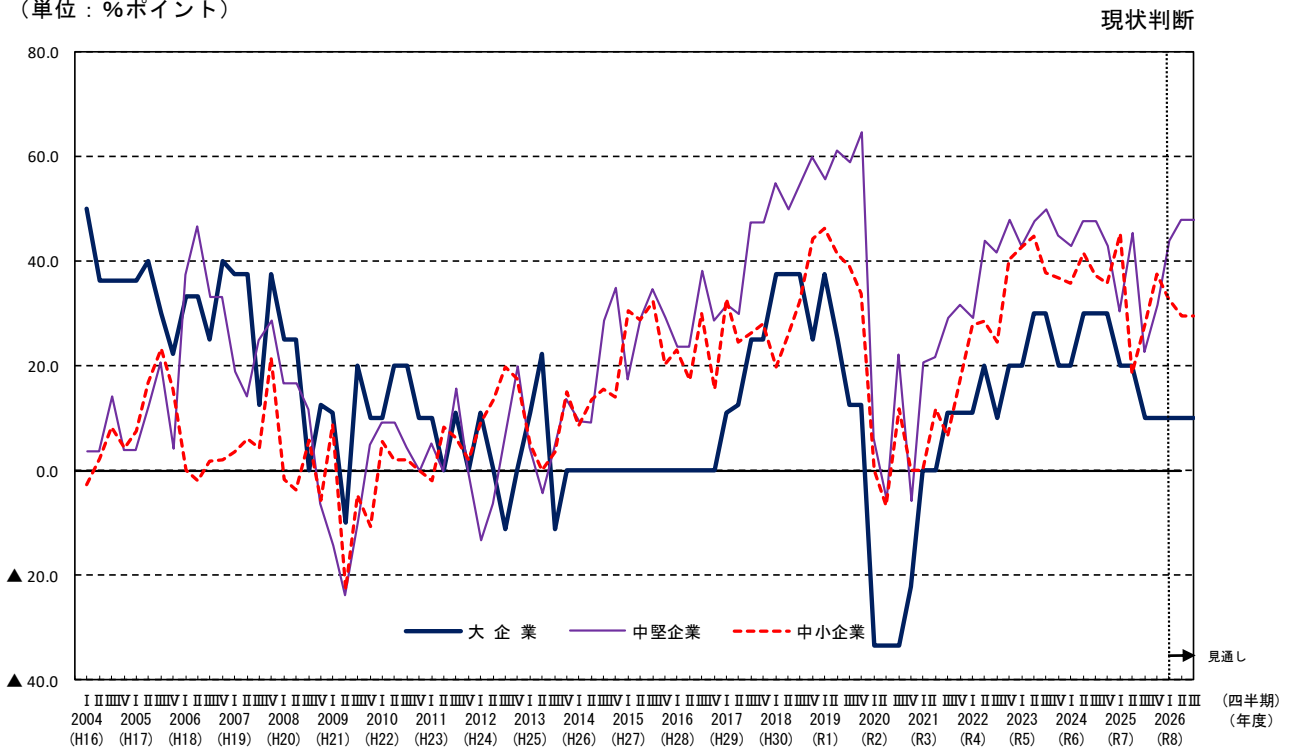
①産業別

（単位：％ポイント）



②規模別

（単位：％ポイント）



3. 売上高・経常利益（除く電気・ガス・水道、金融・保険）

－ 8年度の売上高は8.4%の増収見込み、経常利益は7.0%の増益見込み －

① 売上高

8年度の売上高は、全産業で8.4%（対前年度増減率、以下同じ。）の増収見込みとなっている。

製造業では、生産用機械などが減収となるものの、非鉄金属、食料品などが増収となることから、全体では11.6%の増収見込みとなっている。

非製造業では、建設などが減収となるものの、物品賃貸、宿泊・飲食サービスなどが増収となることから、全体では2.0%の増収見込みとなっている。

規模別では、大企業で減収見込み、中堅企業、中小企業で増収見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全	産 業		規 模 別		
		製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業
8 年 度	8.4	11.6	2.0	△ 7.9	2.5	23.9

（注1） 7・8年度ともに回答があった企業（62社）を基に単純集計

② 経常利益

8年度の経常利益は、全産業で7.0%（対前年度増減率、以下同じ。）の増益見込みとなっている。

製造業では、生産用機械などが減益となるものの、化学が黒字転化、非鉄金属などが増益となることから、全体では19.7%の増益見込みとなっている。

非製造業では、生活関連サービスなどが増益となるものの、物品賃貸、運輸・郵便などが減益となることから、全体では12.4%の減益見込みとなっている。

規模別では、大企業、中小企業で増益見込み、中堅企業で減益見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全	産 業		規 模 別		
		製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業
8 年 度	7.0	19.7	△ 12.4	91.5	△ 14.4	24.9

（注1） 7・8年度ともに回答があった企業（60社）を基に単純集計

4. 設備投資(除く土地、含むソフトウェア投資)

－ 8年度は全産業で2.8%の増加見込み －

8年度の設備投資は、全産業で2.8%（対前年度増減率、以下同じ。）の増加見込みとなっている。

製造業では、繊維などが前年度を上回っているものの、食料品などが前年度を下回っていることから、全体では23.7%の減少見込みとなっている。

非製造業では、小売などが前年度を下回っているものの、金融・保険などが前年度を上回っていることから、全体では21.8%の増加見込みとなっている。

規模別では、大企業、中小企業で前年度を上回るが、中堅企業で前年度を下回る見込みとなっている。

(対前年度増減率：%)

	全	産 業		規 模 別		
		製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業
8 年 度	2.8	△ 23.7	21.8	24.9	△ 21.7	93.5

(注1) 7・8年度ともに回答があった企業(64社)を基に単純集計

奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）

南都リサーチ&コンサルティング株式会社
「ナント経済月報 2026 年 6 月号」より

弱含んでいる

個人消費 百貨店・スーパー販売額は前年同月比 4 か月連続の減少

住宅着工 新設住宅着工戸数は前年同月比 5 か月ぶりの増加

公共投資 公共工事請負金額は前年同月比 5 か月ぶりの増加

雇用情勢 有効求人倍率は前月比 0.02 ポイント低下の 1.13 倍

企業倒産 倒産件数は 16 件 負債総額は 14 億 52 百万円

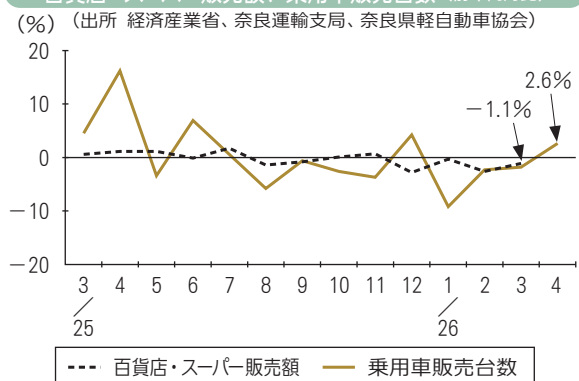
生産活動 鉱工業生産指数は前月比 2 か月ぶりの上昇

個人消費

百貨店・スーパー販売額は前年同月比 4 か月連続の減少

- ・ 3 月の百貨店・スーパー販売額（速報値、全店ベース）は前年同月比 1.1%減の 168 億 2 百万円となり、4 か月連続の減少。
- ・ 4 月の乗用車販売台数は前年同月比 2.6%増の 3,202 台と、4 か月ぶりの増加。普通乗用車は同 10.1%増、小型乗用車は同 25.6%増。軽乗用車は同 17.8%減となった。

百貨店・スーパー販売額、乗用車販売台数（前年同月比）

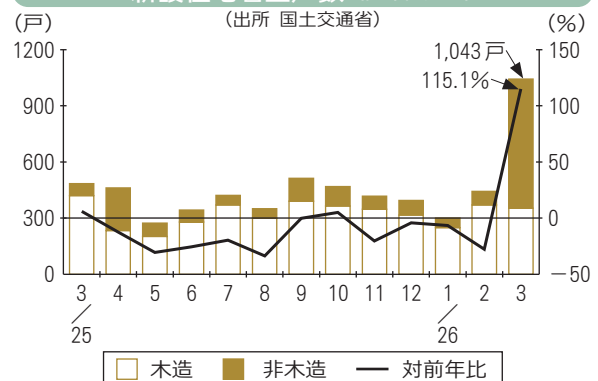


住宅着工

新設住宅着工戸数は前年同月比 5 か月ぶりの増加

- ・ 3 月の新設住宅着工戸数は前年同月比 115.1%増の 1,043 戸と、5 か月ぶりの増加。
- ・ 利用関係別にみると、持家は同 22.6%減の 195 戸と 2 か月連続の減少、貸家は同 43.2%増の 169 戸と 5 か月ぶりの増加、分譲住宅は同 495.6%増の 679 戸と 3 か月ぶりの増加となった。

新設住宅着工戸数（前年同月比）

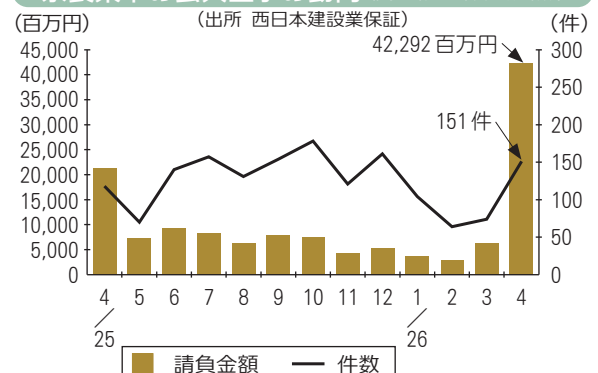


公共投資 (西日本建設業保証の保証取り扱い)

公共工事請負金額は前年同月比 5 か月ぶりの増加

- ・ 4 月の公共工事請負金額の動向をみると、件数は前年同月比 28.0%増の 151 件となり、4 か月ぶりの増加。金額は同 98.3%増の 422 億 92 百万円と、5 か月ぶりの増加。
- ・ 発注者別にみると、国は同 11.9%減、県は同 99.6%増、市町村は同 257.9%増。

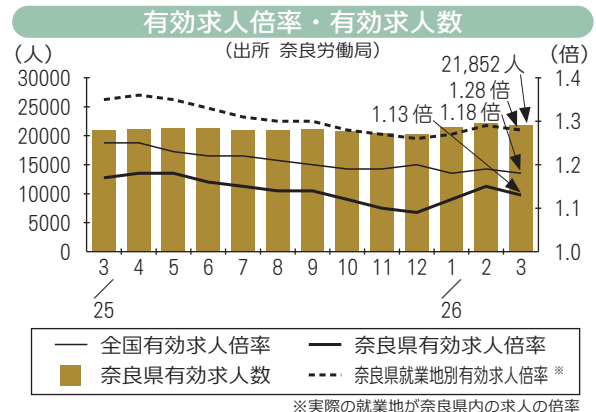
奈良県下の公共工事の動向（前払金保証の請負金額・件数）



雇用情勢

有効求人倍率は前月比 0.02 ポイント低下の 1.13 倍

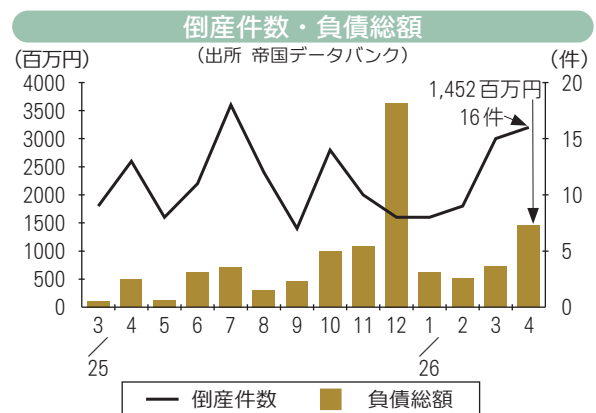
- ・ 3 月の有効求人倍率（季調値）は前月比 0.02 ポイント低下の 1.13 倍となり 3 か月ぶりの低下。前年同月比は 0.04 ポイント低下。
- ・ 新規求人倍率（季調値）は、前月比 0.13 ポイント低下の 2.02 倍となり 4 か月ぶりの低下。前年同月比は 0.07 ポイント上昇。



企業倒産

倒産件数は 16 件、負債総額は 14 億 52 百万円

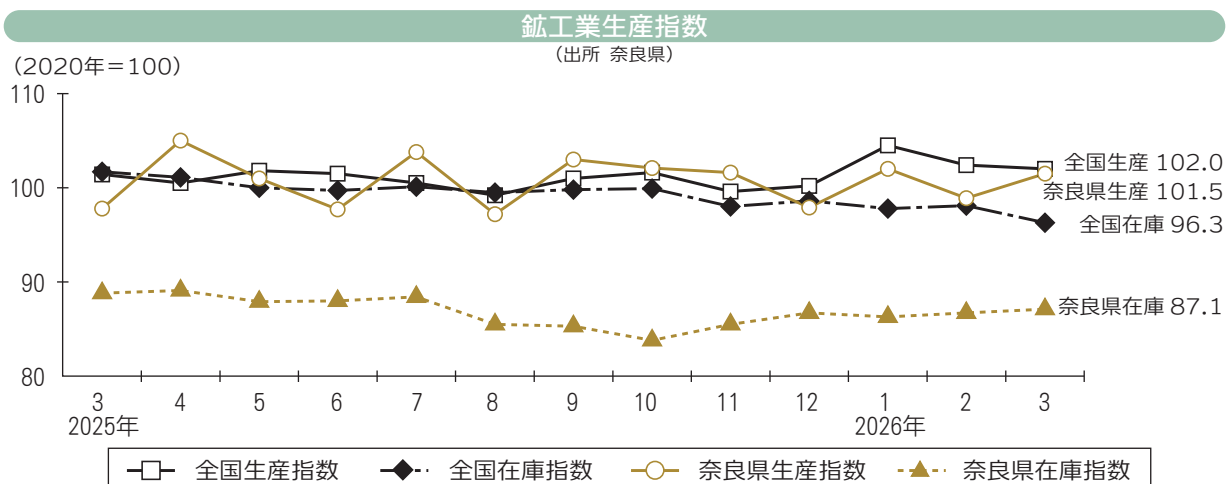
- ・ 4 月の倒産状況をみると、件数は前年同月比 23.1 %増の 16 件。負債総額は同 192.7%増の 14 億 52 百万円と 7 か月連続の増加。
- ・ 業種別では、建設業が 6 件、サービス業が 3 件、卸売業、小売業が各 2 件、製造業、運輸通信業、その他が各 1 件。倒産形態では、破産が 15 件、特別清算が 1 件であった。



生産活動

鉱工業生産指数は前月比 2 か月ぶりの上昇

- ・ 3 月の鉱工業生産指数（季調値、速報値）は、前月比 2.6%上昇の 101.5 となり 2 か月ぶりの上昇。原指数は前年同月比 4.3%上昇の 110.3 となり 2 か月連続の上昇。在庫指数は前月比 0.5%上昇の 87.1 となり 2 か月連続の上昇。
- ・ 業種別生産指数の動きは、食料品・たばこ工業、化学工業、非鉄金属工業等の 10 業種が前月比上昇となる一方、生産用機械工業、輸送機械工業、ゴム製品工業等の 6 業種が同低下。



住宅投資									設備投資				公共投資						
単 位	新 設 住 宅 着 工 戸 数								着工建築物床面積 (非居住用)		県公共事業等事 業施行契約済額		公共工事請負金額						
	総 数		持 家		貸 家		分 譲		㎡	%	百万円	%	国		県		市 町 村		
	前年比		前年比		前年比		前年比						前年比		前年比		前年比		
2022年	6,154	4.3	2,591	△9.0	1,531	14.0	1,985	16.1	※321,502	△14.1	#118,874	△2.5	※15,616	△13.4	※26,632	△14.9	※26,825	△21.9	
2023年	5,520	△10.3	2,326	△10.2	1,711	11.8	1,439	△27.5	※331,003	3.0	#126,784	6.7	※20,238	29.6	※31,139	16.9	※38,157	42.2	
2024年	5,559	0.7	2,330	0.2	1,697	△0.8	1,497	4.0	※330,015	△0.3	#122,000	△3.8	※14,737	△27.2	※28,118	△9.7	※37,440	△1.9	
2025年	5,063	△8.9	2,195	△5.8	1,635	△3.7	1,225	△18.2	※246,801	△25.2	#124,804	2.3	※12,572	△14.7	※31,221	11.0	※33,826	△10.2	
2025年 3月	485	6.1	252	40.0	118	△26.3	114	12.9	17,062	△18.2	6,249 (1~3月)	△42.9 (1~3月)	1,728	23.4	2,489	△43.8	1,343	△23.6	
4月	461	△12.4	147	△11.4	98	△53.8	212	43.2	16,557	△2.1	36,272	△7.5	1,514	54.6	11,029	90.9	4,666	△55.5	
5月	274	△30.5	124	△35.8	90	△27.4	60	△22.1	15,023	△1.0			2,519	△0.5	686	△67.9	3,372	△10.6	
6月	343	△25.6	160	△11.6	125	45.3	57	△20.6	23,929	104.1			1,207	22.6	2,189	0.1	4,299	102.6	
7月	422	△19.6	190	△19.8	119	△17.4	113	△20.4	56,155	5.8			474	△61.5	2,809	16.6	3,995	0.2	
8月	350	△33.6	183	△3.7	49	△80.5	118	63.9	11,929	6.8	12,904	29.1	420	△74.2	2,210	52.2	2,544	6.4	
9月	513	△0.2	210	△10.3	212	55.9	91	△36.8	13,900	△56.1	18,962	67.2	1,018	10.6	1,425	△33.1	4,381	14.7	
10月	469	5.2	196	5.4	183	28.9	90	△23.7	7,181	△18.5			876	30.1	2,870	5.6	2,896	20.6	
11月	418	△20.2	220	16.4	113	△22.6	83	△55.9	21,471	△76.3			1,124	6,144.4	1,636	△16.9	878	△45.5	
12月	394	△4.1	185	△11.1	110	△5.2	99	15.1	24,526	△1.9			667	190.7	2,638	27.1	1,398	△60.0	
2026年 1月	300	△6.5	162	26.6	64	△36.0	73	△21.5	10,403	△55.3	3,969	△36.5	783	△7.0	1,532	12.0	1,268	△0.6	
2月	443	△27.7	180	△10.0	174	△45.3	89	△6.3	21,851	△13.8			419	△85.8	788	△43.7	692	△6.2	
3月	1,043	115.1	195	△22.6	169	43.2	679	495.6	23,876	39.9			1,546	△10.5	1,404	△43.6	3,232	140.6	
4月													1,333	△11.9	22,014	99.6	16,697	257.9	
資料出所	国 土 交 通 省											奈 良 県		西日本建設業保証					

2026.6 南都リサーチ&コンサルティング株式会社

労働需給										企業倒産・保証状況									
単 位	有効求人倍率		新規求人倍率		雇用保険受給者実人員		雇用指数	所定外労働時間指数		名目賃金指数 (現金給与総額)		企 業 倒 産				保 証 状 況			
	倍	ポイント	倍	ポイント	人	%		20年=100	20年=100	20年=100	20年=100	件 数		負債総額		保 証 承 諾		代 位 弁 済	
							前年比					前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
2022年	※1.23	0.04	※2.03	0.05	※47,754	△5.2	96.9	109.2	124.5	102.6	105.8	64	3.2	11,699	165.5	※67,342	12.6	※2,933	35.7
2023年	※1.15	△0.08	※1.94	△0.09	※49,969	4.6	96.7	103.5	114.3	99.2	106.3	64	0.0	6,428	△45.1	※82,534	22.6	※4,710	60.6
2024年	※1.15	0.00	※1.96	0.02	※50,136	0.3	97.3	101.7	121.9	108.0	111.3	110	71.9	15,138	135.5	※74,523	△9.7	※4,855	3.1
2025年	※1.14	△0.01	※1.99	0.03	※54,125	8.0	97.8	115.6	117.0	108.1	111.2	121	10.0	8,910	△41.1	※73,430	△1.5	※4,669	△3.8
2025年 3月	1.17	0.03	1.95	△0.02	3,736	2.1	97.8	121.5	109.5	98.8	94.0	9	△18.2	110	△80.1	8,042	△10.8	466	△6.2
4月	1.18	0.06	2.03	0.15	3,709	△1.0	98.6	115.4	112.6	94.5	96.5	13	44.4	496	79.1	3,884	△13.9	212	△77.0
5月	1.18	0.06	1.96	0.14	4,123	△1.1	97.0	118.5	98.9	94.2	92.5	8	△42.9	130	△79.7	5,368	0.7	162	△67.4
6月	1.16	0.06	1.98	0.17	4,511	8.8	98.4	115.4	108.4	141.8	130.9	11	22.2	618	△33.7	7,047	△10.7	479	6.3
7月	1.15	0.02	1.95	△0.02	5,130	7.0	97.7	110.8	115.8	132.5	159.4	18	157.1	717	120.6	6,561	8.6	730	497.2
8月	1.14	0.00	1.95	0.01	5,142	11.0	97.3	113.8	109.5	92.7	96.0	12	0.0	305	△56.9	5,595	△0.2	405	39.1
9月	1.14	0.00	2.12	0.22	5,160	12.3	97.3	112.3	122.1	90.3	90.7	7	△12.5	455	△93.7	7,957	13.6	488	△9.2
10月	1.12	△0.04	1.88	△0.13	4,998	13.9	97.3	118.5	127.4	92.3	97.4	14	55.6	993	177.4	4,826	△17.7	523	325.8
11月	1.10	△0.07	1.86	△0.19	4,360	7.0	97.6	120.0	132.6	95.9	96.0	10	66.7	1,079	7.5	6,771	18.6	102	△75.6
12月	1.09	△0.09	1.91	△0.14	4,403	9.3	96.7	118.5	132.6	184.1	193.8	8	△33.3	3,640	67.8	7,642	11.6	80	△80.3
2026年 1月	1.12	△0.08	1.95	△0.12	4,134	3.2	98.3	132.3	103.2	97.9	91.6	8	14.3	630	137.7	4,471	△22.5	460	13.3
2月	1.15	△0.04	2.15	0.14	4,068	6.5	98.1	132.3	113.7	95.3	95.1	9	125.0	515	404.9	5,406	△8.5	416	101.0
3月	1.13	△0.04	2.02	0.07	4,387	17.4						15	66.7	721	555.5	7,902	△1.7	610	30.9
4月												16	23.1	1,452	192.7	4,082	5.1	395	86.1
資料出所	奈 良 労 働 局						奈良県※規模5人以上				帝国データバンク				奈良県信用保証協会				

※は年度、rは改訂、pは速報を表す。*有効求人倍率、新規求人倍率は季節調整値を使用。

生産																
	鉱 工 業 生 産 指 数															
	総 合		一般機械		輸送機械		化 学		プラスチック		食料品・たばこ		織 維		木材・木製品	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
単 位	20年=100	%	20年=100	%	20年=100	%	20年=100	%	20年=100	%	20年=100	%	20年=100	%	20年=100	%
2022年	103.7	0.3	120.5	1.9	100.4	1.9	104.1	1.3	96.6	2.4	98.0	2.3	90.1	△0.1	67.9	△25.5
2023年	102.9	△0.8	116.9	△3.0	110.1	9.7	98.3	△5.6	98.2	1.7	101.5	3.6	90.7	0.7	64.9	△4.4
2024年	100.5	△2.3	103.2	△11.7	93.9	△14.7	112.3	14.2	96.6	△1.6	113.2	11.5	91.7	1.1	61.2	△5.7
2025年	100.4	△0.1	88.0	△14.7	96.8	3.1	119.9	6.8	97.4	0.8	122.4	8.1	90.1	△1.7	62.2	1.6
2025年 3月	97.8	2.4	88.1	△6.5	91.1	0.2	114.5	16.4	99.2	9.0	122.1	9.5	97.1	△1.2	65.2	0.9
4月	105.0	4.8	100.4	△0.3	96.9	8.9	123.1	10.2	97.9	△1.2	123.7	11.0	100.3	5.7	69.3	18.8
5月	101.0	△3.5	91.0	△18.0	111.0	△1.6	107.9	△5.9	91.0	△4.3	121.2	12.6	94.9	△3.6	71.3	16.9
6月	97.7	△2.3	74.5	△29.2	97.5	2.0	101.6	△6.2	98.8	1.8	125.7	12.6	87.3	△1.4	66.5	16.1
7月	103.8	4.1	95.9	4.4	93.5	△4.2	121.0	11.9	102.1	5.6	128.6	12.8	92.1	1.0	59.6	△2.1
8月	97.2	△3.4	90.1	△1.8	97.6	△0.3	110.1	△6.6	89.8	△3.0	120.6	3.3	79.7	△8.0	50.0	△20.7
9月	103.0	2.9	82.6	△16.7	94.9	1.2	155.2	31.5	95.5	△1.1	128.7	11.8	91.1	△1.5	74.2	20.0
10月	102.1	△0.1	92.7	△0.2	94.1	△1.8	140.5	13.3	101.4	2.4	122.0	0.2	85.0	△8.5	49.3	△18.5
11月	101.6	△3.1	80.7	△22.9	92.7	△5.5	131.0	6.6	102.3	0.7	121.1	1.8	88.8	△1.8	53.1	△15.4
12月	97.9	1.2	78.2	△6.8	91.6	7.9	122.9	△0.8	97.0	△0.9	119.2	5.9	81.0	△6.1	52.8	△0.5
2026年 1月	102.0	△0.2	105.9	14.0	98.3	△9.6	96.8	△12.3	99.8	0.2	123.8	4.0	87.8	△10.5	61.1	△17.4
2月	r98.9	r1.4	96.1	0.3	103.1	2.3	r98.4	r△6.2	93.0	△1.2	122.2	3.9	95.5	10.8	68.9	1.3
3月	p101.5	p4.3	p87.2	p△0.5	p99.3	p10.2	p117.6	p2.8	p95.0	p△4.1	p134.9	p10.9	p89.7	p△7.1	p65.8	p1.4
4月																
資料出所	奈 良 県															

※鉱工業生産指数調整値、前年比は原指数を使用。



国民所得			景気		個人消費							
	国 内 総 生 産		景気動向指数(CI)		百貨店・スーパー販		乗 用 車 販 売 台 数				主要旅行業者の 旅 行 取 扱 状 況	
	実質・季調系列・連鎖価格		先 行	一 致	売額（全店ベース）		合計（登録車＋軽）		うち軽乗用車			
単 位	10億円	前年比%	20年＝100		億円	前年比%	千台	前年比%	千台	前年比%	億円	前年比%
2022年	※584,362	1.4	—	—	206,603	3.8	3,448	△6.2	1,225	△4.0	23,847	101.9
2023年	※584,166	r△0.0	—	—	216,049	4.6	3,993	15.8	1,341	9.5	36,294	52.2
2024年	※587,135	0.5	—	—	223,812	3.6	3,725	△6.7	1,202	△10.4	38,172	5.2
2025年	※591,911	0.8	—	—	230,150	2.8	3,836	3.0	1,303	8.4		
2025年 3月	r591,104	r#1.8 (1～3月)	r107.2	115.8	19,328	2.6	421	9.6	133	15.0	3,511	△16.6
4月	(1～3月)		r104.5	115.7	18,025	2.7	287	11.0	96	24.5	2,819	2.6
5月	r593,120	r#1.4	r104.5	115.8	18,495	1.8	269	3.1	92	8.1	3,272	5.7
6月			r105.4	115.7	18,821	1.0	329	5.5	112	10.9	3,182	5.9
7月	r589,441	r#△2.5	r106.2	114.9	19,259	1.6	326	△3.7	106	△3.0	3,025	0.1
8月			r107.0	r113.9	19,277	3.3	249	△8.2	89	△1.8	3,453	3.7
9月			r108.1	r115.0	17,993	3.4	357	△2.4	128	1.7	3,613	10.0
10月	r590,673	r#0.8	r109.2	115.6	18,815	5.1	328	△2.8	114	7.2	4,021	6.5
11月			r109.5	r114.8	19,903	4.9	307	△7.0	105	△2.5	3,779	5.7
12月			r110.4	r114.4	23,809	1.4	278	△0.8	96	0.7	3,120	3.2
2026年 1月	593,693	#2.1	r112.0	117.9	19,733	3.1	308	△6.2	108	△3.4	2,486	4.8
2月			r113.2	r116.2	17,645	2.1	329	△7.3	117	△2.6	2,931	0.4
3月			p114.5	p116.5	19,624	1.5	408	△3.2	142	7.1		
4月							315	9.7	91	△4.8		
資料出所	内 閣 府		経 済 産 業 省		日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会		国 土 交 通 省			

※は年度、#は前期比年率、rは改定、pは速報を表す。

個人消費				設備・公共・住宅投資								
単 位	全国勤労者世帯家計収支			機 械 受 注 額			建設工事受注額（元請）				新設住宅着工	
	消 費 支 出		消費性向	（船舶・電力を除く民需）			公共機関から		民間等から		戸 数	
	円	前年比%	%	億円	前月比%	前年比%	億円	前年比%	億円	前年比%	千戸	前年比%
2022年	320,627	3.6	64.0	107,418	—	5.2	※222,623	5.5	※544,108	10.3	860	0.4
2023年	318,755	△0.6	64.4	103,550	—	△3.6	※217,354	△2.4	※498,225	△8.4	820	△4.6
2024年	325,137	2.0	62.2	105,131	—	1.5	※232,269	6.9	※587,573	17.9	792	△3.3
2025年	346,297	6.5	65.0	112,101	—	6.6	※245,509	5.7	※628,345	6.9	741	△6.5
2025年 3月	382,959	8.2	89.9	9,894	10.5	8.4	40,829	5.9	81,889	31.4	90	39.6
4月	363,182	5.3	76.4	9,174	△7.3	6.6	15,907	0.9	53,414	15.2	56	△26.6
5月	351,466	10.3	87.6	9,153	△0.2	4.4	13,551	4.7	45,380	10.2	43	△34.4
6月	323,202	7.7	41.6	9,360	2.3	7.6	23,307	8.0	54,861	12.9	56	△15.6
7月	338,900	8.4	60.5	9,064	△3.2	4.9	21,631	△2.8	50,799	1.9	61	△9.7
8月	347,325	9.0	68.6	9,032	△0.4	1.6	17,463	△1.2	45,388	14.1	60	△9.8
9月	339,762	10.2	82.1	9,318	3.2	11.6	24,302	6.7	59,411	20.6	64	△7.3
10月	338,977	3.5	67.9	9,860	5.8	12.5	22,336	19.7	47,465	△9.0	72	3.2
11月	350,349	10.7	82.3	8,956	△9.2	△6.4	13,176	△4.3	44,129	1.7	60	△8.5
12月	374,127	△1.3	37.0	10,400	16.1	16.8	20,125	16.9	57,144	8.7	62	△1.3
2026年 1月	334,790	1.0	77.4	9,824	△5.5	13.7	10,279	△14.9	43,703	12.1	56	△0.4
2月	319,797	1.9	65.2	11,159	13.6	24.7	17,210	2.8	48,788	12.0	58	△4.9
3月	374,892	△2.1	82.7	10,109	△9.4	5.9	46,223	13.2	77,864	△4.9	63	△29.3
4月												
資料出所	総 務 省			内 閣 府			国 土 交 通 省					



生産・出荷・在庫							労働需給							
	鉱工業生産動向						所定外労働時間指数 (製造業) [5人以上]		常用雇用指数 [5人以上]		有効求人 人倍率	完全失業者数		完全失業者率
	生産		出荷		在庫									
単 位	20年=100	前年比%	20年=100	前年比%	20年=100	前年比%	20年=100	前年比%	20年=100	前年比%	倍	万人	前年比%	%
2022年	105.3	△0.1	103.9	△0.5	101.2	2.7	121.1	6.2	101.3	0.8	1.28	179	△8.2	2.6
2023年	103.9	△1.3	103.2	△0.7	100.7	△0.5	114.4	△5.5	103.1	1.9	1.31	178	△0.6	2.6
2024年	101.2	△2.6	99.9	△3.2	98.8	△1.9	111.3	△3.6	104.3	1.2	1.25	176	△1.1	2.5
2025年	100.9	△0.3	99.5	△0.4	96.0	△2.8	112.5	1.1	105.9	1.5	1.22	176	0.0	2.5
2025年 3月	101.4	0.0	99.3	△0.8	101.7	△0.6	115.1	0.7	104.4	1.7	1.25	180	△2.7	2.5
4月	100.5	△0.7	99.2	△0.8	101.1	△1.2	114.3	3.1	105.7	1.7	1.25	188	△2.6	2.5
5月	101.8	△2.9	100.4	△3.0	100.0	△3.0	105.0	2.4	106.1	1.7	1.23	183	△5.2	2.5
6月	101.5	3.4	100.3	2.9	99.7	△3.0	110.1	1.6	106.2	1.5	1.22	176	△2.8	2.5
7月	100.5	△1.5	98.8	△2.5	100.1	△2.3	113.4	△0.8	106.4	1.4	1.22	169	△10.1	2.4
8月	99.2	△3.3	98.9	△2.5	99.5	△2.9	105.0	△1.6	106.2	1.3	1.21	182	4.0	2.6
9月	101.0	2.2	99.6	1.6	99.8	△2.3	111.8	△1.4	106.1	1.3	1.20	184	6.4	2.6
10月	101.6	0.1	100.5	0.2	99.9	△1.9	118.5	0.8	106.3	1.3	1.19	183	7.6	2.6
11月	99.6	△4.2	99.5	△3.0	98.0	△4.1	119.3	0.0	106.5	1.3	1.19	171	4.3	2.6
12月	100.2	0.9	98.4	0.3	98.6	△2.8	116.8	1.5	106.6	1.3	1.20	166	7.8	2.6
2026年 1月	104.5	0.7	102.1	1.2	97.8	△4.3	106.7	1.6	106.3	1.2	1.18	179	9.8	2.7
2月	102.4	0.4	100.6	△0.1	98.1	△3.4	116.0	0.8	106.2	1.3	1.19	180	9.1	2.6
3月	102.0	2.4	99.7	2.2	96.3	△5.3	p114.3	p△0.7	p105.6	p1.1	1.18	194	7.8	2.7
4月														
資料出所	経 済 産 業 省						厚 生 労 働 省				総 務 省			
鉱工業生産動向は季節調整値、同前年比は原指数を使用。							完全失業者数は原数値、完全失業率は季節調整値。							

鉱工業生産動向は季節調整値、同前年比は原指数を使用。
 完全失業者数は原数値、完全失業者率は季節調整値。

国際収支・貿易								企業倒産				株価	
	国 際 収 支		外貨準備高 (年・月末)	通 関				企 業 倒 産				日経平均株価 (東証225種)	
	経常収支			輸 出		輸 入		件 数		負 債 総 額			
単 位	億円	前年比%	百万ドル	億円	前年比%	億円	前年比%	件	前年比%	億円	前年比%	(年・月末・円)	
2022年	114,425	△46.7	1,227,576	981,736	18.2	1,185,032	39.6	6,376	6.0	23,724	103.9	26,094.50	
2023年	224,755	96.4	1,294,637	1,008,730	2.7	1,103,951	△6.8	8,497	33.3	23,769	0.2	33,464.17	
2024年	292,774	30.3	1,230,715	1,070,875	6.2	1,127,160	2.1	9,901	16.5	22,198	△6.6	39,894.54	
2025年	322,350	10.1	1,369,775	1,104,448	3.1	1,130,932	0.3	10,261	3.6	15,669	△29.4	50,339.48	
2025年 3月	36,253	5.3	1,272,511	98,526	4.0	92,983	1.8	875	0.6	974	△26.2	35,617.56	
4月	23,700	13.1	1,298,249	r91,499	r1.9	r92,994	r△2.1	826	8.7	1,005	6.3	36,045.38	
5月	33,205	13.8	1,298,139	r81,295	r△1.8	r87,920	r△7.5	835	△17.8	934	△25.9	37,965.10	
6月	12,818	△33.1	1,313,782	r91,623	△0.5	r90,401	r0.5	869	7.7	986	△8.7	40,487.39	
7月	25,863	△27.6	1,304,436	r93,448	r△2.8	r95,011	r△7.3	956	3.9	1,665	△78.6	41,069.82	
8月	36,281	△5.7	1,324,210	r84,201	△0.1	r87,142	r△5.1	751	0.7	1,129	21.8	42,718.47	
9月	44,447	160.3	1,341,268	r94,049	r4.1	r96,826	r3.3	909	22.7	986	△24.8	44,932.63	
10月	27,435	16.6	1,347,378	97,662	3.6	r100,091	r0.8	965	4.3	1,423	△18.9	52,411.34	
11月	36,764	11.2	1,359,358	r97,089	6.1	r94,029	1.4	796	△4.6	789	△48.2	50,253.91	
12月	9,254	△12.8	1,369,775	r104,077	5.1	r103,129	r5.4	881	3.9	2,900	38.0	50,339.48	
2026年 1月	p9,310	p404.9	1,394,750	91,851	16.8	103,509	△2.6	861	3.7	1,189	△1.4	53,322.85	
2月	p39,327	p△0.1	1,410,699	95,596	4.0	r95,230	10.3	833	8.5	1,228	△26.6	58,850.27	
3月	p46,815	p29.1	1,374,731	109,814	11.5	p103,384	p10.9	943	7.8	1,304	33.9	51,063.72	
4月			1,382,981					899	8.8	1,121	11.5	59,284.92	
資料出所	財 務 省					帝 国 デ ー タ バ ン ク					日本経済新聞社		

為替 金融								物価					
	インターバンク 米ドル直物 月末終値	日本銀行券発行高 (月末高)		マネー ストック M ₂	コール レート 無担保	貸出約定 平均金利	長期国債 (10年物) 新発債	企業物価指数 (総 合)		企業向けサー ビス価格指数		消費者物価指数 (総 合)	
単 位	円／ドル	億円	前年比%	前年比%	年利%	年利%	年利%	20年=100	前年比%	20年=100	前年比%	20年=100	前年比%
2022年	132.14	1,250,683	2.5	3.3	△0.022	0.771	0.410	114.9	9.8	102.3	1.5	102.3	2.5
2023年	141.40	1,246,080	△0.4	2.5	△0.039	0.779	0.620	119.9	4.4	104.5	2.2	105.6	3.2
2024年	157.89	1,240,778	△0.4	1.7	0.227	0.943	1.090	122.8	2.4	107.8	3.2	108.5	2.7
2025年	155.98	1,206,060	△2.8	1.2	0.727	1.212	2.060	126.7	3.2	111.0	3.0	111.9	3.2
2025年 3月	149.14	1,186,685	△1.8	0.8	0.476	1.045	1.485	126.2	4.3	110.1	3.4	111.1	3.6
4月	142.81	1,185,939	△2.1	0.5	0.476	1.063	1.310	126.6	3.9	111.0	3.1	111.5	3.6
5月	144.04	1,172,896	△1.8	0.6	0.476	1.073	1.500	126.5	3.1	111.0	3.1	111.8	3.5
6月	144.13	1,172,196	△1.4	0.8	0.477	1.125	1.420	126.4	2.8	110.8	2.8	111.7	3.3
7月	149.39	1,172,415	△2.2	1.0	0.478	1.137	1.545	126.7	2.5	111.1	2.7	111.9	3.1
8月	147.01	1,173,184	△2.0	1.3	0.477	1.140	1.600	126.4	2.6	111.3	2.8	112.1	2.7
9月	148.07	1,166,246	△2.3	1.5	0.477	1.154	1.645	127.0	2.8	111.4	3.1	112.0	2.9
10月	154.31	1,168,498	△2.3	1.6	0.477	1.159	1.655	127.6	2.7	112.2	2.7	112.8	3.0
11月	156.32	1,168,180	△2.7	1.7	0.477	1.164	1.805	128.0	2.7	112.5	2.7	113.2	2.9
12月	155.98	1,206,060	△2.8	1.7	0.727	1.212	2.060	128.1	2.4	112.5	2.6	113.0	2.1
2026年 1月	153.80	1,173,661	△2.5	1.6	0.727	1.235	2.240	r128.5	r2.4	r112.0	r2.7	112.9	1.5
2月	156.09	1,169,343	△2.0	1.7	0.727	1.263	2.110	128.5	2.1	112.1	2.7	112.2	1.3
3月	159.63	1,163,156	△2.0	2.0	0.727		2.345	r129.8	r2.9	p113.5	p3.1	112.7	1.5
4月	160.14	1,168,371	△1.5	p2.3	0.727		2.515	p132.8	p4.9				
資料出所	日 本 銀 行						日本相互証券	日 本 銀 行				総 務 省	

南都リサーチ&コンサルティング株式会社の事業案内

経営コンサルティング

高度人材紹介

研修・講演

リサーチ

◆経営戦略策定支援

◆製造現場の業務改善と生産性向上支援

◆販売戦略・マーケティング強化支援 ◆補助金申請支援

◆幹部候補

◆高度外国人材（主に日本在学の海外留学生）

◆人材育成 ◆企業経営 ◆経済・分析

◆調査・研究 ◆行政機関等受託

◆情報発信（機関誌「ナント経済月報」の発刊等）

お問い合わせ先

●経営コンサルティング、高度人材紹介、研修・講演

TEL：0742-93-3102

●リサーチ、機関誌「ナント経済月報」

TEL：0742-81-4133



令和 8 年 春闘要求妥結状況

2026 年 6 月 22 日現在

1 【日本労働組合総連合会】

- ・ 2026 春季生活闘争 第 6 回回答集計 平均賃金方式
(2025 年 6 月 5 日公表との比較)
- ・ 2026 春季生活闘争 第 6 回回答集計 夏季一時金 (年間)
- ・ 2025 春季生活闘争 第 6 回回答集計 夏季一時金 (夏季)

2 【(一社) 日本経済団体連合会】

- ・ 2026 年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含] (加重平均)

3 【(一社) 奈良経済産業協会】

- ・ 令和 8 年 春季労使交渉要求・妥結状況 (県内企業・対前年同企業集計)

業種別		集計組合		昨年同時期		対比		組合員1人あたり平均(加重平均)										
								平均年齢	平均勤続	要求ベース	2026要求		2026回答		昨年実績		対比	
											額	率	額	率	額	率	額	率
											計	計	計	計	計	計	計	計
組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員											
製造業	～99	1,321	58,925	1,318	59,835	3	▲ 910	40.96	14.26	267,957	17,320	6.49	11,806	4.42	11,575	4.48	231	▲ 0.06
	100～299	962	171,352	976	172,606	▲ 14	▲ 1,254	39.66	14.54	284,775	17,965	6.38	14,175	5.02	13,657	5.02	518	0.00
	300未満計	2,283	230,277	2,294	232,441	▲ 11	▲ 2,164	39.96	14.48	280,680	17,797	6.41	13,561	4.87	13,117	4.89	444	▲ 0.02
	300～999	632	336,027	613	324,022	19	12,005	39.49	15.05	308,707	19,282	6.30	16,066	5.19	15,737	5.32	329	▲ 0.13
	1,000～	305	1,088,027	308	1,099,633	▲ 3	▲ 11,606	39.39	15.84	347,667	20,185	5.82	18,740	5.37	18,909	5.66	▲ 169	▲ 0.29
	計	3,220	1,654,331	3,215	1,656,096	5	▲ 1,765	39.49	15.51	330,762	19,671	6.00	17,469	5.27	17,486	5.50	▲ 17	▲ 0.23
商業流通	～99	75	3,520	80	3,569	▲ 5	▲ 49	44.78	16.67	283,442	17,549	6.21	8,572	3.04	8,572	3.20	0	▲ 0.16
	100～299	116	22,194	111	20,692	5	1,502	42.64	16.76	287,148	18,970	6.71	11,383	3.98	10,289	3.69	1,094	0.29
	300未満計	191	25,714	191	24,261	0	1,453	42.88	16.75	286,636	18,775	6.64	10,999	3.85	10,043	3.62	956	0.23
	300～999	120	67,362	124	68,642	▲ 4	▲ 1,280	40.29	14.17	293,790	19,352	6.65	13,026	4.43	12,289	4.33	737	0.10
	1,000～	72	225,844	73	223,743	▲ 1	2,101	40.34	13.70	323,317	20,127	6.30	15,314	4.75	14,855	4.77	459	▲ 0.02
	計	383	318,920	388	316,646	▲ 5	2,274	40.51	14.01	314,160	19,856	6.40	14,488	4.61	13,938	4.59	550	0.02
交通運輸	～99	317	11,503	320	11,696	▲ 3	▲ 193	47.04	13.88	220,264	16,756	7.47	7,830	3.73	7,422	3.54	408	0.19
	100～299	129	22,888	127	22,304	2	584	45.08	12.67	235,781	17,067	7.32	10,015	4.57	8,939	3.94	1,076	0.63
	300未満計	446	34,391	447	34,000	▲ 1	391	45.71	13.05	230,330	16,944	7.38	9,157	4.25	8,375	3.81	782	0.44
	300～999	87	47,921	94	55,061	▲ 7	▲ 7,140	41.74	12.55	270,514	18,955	7.04	12,945	4.82	12,111	4.46	834	0.36
	1,000～	52	246,117	47	266,641	5	▲ 20,524	42.35	15.33	309,277	18,290	5.96	12,460	4.03	14,265	4.74	▲ 1,805	▲ 0.71
	計	585	328,429	588	355,702	▲ 3	▲ 27,273	42.50	14.75	299,393	18,226	6.17	12,219	4.12	13,416	4.64	▲ 1,197	▲ 0.52
サービス・ホテル	～99	14	442	11	407	3	35	37.89	12.28	226,234	12,102	4.29	9,108	3.12	10,482	4.15	▲ 1,374	▲ 1.03
	100～299	5	849	9	1,508	▲ 4	▲ 659	42.86	14.34	259,133	15,369	5.87	11,037	4.06	13,699	5.49	▲ 2,662	▲ 1.43
	300未満計	19	1,291	20	1,915	▲ 1	▲ 624	41.19	13.65	250,747	14,406	5.37	10,405	3.76	13,261	5.30	▲ 2,856	▲ 1.54
	300～999	7	2,768	7	3,097	0	▲ 329	37.40	12.24	269,538	17,335	7.01	15,041	6.05	9,972	3.49	5,069	2.56
	1,000～	7	174,599	8	234,627	▲ 1	▲ 60,028	43.32	16.92	325,896	17,202	5.27	13,158	4.02	16,029	5.07	▲ 2,871	▲ 1.05
	計	33	178,658	35	239,639	▲ 2	▲ 60,981	43.23	16.84	325,089	17,186	5.28	13,159	4.04	15,961	5.06	▲ 2,802	▲ 1.02
情報・出版	～99	12	426	12	602	0	▲ 176	40.56	11.98	250,042	22,869	9.80	14,402	5.53	13,202	5.86	1,200	▲ 0.33
	100～299	11	1,961	10	1,889	1	72	33.22	6.64	288,856	14,976	5.54	13,597	4.86	14,167	5.46	▲ 570	▲ 0.60
	300未満計	23	2,387	22	2,491	1	▲ 104	33.65	7.04	286,297	15,632	5.77	13,755	4.95	13,670	5.60	85	▲ 0.65
	300～999	19	11,089	17	9,350	2	1,739	37.92	12.19	323,118	15,951	4.96	14,674	4.60	16,721	5.31	▲ 2,047	▲ 0.71
	1,000～	11	136,933	12	140,326	▲ 1	▲ 3,393	40.18	13.75	402,932	12,475	5.12	23,428	5.88	14,303	5.79	9,125	0.09
	計	53	150,409	51	152,167	2	▲ 1,758	39.31	13.12	374,144	13,854	5.10	22,854	5.82	15,234	5.64	7,620	0.18
金融・保険	～99	4	159	3	182	1	▲ 23	51.53	26.69	417,800	30,588	4.85	14,534	4.92	17,394	5.64	▲ 2,860	▲ 0.72
	100～299	3	663	4	884	▲ 1	▲ 221	37.94	14.09	329,083	16,014	4.92	15,632	4.82	13,620	4.69	2,012	0.13
	300未満計	7	822	7	1,066	0	▲ 244	38.28	14.40	331,301	16,378	4.91	15,420	4.83	14,007	4.79	1,413	0.04
	300～999	7	3,218	3	1,315	4	1,903	35.33	11.55	324,462	16,620	5.15	15,743	4.95	13,759	4.70	1,984	0.25
	1,000～	4	29,898	0	0	4	29,898	34.40	12.10	362,641	16,000	4.70	23,631	6.51				
	計	18	33,938	10	2,381	8	31,557	35.40	12.07	358,375	16,399	4.98	22,685	6.32	13,866	4.74	8,819	1.58
その他	～99	288	10,847	292	10,836	▲ 4	11	41.58	12.40	265,330	16,411	6.38	10,851	4.17	11,586	4.68	▲ 735	▲ 0.51
	100～299	134	23,688	139	24,692	▲ 5	▲ 1,004	40.19	11.94	290,652	17,930	6.21	13,359	4.57	13,237	4.66	122	▲ 0.09
	300未満計	422	34,535	431	35,528	▲ 9	▲ 993	40.57	12.07	282,807	17,469	6.26	12,591	4.45	12,760	4.66	▲ 169	▲ 0.21
	300～999	98	50,828	89	46,820	9	4,008	40.04	12.43	296,710	18,326	6.26	14,261	4.80	14,845	5.09	▲ 584	▲ 0.29
	1,000～	50	113,388	56	128,537	▲ 6	▲ 15,149	39.13	13.73	336,635	19,007	5.77	16,021	4.81	17,778	5.67	▲ 1,757	▲ 0.86
	計	570	198,751	576	210,885	▲ 6	▲ 12,134	39.56	13.13	317,316	18,570	5.97	15,004	4.75	16,241	5.36	▲ 1,237	▲ 0.61
計	～99	2,031	85,822	2,036	87,127	▲ 5	▲ 1,305	41.76	14.08	265,590	17,151	6.51	11,130	4.27	10,976	4.38	154	▲ 0.11
	100～299	1,360	243,595	1,376	244,575	▲ 16	▲ 980	40.28	14.34	284,096	17,990	6.42	13,571	4.84	12,978	4.80	593	0.04
	300未満計	3,391	329,417	3,412	331,702	▲ 21	▲ 2,285	40.62	14.28	279,562	17,771	6.44	12,929	4.70	12,453	4.70	476	0.00
	300～999	970	519,213	947	508,307	23	10,906	39.77	14.39	303,878	19,128	6.36	15,241	5.02	14,855	5.08	386	▲ 0.06
	1,000～	501	2,014,806	504	2,093,507	▲ 3	▲ 78,701	40.20	15.51	339,418	19,595	5.83	17,411	5.07	17,441	5.39	▲ 30	▲ 0.32
	300以上計	1,471	2,534,019	1,451	2,601,814	20	▲ 67,795	40.11	15.28	331,866	19,496	5.94	16,981	5.06	16,932	5.33	49	▲ 0.27
	計	4,862	2,863,436	4,863	2,933,516	▲ 1	▲ 70,080	40.17	15.17	325,882	19,286	6.00	16,518	5.02	16,399	5.26	119	▲ 0.24

業種別		集計組合		昨年同時期		対比		1組合あたり平均(単純平均)										
								平均年齢	平均勤続	要求ベース	2026要求		2026回答		昨年実績		対比	
											額	率	額	率	額	率	額	率
		組合数	人員	組合数	人員	組合数	人員				計	計	計	計	計	計	計	計
製造業	～99	1,321	58,925	1,318	59,835	3	▲ 910	41.79	14.77	264,808	17,055	6.50	11,210	4.25	10,875	4.26	335	▲ 0.01
	100～299	962	171,352	976	172,606	▲ 14	▲ 1,254	39.65	14.43	282,878	17,882	6.39	14,054	5.00	13,426	4.97	628	0.03
	300未満計	2,283	230,277	2,294	232,441	▲ 11	▲ 2,164	40.79	14.61	272,882	17,400	6.45	12,398	4.58	11,949	4.58	449	0.00
	300～999	632	336,027	613	324,022	19	12,005	39.51	15.02	306,561	19,230	6.34	15,907	5.18	15,522	5.28	385	▲ 0.10
	1,000～	305	1,088,027	308	1,099,633	▲ 3	▲ 11,606	39.43	15.25	334,345	19,850	5.96	17,876	5.31	18,099	5.63	▲ 223	▲ 0.32
	計	3,220	1,654,331	3,215	1,656,096	5	▲ 1,765	40.36	14.77	285,999	17,981	6.38	13,566	4.77	13,179	4.82	387	▲ 0.05
商業流通	～99	75	3,520	80	3,569	▲ 5	▲ 49	44.67	16.51	281,535	17,531	6.26	8,760	3.13	8,854	3.30	▲ 94	▲ 0.17
	100～299	116	22,194	111	20,692	5	1,502	42.76	16.50	286,591	18,910	6.71	11,051	3.87	10,127	3.63	924	0.24
	300未満計	191	25,714	191	24,261	0	1,453	43.44	16.50	284,634	18,371	6.54	10,150	3.58	9,604	3.50	546	0.08
	300～999	120	67,362	124	68,642	▲ 4	▲ 1,280	40.38	14.35	293,515	19,150	6.59	12,958	4.41	12,239	4.31	719	0.10
	1,000～	72	225,844	73	223,743	▲ 1	2,101	40.57	14.59	321,417	20,027	6.30	14,671	4.59	14,224	4.57	447	0.02
	計	383	318,920	388	316,646	▲ 5	2,274	41.80	15.36	294,459	18,932	6.51	11,893	4.04	11,342	3.97	551	0.07
交通運輸	～99	317	11,503	320	11,696	▲ 3	▲ 193	48.51	14.18	218,047	16,392	7.42	7,747	3.62	6,793	3.29	954	0.33
	100～299	129	22,888	127	22,304	2	584	45.32	12.71	234,898	17,152	7.34	9,914	4.55	8,807	3.91	1,107	0.64
	300未満計	446	34,391	447	34,000	▲ 1	391	47.48	13.70	222,632	16,568	7.40	8,253	3.85	7,300	3.48	953	0.37
	300～999	87	47,921	94	55,061	▲ 7	▲ 7,140	42.54	12.90	269,336	18,529	6.92	12,284	4.61	11,939	4.45	345	0.16
	1,000～	52	246,117	47	266,641	5	▲ 20,524	42.53	15.49	283,131	18,772	6.64	12,971	4.59	12,536	4.57	435	0.02
	計	585	328,429	588	355,702	▲ 3	▲ 27,273	45.81	13.76	236,415	16,906	7.25	9,093	4.07	8,229	3.75	864	0.32
サービス・ホテル	～99	14	442	11	407	3	35	41.67	14.52	225,189	13,108	5.06	9,636	3.80	10,649	4.95	▲ 1,013	▲ 1.15
	100～299	5	849	9	1,508	▲ 4	▲ 659	43.67	13.47	247,055	14,644	5.79	10,374	3.90	13,320	5.47	▲ 2,946	▲ 1.57
	300未満計	19	1,291	20	1,915	▲ 1	▲ 624	42.33	14.17	233,935	13,667	5.30	9,863	3.83	11,985	5.23	▲ 2,122	▲ 1.40
	300～999	7	2,768	7	3,097	0	▲ 329	37.77	12.50	270,348	17,227	6.87	14,858	5.92	10,438	3.66	4,420	2.26
	1,000～	7	174,599	8	234,627	▲ 1	▲ 60,028	39.85	14.38	313,294	16,478	5.15	16,365	4.93	17,069	5.59	▲ 704	▲ 0.66
	計	33	178,658	35	239,639	▲ 2	▲ 60,981	40.37	13.68	262,048	14,969	5.53	12,053	4.58	13,161	5.13	▲ 1,108	▲ 0.55
情報・出版	～99	12	426	12	602	0	▲ 176	38.00	11.60	241,800	19,600	7.67	14,214	5.54	14,086	6.53	128	▲ 0.99
	100～299	11	1,961	10	1,889	1	72	34.00	6.57	286,100	14,278	5.43	12,380	4.48	13,732	5.37	▲ 1,352	▲ 0.89
	300未満計	23	2,387	22	2,491	1	▲ 104	35.33	8.58	271,333	16,274	6.07	13,297	4.88	13,990	6.07	▲ 693	▲ 1.19
	300～999	19	11,089	17	9,350	2	1,739	37.62	12.18	319,772	16,249	5.05	14,817	4.69	16,763	5.32	▲ 1,946	▲ 0.63
	1,000～	11	136,933	12	140,326	▲ 1	▲ 3,393	38.36	10.04	346,551	15,000	5.21	21,553	5.62	17,984	6.10	3,569	▲ 0.48
	計	53	150,409	51	152,167	2	▲ 1,758	37.19	10.88	308,155	16,121	5.44	16,236	5.05	15,594	5.66	642	▲ 0.61
金融・保険	～99	4	159	3	182	1	▲ 23	51.20	26.10	419,226	30,000	5.99	16,598	4.61	20,595	5.90	▲ 3,997	▲ 1.29
	100～299	3	663	4	884	▲ 1	▲ 221	37.57	13.33	323,100	16,002	5.00	15,702	4.92	13,723	4.80	1,979	0.12
	300未満計	7	822	7	1,066	0	▲ 244	43.02	18.44	361,550	21,601	5.57	16,214	4.77	16,013	5.17	201	▲ 0.40
	300～999	7	3,218	3	1,315	4	1,903	35.11	11.39	327,607	16,614	5.10	15,720	4.89	13,678	4.67	2,042	0.22
	1,000～	4	29,898	0	0	4	29,898	34.40	12.10	358,168	16,000	4.70	22,200	6.18				
	計	18	33,938	10	2,381	8	31,557	38.10	14.15	345,855	18,485	5.29	17,352	5.15	15,235	5.00	2,117	0.15
その他	～99	288	10,847	292	10,836	▲ 4	11	43.00	13.86	258,041	16,775	6.71	10,007	3.95	10,512	4.31	▲ 505	▲ 0.36
	100～299	134	23,688	139	24,692	▲ 5	▲ 1,004	40.20	11.89	287,252	17,685	6.18	13,032	4.50	12,938	4.57	94	▲ 0.07
	300未満計	422	34,535	431	35,528	▲ 9	▲ 993	41.97	13.16	267,558	17,068	6.54	10,981	4.13	11,318	4.40	▲ 337	▲ 0.27
	300～999	98	50,828	89	46,820	9	4,008	40.10	12.45	298,509	18,462	6.23	14,406	4.78	14,682	5.02	▲ 276	▲ 0.24
	1,000～	50	113,388	56	128,537	▲ 6	▲ 15,149	39.70	13.23	326,072	19,134	5.94	15,832	4.87	16,497	5.33	▲ 665	▲ 0.46
	計	570	198,751	576	210,885	▲ 6	▲ 12,134	41.32	13.01	278,378	17,483	6.43	11,998	4.31	12,315	4.59	▲ 317	▲ 0.28
計	～99	2,031	85,822	2,036	87,127	▲ 5	▲ 1,305	42.81	14.65	261,271	16,958	6.58	10,509	4.10	10,185	4.15	324	▲ 0.05
	100～299	1,360	243,595	1,376	244,575	▲ 16	▲ 980	40.28	14.21	282,108	17,890	6.42	13,415	4.82	12,761	4.76	654	0.06
	300未満計	3,391	329,417	3,412	331,702	▲ 21	▲ 2,285	41.67	14.45	270,278	17,331	6.51	11,666	4.41	11,218	4.41	448	0.00
	300～999	970	519,213	947	508,307	23	10,906	39.84	14.42	302,605	19,054	6.36	15,126	5.00	14,700	5.05	426	▲ 0.05
	1,000～	501	2,014,806	504	2,093,507	▲ 3	▲ 78,701	39.88	14.92	329,422	19,686	6.02	16,906	5.11	16,889	5.37	17	▲ 0.26
	300以上計	1,471	2,534,019	1,451	2,601,814	20	▲ 67,795	39.85	14.60	311,678	19,264	6.25	15,728	5.04	15,461	5.16	267	▲ 0.12
	計	4,862	2,863,436	4,863	2,933,516	▲ 1	▲ 70,080	41.04	14.50	283,620	17,902	6.43	12,867	4.61	12,440	4.65	427	▲ 0.04

【額集計】

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
製造業	735	536,802	1,933,148	1,852,122	1,738,776	1,584,876	1,424,410	1,366,937
商業流通	54	51,606	1,320,419	1,135,198	1,126,367	1,264,204	1,065,054	1,025,402
交通運輸	47	12,146	1,144,338	914,473	921,001	1,227,161	848,907	814,039
サービス・ホテル	1	473	890,000	890,000	854,000	890,000	890,000	854,000
情報・出版	17	129,446	1,778,000	1,778,544	1,784,320	1,737,534	1,674,783	1,603,675
その他	131	118,627	1,829,086	1,786,386	1,688,232	1,556,324	1,468,565	1,357,049
計	985	849,100	1,828,814	1,774,200	1,670,005	1,545,015	1,386,899	1,315,496

構成組織	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
U Aゼンセン	93	71,614	1,412,928	1,260,948	1,220,976	1,382,197	1,222,894	1,123,730
自動車総連	87	56,968	1,697,315	1,619,897	1,579,414	1,508,945	1,143,421	1,080,245
電機連合	46	117,901	2,093,757	2,055,163	1,878,976	1,813,322	1,793,092	1,670,625
J A M	228	114,119	1,836,489	1,730,546	1,701,349	1,526,919	1,359,030	1,350,811
基幹労連	147	98,329	2,063,404	1,943,502		1,633,414	1,472,971	
電力総連	135	116,770	1,874,288	1,825,368	1,745,798	1,606,210	1,521,760	1,463,061
情報労連	6	115,446	1,791,067	1,798,889	1,786,223	1,633,883	1,643,216	1,629,681
J E C連合	53	32,071	2,116,257	2,045,024	1,924,148	1,794,804	1,711,855	1,607,568
運輸労連	23	3,782	1,380,183	932,233	1,178,744	1,253,656	727,884	740,696
フード連合	37	13,765	1,608,957	1,560,108	1,634,553	1,497,083	1,418,799	1,447,436
ゴム連合	30	41,623	1,793,070	1,789,957	1,684,167	1,430,363	1,402,281	1,347,291
交通労連	15	6,917	978,289	842,755	796,797	1,035,455	783,702	738,030
全電線	31	27,359		1,919,212	1,690,293		1,501,174	1,347,859
紙バ連合	41	20,703	1,517,271	1,425,975	1,431,044	1,366,626	1,213,706	1,229,159
印刷労連	2	268	920,000	1,163,941	820,000	920,000	1,041,014	820,000
セラミックス連合	9	4,718	2,070,376	2,056,895	1,913,347	1,584,081	1,584,996	1,425,322
メディア労連	2	6,747	1,364,246	1,364,246	868,705	1,145,000	1,145,000	1,010,000

※2025実績は昨年同時期実績。ただし、2025実績と2026回答は集計対象組合が異なる。

【月数集計】

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
製造業	1,516	1,190,798	5.55	5.39	5.48	5.02	4.63	4.72
商業流通	76	77,621	4.37	3.78	3.87	4.20	3.49	3.51
交通運輸	198	153,632	5.02	4.42	4.28	4.92	3.76	3.67
サービス・ホテル	27	164,273	4.57	4.04	4.28	3.99	4.02	4.31
情報・出版	22	11,595	5.69	5.40	6.45	5.63	5.37	5.25
金融・保険	24	10,471	4.40	4.39	4.41	4.55	4.56	4.61
その他	151	123,671	5.06	4.85	4.84	4.94	4.61	4.49
計	2,014	1,732,061	5.31	5.06	5.14	4.96	4.50	4.54

構成組織	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
U Aゼンセン	116	110,875	4.47	4.12	4.14	4.41	3.84	3.78
自動車総連	736	671,152	5.55	5.44	5.62	4.93	4.57	4.70
電機連合	52	114,778	5.85	5.66	5.37	5.18	5.01	4.93
J A M	347	148,763	5.28	4.99	4.95	4.99	4.47	4.48
基幹労連	146	98,304	5.92	5.51	5.73	5.45	4.84	5.07
J P労組	4	158,611	4.60	4.06	4.30	4.60	4.23	4.33
電力総連	142	118,001	5.20	4.98	4.99	5.11	4.84	4.81
情報労連	24	4,899	5.72	5.32	6.57	5.38	4.90	4.75
J E C連合	59	33,484	5.71	5.50	5.53	5.46	5.11	5.04
運輸労連	2	27,115		3.10	3.10		3.64	2.89
フード連合	38	11,859	4.97	4.82	5.18	5.02	4.69	4.94
私鉄総連	143	79,202	5.01	4.66	4.55	5.00	3.62	3.58
J R連合	7	26,060	5.65	5.34	5.04	5.21	4.86	4.35
航空連合	22	19,494	4.19	4.05	4.08	4.45	4.08	4.18
ゴム連合	30	41,623	5.37	5.36	5.23	4.63	4.55	4.52
交通労連	25	3,770	4.53	3.87	3.61	4.34	3.69	3.72
サービス連合	14	4,586	3.56	3.61	3.54	3.78	4.01	3.94
全電線	33	27,630	5.67	5.47	5.03	5.22	4.65	4.37
紙バ連合	29	12,612	4.85	4.26	5.19	4.90	4.28	4.67
全国ガス	5	984	4.71	4.43	4.69	4.88	4.63	4.79
印刷労連	2	268	4.75	3.88	3.86	4.24	3.63	3.58
セラミックス連合	12	6,624	5.34	5.35	5.24	5.02	5.05	4.82
J R総連	1		6.00	5.42	5.30	6.00	5.42	5.30
メディア労連	3	588	5.37	5.37	6.03	5.77	5.77	5.64
全労金	14	6,665	4.50	4.50	4.55	4.45	4.45	4.54
労済労連	8	3,664	4.17	4.15	4.16	4.51	4.49	4.53

※2025実績は昨年同時期実績。ただし、2025実績と2026回答は集計対象組合が異なる。

【額集計】

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
製造業	753	431,210	926,847	883,823	849,060	770,664	683,149	664,696
商業流通	38	29,048	640,786	537,945	523,015	570,620	492,763	477,615
交通運輸	130	69,711	688,886	475,765	478,011	626,949	357,228	355,732
サービス・ホテル	1	473	450,000	450,000	427,000	450,000	450,000	427,000
情報・出版	13	14,268	843,071	821,107	829,058	883,562	863,282	751,744
その他	135	120,213	904,018	886,254	858,356	772,609	742,686	691,747
計	1,070	664,923	878,218	824,717	775,485	751,115	646,272	625,847

構成組織	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額
U Aゼンセン	80	87,278	728,854	780,673	708,567	659,268	614,593	570,416
自動車総連	82	31,255	852,188	704,418	593,966	875,963	541,024	518,908
電機連合	11	14,704	702,217	789,046	637,582	664,704	655,095	597,107
J A M	342	143,400	895,422	841,673	824,776	751,085	664,464	653,551
基幹労連	147	98,329	1,031,702	971,751	970,181	816,707	736,486	738,046
電力総連	140	116,404	933,458	913,384	881,708	798,967	767,963	740,401
情報労連	8	3,246	524,185	1,005,755	570,538	535,107	930,139	670,092
J E C連合	43	23,309	946,604	908,281	858,973	890,887	827,830	760,296
運輸労連	109	65,033	689,466	482,550	477,610	624,916	343,765	339,928
フード連合	26	7,308	697,635	691,136	775,999	690,438	659,436	636,876
ゴム連合	32	41,939	893,797	891,615	840,277	707,729	691,635	663,866
交通労連	18	4,386	270,000	361,516	318,809	270,000	368,012	354,758
全電線	2	265		476,253			482,936	
紙パ連合	8	899	793,993	655,783	712,966	723,333	533,625	605,916
印刷労連	6	11,511	820,663	774,822	745,229	709,026	677,493	663,830
セラミックス連合	14	8,910	997,243	1,118,251	1,017,930	764,377	777,794	723,302
メディア労連	2	6,747	682,474	682,474	434,352	575,000	575,000	505,000

※2025実績は昨年同時期実績。ただし、2025実績と2026回答は集計対象組合が異なる。

【月数集計】

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
製造業	1,533	1,032,898	2.78	2.69	2.71	2.51	2.29	2.32
商業流通	64	51,763	2.21	1.90	1.74	2.00	1.72	1.66
交通運輸	75	87,385	3.51	2.27	2.19	2.58	2.10	2.08
サービス・ホテル	34	166,208	2.04	1.94	2.13	2.36	2.09	1.93
情報・出版	22	10,308	2.87	2.75	2.79	2.70	2.70	2.77
金融・保険	22	10,329	2.19	2.17	2.20	2.25	2.23	2.27
その他	160	127,392	2.50	2.41	2.47	2.50	2.40	2.29
計	1,910	1,486,283	2.77	2.53	2.52	2.49	2.27	2.28

構成組織	集計組合		組合員1人あたり平均（加重平均）			1組合あたり平均（単純平均）		
			2026要求	2026回答	2025実績	2026要求	2026回答	2025実績
	組合数	人員	月数	月数	月数	月数	月数	月数
U Aゼンセン	101	110,663	2.29	2.24	2.08	2.10	1.87	1.86
自動車総連	695	586,200	2.83	2.76	2.80	2.49	2.29	2.33
電機連合	13	15,414	2.32	2.30	2.05	2.24	2.07	2.02
J A M	487	183,104	2.62	2.48	2.44	2.48	2.21	2.20
基幹労連	146	98,304	2.96	2.76	2.87	2.72	2.42	2.53
J P労組	4	158,611		1.94	2.15		2.06	2.16
電力総連	148	117,730	2.58	2.51	2.54	2.56	2.47	2.45
情報労連	31	4,793	2.80	2.88	2.90	2.75	2.78	2.79
J E C連合	50	24,626	2.67	2.63	2.59	2.65	2.48	2.48
運輸労連	9	27,248	4.99	1.55	1.55	2.75	1.38	1.38
フード連合	29	7,940	2.33	2.31	2.51	2.46	2.31	2.27
私鉄総連	3	323		1.16	1.28		1.27	1.38
J R連合	34	39,094	3.00	2.89	2.78	2.78	2.55	2.44
航空連合	22	19,795	2.07	2.00	2.02	2.03	1.95	1.96
ゴム連合	32	41,939	2.68	2.67	2.61	2.29	2.25	2.24
交通労連	21	3,813		1.92	1.96		1.88	1.90
サービス連合	19	6,222	2.06	1.95	1.65	2.52	2.23	1.74
全電線	2	265		1.72			1.75	
紙パ連合	9	924	2.50	2.24	2.58	2.50	1.97	2.23
印刷労連	6	11,511	2.63	2.49	2.47	2.34	2.22	2.19
セラミックス連合	20	11,314	2.61	2.91	2.79	2.44	2.39	2.30
J R総連	3	5,500	3.19	2.89	2.79	3.23	2.92	2.83
メディア労連	4	621	2.61	2.67	3.02	2.65	2.90	2.82
全労金	14	6,665	2.23	2.23	2.26	2.21	2.21	2.26
労済労連	8	3,664	2.13	2.05	2.12	2.30	2.26	2.29

※2025実績は昨年同時期実績。ただし、2025実績と2026回答は集計対象組合が異なる。

2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結合](加重平均)

2026年5月27日

[第1回集計]

(一社)日本経済団体連合会

業 種	2026年			2025年	
	社 数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
	社	円	%	円	%
非 鉄 ・ 金 属	8	22,466	6.48	20,796	6.21
食 品	6	20,011	5.32	19,933	5.46
織 維	12	20,707	5.72	19,901	5.69
紙 ・ パ ル プ	5	17,860	5.39	17,578	5.55
印 刷	2	23,445	6.81	18,458	5.59
化 学	19	20,707	5.66	20,868	5.96
鉄 鋼	9	17,047	4.73	20,043	5.79
機 械 金 属	4	22,131	6.12	21,484	6.21
電 機	9	(従) 19,730	5.16	(従) 18,946	5.14
自 動 車	10	18,103	4.94	17,780	5.02
造 船	3	16,136	4.45	21,003	6.05
建 設	3	(従) 43,922	7.63	(従) 32,533	5.85
商 業	3	(従) 16,210	3.91	(従) 15,368	3.73
鉄 道	3	(従) 19,461	5.44	(従) 19,173	5.47
運 輸	1	—	—	—	—
情 報 通 信	4	24,000	8.28	23,900	8.24
航 空	1	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険	1	—	—	—	—
総 平 均	103	19,964 (19,679)	5.46 (5.49)	19,356 (19,319)	5.45 (5.59)
製 造 業 平 均	87	19,378 (19,254)	5.29 (5.43)	19,112 (19,139)	5.39 (5.62)
非 製 造 業 平 均	16	21,341 (21,992)	5.85 (5.78)	19,976 (20,297)	5.60 (5.43)

- (注) 1)調査対象は、原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社
2)21業種153社(61.7%)の回答を把握しているが、うち50社は平均金額不明などのため集計より除外
3)平均欄の()内は一社あたりの単純平均
4)(従)は従業員平均の数値を含む
5)集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
6)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
7)2025年の妥結額とアップ率は、2026年の集計企業の数値(同対象比較)

令和8年 春季労使交渉要求・妥結状況（県内企業・対前年同企業集計）

（一社）奈良経済産業協会

令和8年6月19日 <第2回集計>

（単純平均）

単位：円

	令和8年										令和7年							
	要求				妥結				対前年比		要求				妥結			
	集計	基準賃金	金額	アップ率	集計	基準賃金	金額	アップ率	金額	ポイント	集計	基準賃金	金額	アップ率	集計	基準賃金	金額	アップ率
全産業	16社	283,218	14,634	5.16%	26社	308,028	11,439	3.71%	-2,129	-0.81	16社	269,941	14,497	5.37%	26社	299,715	13,568	4.52%
製造業	13社	290,117	14,195	4.89%	20社	314,695	12,191	3.87%	-2,644	-0.99	13社	275,768	12,722	4.61%	20社	305,220	14,835	4.86%
金属工業	3社	312,196	12,775	4.09%	4社	326,237	14,202	4.35%	-648	-0.35	3社	300,873	11,456	3.80%	4社	315,445	14,850	4.70%
化学ゴム	4社	261,999	15,500	5.91%	5社	261,748	10,655	4.07%	-395	-0.26	4社	255,757	15,629	6.11%	5社	255,092	11,050	4.33%
その他	6社	297,823	14,036	4.71%	11社	334,564	12,157	3.63%	-4,392	-1.47	6社	276,557	11,417	4.12%	11社	324,287	16,549	5.10%
非製造業	3社	253,321	16,533	6.52%	6社	285,806	8,931	3.12%	-415	-0.20	3社	244,690	22,186	9.06%	6社	281,366	9,346	3.32%
自動車小売	1社	315,371	17,700	5.61%	2社	320,390	11,015	3.43%	-1,085	-0.33	1社	304,959	18,000	5.90%	2社	321,131	12,100	3.76%
サービス・その他	社				2社	314,733	8,612	2.73%	-695	-0.28	社				2社	308,412	9,307	3.01%
運 輸	2社	222,296	15,950	7.17%	2社	222,296	7,168	0.00%	537	-3.09	2社	214,555	24,280	11.31%	2社	214,555	6,631	3.09%

※集計が少ない製造業「印刷」「プラスチック」は製造業「その他」に組み込んでいます。



令和 8 年 3 月 24 日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 外山

室長補佐 野仲

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656、7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和 7（2025）年賃金構造基本統計調査の概況

目 次	
調査の概要	1 頁
利用上の注意	3 頁
主な用語の定義	4 頁
結果の概要	
1 一般労働者の賃金	
(1) 賃金の推移	6 頁
(2) 性別にみた賃金	7 頁
(3) 学歴別にみた賃金	8 頁
(4) 企業規模別にみた賃金	9 頁
(5) 産業別にみた賃金	10 頁
(6) 雇用形態別にみた賃金	12 頁
(7) 勤続年数階級別にみた賃金	14 頁
(8) 役職別にみた賃金	15 頁
(9) 在留資格区分別にみた賃金	15 頁
(10) 新規学卒者の学歴別にみた賃金	16 頁
(11) 都道府県別にみた賃金	16 頁
2 短時間労働者の賃金	
(1) 性別にみた賃金	17 頁
(2) 企業規模別にみた賃金	18 頁
(3) 産業別にみた賃金	18 頁
統計表	19 頁

令和 7 年（2025）賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した 79,321 事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和 6（2024）年 1 月から令和 6 年 12 月までの 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和 7（2025）年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については原則として令和 6 年（2024）1 月から令和 6 年 12 月までの 1 年間）について、令和 7 年 7 月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

- (1) 一括調査企業
(ア) 及び (ウ) については民間事業者が、(イ) については厚生労働省が回収した。
- (2) 一括調査企業以外の事業所
(ア) 及び (ウ) については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。
ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ) については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

- (1) 一括調査企業
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者
- (2) 一括調査企業以外の事業所
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：79,321 事業所 有効回答数：59,836 事業所 有効回答率：75.4%

なお、本概況では、有効回答を得た59,836事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（52,242事業所）について集計した。

利用上の注意

- 1 本概況に用いている「賃金」は、令和7(2025)年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 3 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 4 統計表に用いている符号等
「*」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「—」は、該当する数値がない場合を示す。
- 5 本概況では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和7(2025)年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和7(2025)年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和7(2025)年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間当たり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

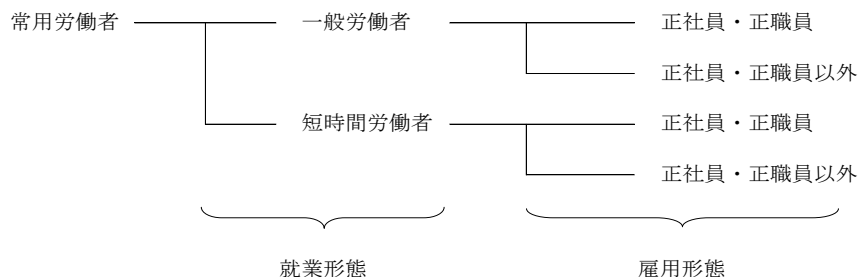
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

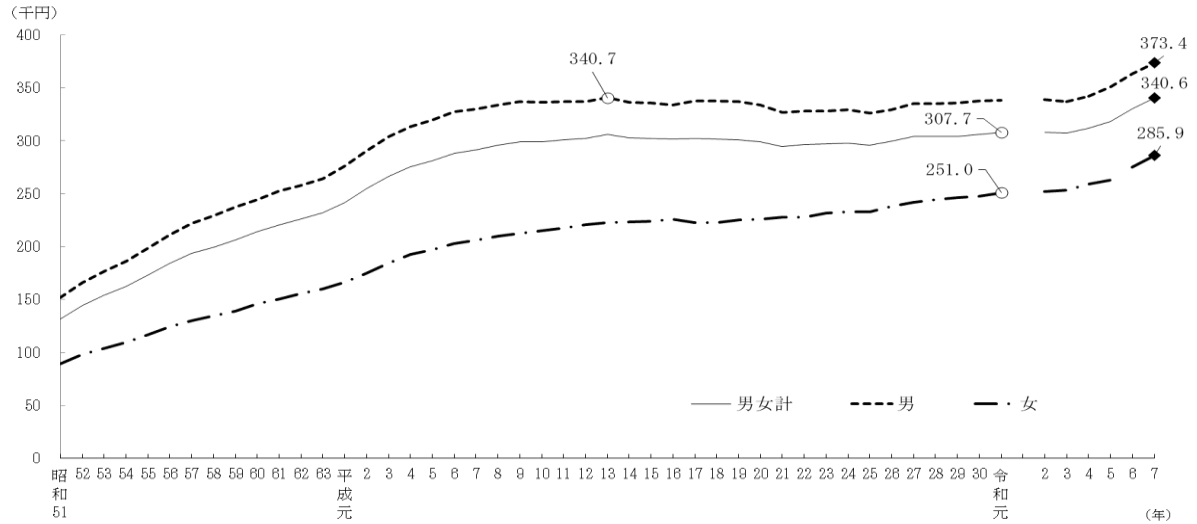
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 340.6 千円、男性 373.4 千円、女性 285.9 千円となっている。
男女間賃金格差（男＝100）は、76.6 となっている。（第 1 図、第 1 表、付表 1）

第 1 図 性別賃金の推移



注： 1）平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2）令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
3）線上の○印は令和元(2019)年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第 1 表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

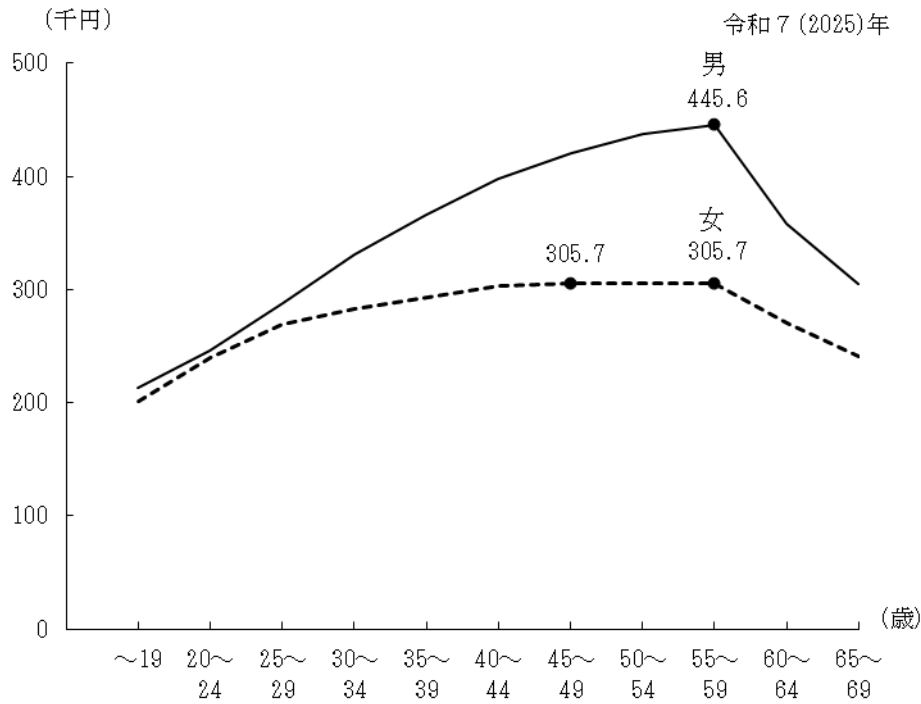
年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男＝100)	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金格差 (男＝100)	対前年差 ²⁾ (ポイント)
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0
7 (2025)	340.6	3.1	373.4	2.8	285.9	3.9	76.6	0.8

注： 1）平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2）令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差（ポイント）は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年²⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、55～59 歳で 445.6 千円（20～24 歳の賃金を 100 とすると 181.4）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性では、45～49 歳及び 55～59 歳の 305.7 千円（同 127.6）が最も高くなっており、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第 2 図、第 2 表）

第 2 図 性、年齢階級別賃金



第 2 表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	340.6	3.1	140.3	373.4	2.8	152.0	285.9	3.9	119.3
～19歳	208.3	4.5	85.8	212.5	4.4	86.5	201.4	5.3	84.1
20～24	242.8	4.4	100.0	245.7	4.9	100.0	239.6	3.9	100.0
25～29	279.4	4.6	115.1	288.0	4.8	117.2	268.8	4.1	112.2
30～34	312.3	4.3	128.6	330.4	4.5	134.5	283.2	4.3	118.2
35～39	340.6	3.6	140.3	366.2	3.9	149.0	292.4	2.8	122.0
40～44	364.3	3.7	150.0	398.2	3.3	162.1	303.6	5.3	126.7
45～49	377.9	1.4	155.6	420.7	1.1	171.2	305.7	2.6	127.6
50～54	388.8	2.2	160.1	437.5	2.2	178.1	305.4	3.4	127.5
55～59	396.2	1.1	163.2	445.6	0.3	181.4	305.7	4.0	127.6
60～64	329.3	3.7	135.6	358.5	4.0	145.9	270.8	4.2	113.0
65～69	285.3	3.6	117.5	304.3	3.4	123.9	240.7	2.9	100.5
年齢(歳)	44.4			45.2			43.2		
勤続年数(年)	12.7			14.2			10.4		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(3) 学歴別にみた賃金

学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 297.2 千円、専門学校 313.7 千円、高専・短大 321.2 千円、大学 396.3 千円、大学院 517.4 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 321.7 千円、大学 429.6 千円、女性では、高校 245.0 千円、大学 327.4 千円となっている。

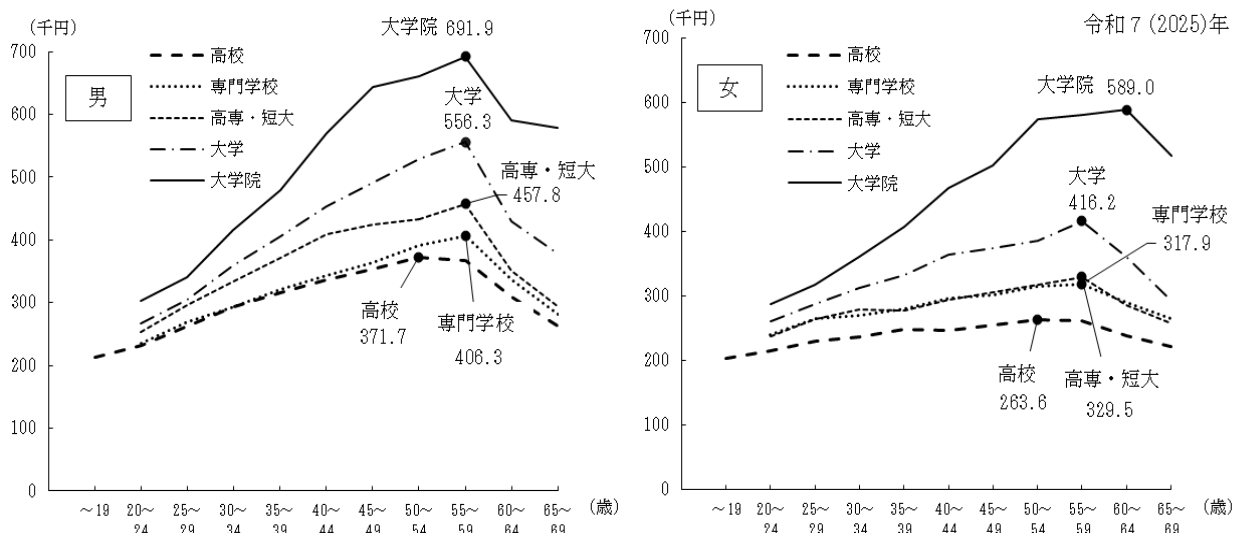
(第3表、第3図)

第3表 学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

性、年齢階級		高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	年齢計 ¹⁾	297.2	2.9	313.7	2.2	321.2	4.6	396.3	2.7	517.4	4.1
	～19歳	209.4	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	225.2	3.6	238.4	3.2	243.3	5.6	263.9	5.2	298.8	4.4
	25～29	251.7	3.6	266.8	4.2	277.2	7.2	296.4	4.4	335.0	7.5
	30～34	276.2	4.1	282.2	2.1	301.7	7.9	340.3	4.6	406.1	4.7
	35～39	296.6	4.8	302.7	2.0	313.4	4.8	382.2	2.4	466.6	3.9
	40～44	309.0	2.6	321.6	1.8	336.9	8.0	425.3	4.7	553.7	5.4
	45～49	322.2	1.7	334.0	-0.9	340.8	3.2	458.4	-0.2	617.8	4.1
	50～54	335.1	2.3	357.0	2.0	349.0	2.3	494.9	0.7	648.3	1.4
	55～59	332.1	0.2	363.7	2.3	364.0	4.5	529.1	0.4	676.2	-0.3
	60～64	286.7	4.9	310.2	1.6	304.1	4.1	420.2	3.8	589.8	1.6
	65～69	250.9	3.5	272.4	0.6	269.0	-1.7	367.5	5.2	571.3	-2.5
	年齢(歳)	46.8		43.7		44.6		41.8		42.5	
男	年齢計 ¹⁾	321.7	2.7	338.3	2.1	375.3	3.0	429.6	2.8	534.8	4.1
	～19歳	213.7	5.2	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	231.1	3.5	236.0	4.3	252.4	5.2	267.4	6.3	302.0	4.6
	25～29	262.3	3.8	268.8	4.4	296.5	7.0	305.1	5.1	341.0	7.8
	30～34	293.0	4.5	293.4	2.2	333.5	7.1	358.9	5.4	416.2	4.8
	35～39	315.9	4.5	321.2	2.5	372.1	6.2	405.9	3.3	479.8	4.6
	40～44	336.3	2.5	343.1	0.5	409.5	8.2	452.8	4.6	569.7	4.9
	45～49	353.9	1.6	362.8	-0.6	425.1	2.9	491.4	-0.4	644.4	4.3
	50～54	371.7	2.5	391.6	1.9	433.6	0.4	528.8	1.4	660.9	-0.1
	55～59	367.4	-0.5	406.3	2.6	457.8	0.9	556.3	1.2	691.9	-0.6
	60～64	309.2	5.4	336.0	1.5	350.7	4.3	430.3	4.0	590.0	2.9
	65～69	263.4	2.4	281.8	3.4	293.6	-4.4	377.5	6.6	579.4	-6.7
	年齢(歳)	46.8		44.0		42.9		43.8		42.9	
	勤続年数(年)	14.2		11.9		13.2		12.2		12.2	
女	年齢計 ¹⁾	245.0	3.1	287.5	2.2	294.4	3.6	327.4	3.9	438.2	4.1
	～19歳	202.2	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	214.6	3.7	240.2	2.6	237.5	4.7	260.4	4.1	288.0	3.6
	25～29	230.0	2.8	265.0	4.0	264.5	5.4	286.9	3.7	317.1	7.1
	30～34	236.0	2.9	269.6	1.9	279.2	7.5	311.5	3.8	361.3	4.6
	35～39	248.5	5.7	279.1	1.5	277.3	2.5	332.4	0.3	406.7	0.9
	40～44	246.8	2.2	296.4	5.1	293.2	2.6	363.7	7.3	466.7	4.1
	45～49	253.9	2.8	300.9	-1.0	305.3	0.7	373.8	2.2	503.2	4.9
	50～54	263.6	3.0	314.3	2.2	317.3	2.7	386.3	1.3	574.7	9.9
	55～59	261.0	1.5	317.9	-0.1	329.5	5.7	416.2	3.1	580.6	4.0
	60～64	238.8	3.6	289.7	2.4	286.3	4.6	360.1	4.1	589.0	-4.9
	65～69	220.9	4.1	264.1	-2.1	257.5	0.5	292.0	-4.6	517.8	12.7
	年齢(歳)	46.6		43.4		45.5		37.6		40.8	
	勤続年数(年)	11.6		10.1		12.7		8.7		9.0	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第3図 学歴、性、年齢階級別賃金



(4) 企業規模別にみた賃金

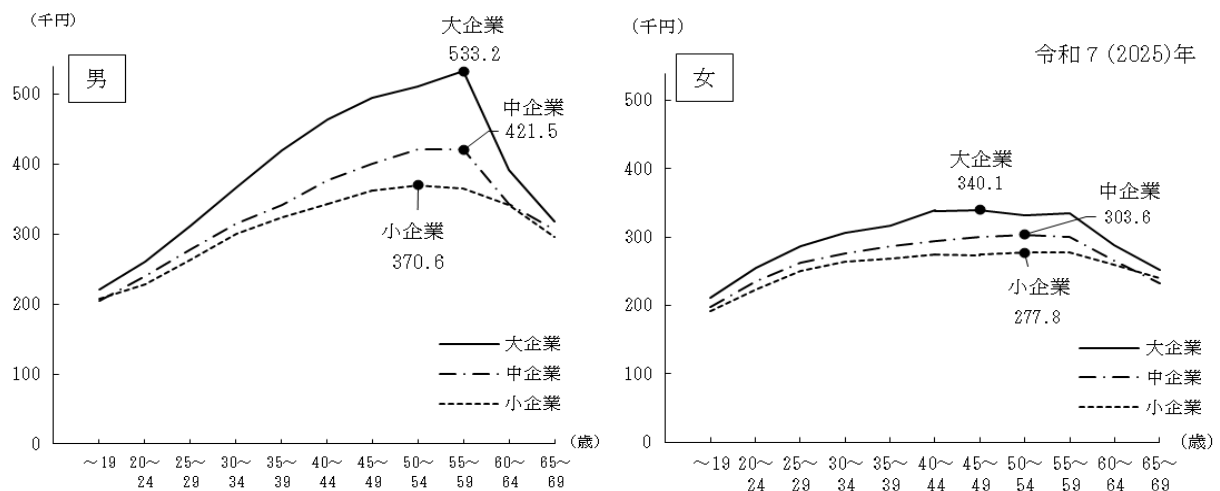
企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 385.1 千円、中企業 326.2 千円、小企業 305.6 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 428.0 千円、中企業 356.0 千円、小企業 329.6 千円、女性では、大企業 310.8 千円、中企業 280.1 千円、小企業 264.0 千円となっている。（第4表、第4図）

第4表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

性、年齢階級		大企業			中企業			小企業		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】
男女計	年齢計 ²⁾	385.1	5.7	326.2	1.0	84.7 (88.6)		305.6	2.1	79.4 (82.1)
	～19歳	218.4	5.8	202.6	4.3	92.8 (94.1)		201.9	3.8	92.4 (94.2)
	20～24	258.4	5.6	237.6	4.5	92.0 (92.9)		226.3	2.0	87.6 (90.6)
	25～29	301.7	5.9	270.6	4.6	89.7 (90.8)		258.2	2.4	85.6 (88.5)
	30～34	344.6	5.7	299.4	4.0	86.9 (88.3)		286.5	2.8	83.1 (85.5)
	35～39	386.3	4.5	322.3	2.9	83.4 (84.7)		305.3	2.9	79.0 (80.3)
	40～44	422.0	6.5	346.1	1.8	82.0 (85.8)		318.9	1.6	75.6 (79.2)
	45～49	439.3	4.7	362.1	-0.6	82.4 (86.8)		330.0	0.1	75.1 (78.6)
	50～54	447.6	5.3	376.0	-0.7	84.0 (89.1)		336.6	2.0	75.2 (77.6)
	55～59	465.9	2.9	376.7	-2.2	80.9 (85.1)		335.1	0.7	71.9 (73.5)
	60～64	357.7	7.5	316.2	-0.2	88.4 (95.2)		315.7	3.7	88.3 (91.5)
	65～69	294.6	7.1	284.6	1.0	96.6 (102.4)		281.0	4.0	95.4 (98.3)
	年齢(歳)	43.4		44.1				46.0		
	勤続年数(年)	14.1		12.4				11.5		
男	年齢計 ²⁾	428.0	6.1	356.0	0.1	83.2 (88.2)		329.6	1.6	77.0 (80.4)
	～19歳	221.7	5.5	205.5	4.3	92.7 (93.7)		207.9	4.2	93.8 (94.9)
	20～24	261.3	6.7	240.3	4.4	92.0 (94.0)		229.0	1.9	87.6 (91.8)
	25～29	312.2	7.0	278.0	4.3	89.0 (91.3)		263.6	1.3	84.4 (89.2)
	30～34	366.4	6.6	315.4	4.1	86.1 (88.2)		300.4	1.7	82.0 (85.9)
	35～39	420.0	5.8	342.3	2.8	81.5 (83.9)		324.6	2.0	77.3 (80.2)
	40～44	464.8	6.1	376.8	1.7	81.1 (84.6)		343.3	0.5	73.9 (78.0)
	45～49	495.1	5.2	400.6	-1.5	80.9 (86.4)		362.1	-0.4	73.1 (77.2)
	50～54	511.2	5.6	420.8	-1.5	82.3 (88.2)		370.6	1.8	72.5 (75.2)
	55～59	533.2	3.7	421.5	-4.2	79.1 (85.6)		366.1	0.0	68.7 (71.2)
	60～64	391.9	9.3	343.4	-0.7	87.6 (96.5)		341.8	3.7	87.2 (91.9)
	65～69	317.9	9.1	307.0	0.6	96.6 (104.8)		295.9	3.4	93.1 (98.2)
	年齢(歳)	43.9		44.9				46.9		
	勤続年数(年)	15.9		13.8				12.5		
女	年齢計 ²⁾	310.8	4.8	280.1	3.2	90.1 (91.5)		264.0	3.3	84.9 (86.1)
	～19歳	211.9	7.9	198.6	4.2	93.7 (97.1)		192.2	3.9	90.7 (94.2)
	20～24	255.1	4.3	234.9	4.7	92.1 (91.7)		223.2	2.2	87.5 (89.3)
	25～29	287.5	4.1	262.3	5.1	91.2 (90.3)		251.3	4.0	87.4 (87.5)
	30～34	306.7	3.9	275.6	4.6	89.9 (89.3)		264.0	5.1	86.1 (85.1)
	35～39	316.9	0.9	287.5	3.3	90.7 (88.6)		269.2	4.8	84.9 (81.8)
	40～44	339.5	8.0	294.1	2.9	86.6 (90.9)		275.2	4.8	81.1 (83.5)
	45～49	340.1	4.6	300.9	2.0	88.5 (90.7)		274.8	0.8	80.8 (83.8)
	50～54	332.2	4.4	303.6	2.6	91.4 (93.0)		277.8	3.9	83.6 (84.0)
	55～59	335.6	4.9	300.2	3.1	89.5 (91.1)		277.4	2.1	82.7 (84.9)
	60～64	288.0	7.3	266.0	2.3	92.4 (96.9)		259.0	2.7	89.9 (94.0)
	65～69	252.9	3.5	232.4	0.4	91.9 (94.7)		239.9	4.2	94.9 (94.2)
	年齢(歳)	42.4		42.8				44.5		
	勤続年数(年)	11.1		10.2				9.8		

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。
2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第4図 企業規模、性、年齢階級別賃金



(5) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（444.0 千円）が最も高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」（440.3 千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（277.2 千円）が最も低くなっている（第5－1表、第5－2表、第5図）。

第5－1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和7(2025)年

年齢階級			鉱業、採石業、砂利採取業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業	
			賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	賃金 (千円)	年齢計 ¹⁾	388.3	4.3	366.3	3.9	330.0	3.6	444.0	1.5	406.0	3.8	312.7	2.6	349.1	1.6	437.0	6.4
		～19歳	235.0	10.6	221.5	8.8	209.0	5.5	214.2	4.9	205.0	2.3	211.7	3.5	198.3	-0.7	203.2	10.5
		20～24	285.1	6.6	250.5	4.9	227.1	4.8	260.7	6.7	262.2	5.3	241.4	2.8	241.0	4.5	266.5	6.4
		25～29	327.0	0.8	292.8	7.2	259.3	3.8	309.9	3.8	308.7	7.3	278.2	4.4	272.7	2.5	309.6	3.8
		30～34	396.5	12.8	330.9	8.0	291.2	3.1	379.5	2.4	363.4	3.9	306.9	5.1	302.2	3.2	378.6	5.4
		35～39	435.1	9.7	361.9	6.4	324.4	3.4	448.8	4.5*	410.1	4.9	324.3	5.3	336.7	2.8	448.7	7.0
		40～44	492.0	12.3	380.5	6.3	351.8	2.9	500.4	5.9	456.8	3.9	344.6	8.1	361.5	-0.5	494.1	6.4
		45～49	410.0	6.5	397.3	-0.5	372.8	4.6	524.7	3.5	491.7	3.6	335.5	2.6	385.4	-2.8	521.2	6.9
		50～54	401.0	-4.7	429.8	5.5	384.7	2.8	548.0	-1.5	491.3	1.3	335.2	2.3	418.1	0.4	532.7	7.3
		55～59	412.6	3.5	447.2	2.3	399.2	2.2	583.3	3.5	516.3	-0.8	324.3	-2.8	423.4	-0.7	495.9	5.1
		60～64	339.5	-2.4	389.5	-0.1	304.0	3.2	334.6	4.9	451.5	36.4	289.7	3.8	332.9	5.3	382.5	5.6
		65～69	295.7	8.2	329.3	-1.1	259.4	4.7	313.4	4.7*	385.8	25.5	252.7	3.0	261.8	3.1	370.4	6.8
	年齢(歳)		48.5		45.5		44.1		43.1		40.2		48.7		44.3		44.2	
	勤続年数(年)		13.9		13.7		15.3		17.6		12.3		12.9		14.5		14.6	

年齢階級			不動産業、物品賃貸業		学術研究，専門・技術サービス業		宿泊業，飲食サービス業		生活関連サービス業，娯楽業		教育，学習支援業		医療，福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)	
			賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	賃金 (千円)	年齢計 ¹⁾	360.1	-3.1	440.3	9.6	277.2	2.9	295.2	3.3	379.4	0.9	315.7	3.0	319.0	3.9	284.9	-0.3
		～19歳	208.1	1.9	219.5	12.3	204.7	5.2	208.1	4.0	199.1	5.7	192.4	-3.3	206.7	9.8	208.2	0.7
		20～24	261.7	0.8	280.1	14.2	224.6	1.6	229.8	2.4	240.9	3.6	249.0	2.0	224.2	5.0	235.0	5.8
		25～29	298.2	1.9	335.8	13.8	250.5	3.0	269.4	6.6	272.9	2.0	277.3	0.9	247.2	3.4	260.6	6.5
		30～34	337.3	-0.1	406.6	15.2	270.0	2.6	285.8	4.3	312.1	0.5	298.8	0.8	272.5	5.3	274.6	4.3
		35～39	371.7	-10.8	440.5	10.7	286.4	1.2	308.9	4.5	354.3	1.2	321.5	4.7	304.4	5.8	283.2	-2.1
		40～44	399.2	-3.6	484.8	11.5	302.3	2.4	324.0	0.5	381.3	-1.7	328.6	6.0	326.5	4.2	302.2	0.0
		45～49	414.3	-3.0	525.6	14.7	327.3	6.6	338.4	2.2	413.4	-1.6	330.0	-0.1	357.2	3.2	308.6	-5.2
		50～54	431.1	-0.2	489.2	2.0	312.7	2.4	336.8	6.3	445.3	1.9	337.0	3.2	379.7	2.7	312.8	-1.0
		55～59	414.6	-7.2	536.7	8.1	304.8	4.2	330.4	4.2	473.3	1.5	347.8	4.3	376.5	-1.1	311.7	-2.5
		60～64	334.6	-1.5	425.5	3.4	265.7	0.4	275.4	4.2	457.3	1.4	323.3	1.4	264.2	9.7	275.4	-0.3
		65～69	259.8	3.4	388.3	3.9	228.8	1.1	232.8	8.1	420.9	-0.3	318.8	5.0	222.2	9.3	241.9	-0.3
	年齢(歳)		43.9		42.9		43.1		42.3		44.2		44.0		44.9		45.9	
	勤続年数(年)		10.7		12.1		9.6		10.6		11.7		9.9		16.8		9.3	

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

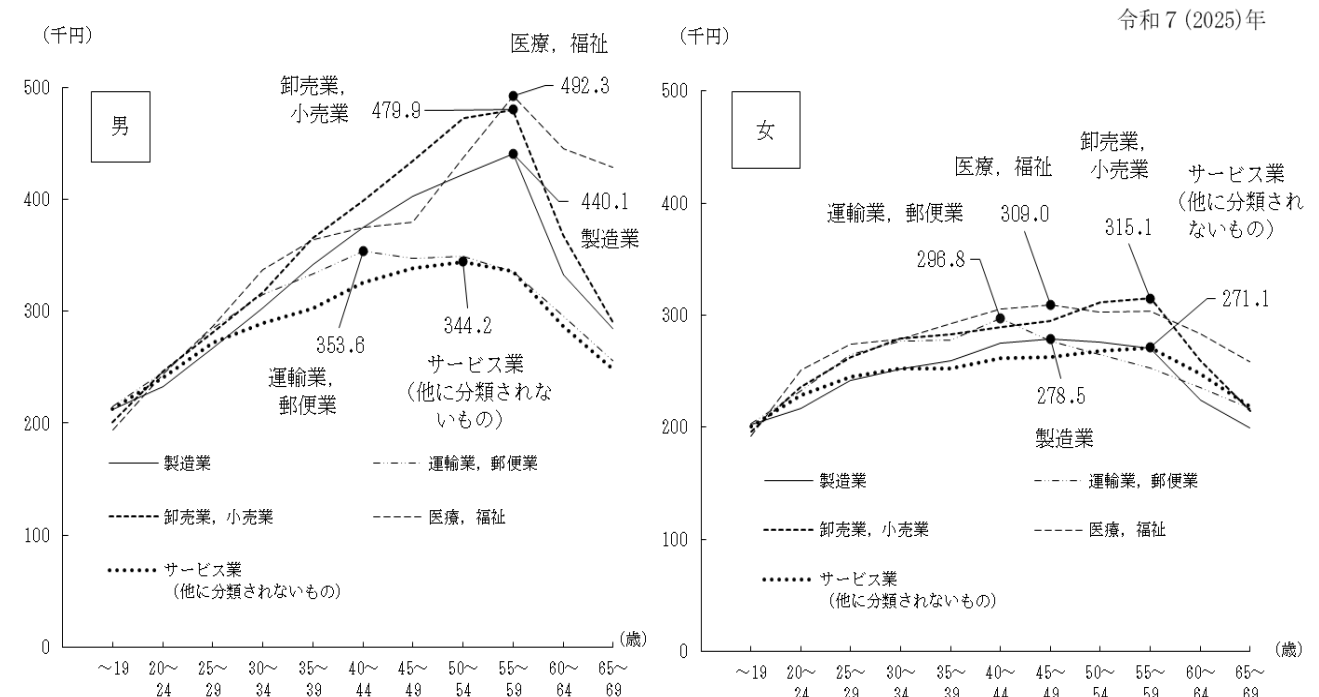
第5－2表 産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和7(2025)年

性、年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男	年齢計 ^①	395.2	379.6	355.9	454.5	428.1	322.3	388.4	553.3	394.5	477.9	309.7	328.2	444.8	378.0	344.3	302.8
	～19歳	229.6	222.2	212.2	215.4	204.5	215.4	200.5*	172.2	207.3	224.8	209.3	199.8	206.6	193.9	220.5	213.3
	20～24	275.5	249.6	232.3	260.9	264.5	246.0	245.9	276.0	267.6	282.7	226.6	229.9	244.1	243.5	233.3	240.1
	25～29	327.0	296.0	267.0	310.3	312.4	284.0	281.4	339.8	314.9	343.1	259.0	278.2	290.6	285.9	256.0	272.1
	30～34	392.5	339.2	302.7	383.5	374.1	314.7	316.9	449.9	359.4	429.5	288.6	302.4	348.0	336.8	282.8	289.8
	35～39	451.2	375.1	341.6	456.5*	423.5	333.6	365.2	583.5	400.6	468.0	306.3	335.8	401.5	363.5	316.1	302.3
	40～44	493.3	396.9	374.6	513.5	473.8	353.6	398.1	652.4	441.8	533.0	332.2	358.6	441.5	374.9	343.9	325.1
	45～49	419.7	419.7	402.8	538.9	518.0	347.1	434.6	715.8	467.0	583.9	371.1	378.3	489.3	379.3	382.3	338.2
	50～54	422.2	452.9	422.4	566.9	515.8	348.7	472.5	711.2	489.3	541.1	355.6	382.7	521.9	436.9	411.9	344.2
	55～59	417.2	468.1	440.1	599.9	542.1	335.2	479.9	642.8	471.4	589.7	352.5	379.7	539.5	492.3	417.5	335.5
	60～64	347.6	402.2	332.2	342.3	470.8	295.2	367.8	429.6	359.6	452.8	302.8	302.1	495.5	445.2	278.8	286.5
	65～69	304.1	339.5	284.7	314.6*	399.5	255.8	289.4	373.5	266.7	399.4	256.9	241.9	435.7	428.3	232.0	247.7
	賃金（年齢計）の対前年増減率（%）	4.0	3.8	3.5	0.7	3.8	3.2	0.6	7.6	-5.2	9.8	2.9	3.1	2.7	2.6	3.2	-1.5
	年齢（歳）	48.8	45.8	44.3	43.4	41.3	49.5	45.1	44.4	45.1	43.8	44.0	44.1	47.1	43.8	45.7	46.9
	勤続年数（年）	14.1	14.3	16.4	18.1	13.4	13.5	16.2	16.7	11.7	13.2	10.7	11.9	13.3	10.6	18.1	10.2
女	年齢計 ^①	345.8	292.2	254.2	382.0*	350.3	263.2	281.6	339.1	301.0	353.5	239.6	256.9	322.8	289.7	266.6	254.6
	～19歳*	277.4	216.3	202.5	206.9	205.5	202.8	196.2	207.3	208.7	202.1	200.6	212.8	189.8	191.8	200.7	200.5
	20～24	322.9	255.2	216.8	259.8	257.5	232.8	235.6	258.2	254.7	276.0	223.2	229.7	240.0	250.6	215.2	228.4
	25～29	327.6	277.2	241.3	308.3	302.6	264.4	262.4	286.1	278.1	324.1	241.6	261.7	264.7	274.3	236.8	244.6
	30～34	415.6	283.9	252.2	353.2	343.3	276.5	279.3	320.6	302.2	359.6	250.2	265.2	284.4	278.8	250.9	252.8
	35～39	347.9	292.4	259.0	403.4*	379.3	277.4	283.1	332.4	321.1	373.9	259.8	270.1	311.2	292.7	276.5	252.5
	40～44	484.7	289.9	274.9	426.9*	403.5	296.8	289.7	362.9	321.6	370.1	258.0	272.9	329.7	305.2	286.9	261.4
	45～49	351.9	297.2	278.5	432.2*	405.4	276.9	294.6	375.5	323.4	382.6	264.1	278.8	344.5	309.0	295.0	262.8
	50～54	298.1	319.1	276.3	441.8	407.0	264.7	311.9	375.7	330.0	372.6	247.9	273.2	375.5	302.5	302.3	268.1
	55～59	372.2	326.7	270.2	481.9	431.0	253.1	315.1	354.0	312.0	388.0	244.1	266.3	397.2	303.7	282.4	271.1
	60～64	273.2	294.8	224.0	252.8*	314.8	235.5	259.8	336.0	273.4	319.3	219.8	230.3	389.1	283.3	227.3	247.6
	65～69	233.3	220.8	199.2	293.6	249.7	216.8	214.2	368.2	230.8	291.4	198.8	217.6	384.9	258.8	200.7	217.9
	賃金（年齢計）の対前年増減率（%）	8.6	6.0	4.3	9.6	4.9	-1.7	5.7	4.8	2.7	10.0	2.5	3.4	-0.2	2.7	5.5	2.5
	年齢（歳）	46.6	44.3	43.7	41.5	37.4	44.4	42.9	44.0	41.9	40.8	42.1	40.1	41.7	44.2	43.0	44.1
	勤続年数（年）	12.9	10.9	12.3	15.1	9.6	10.1	11.5	12.8	9.0	9.6	8.4	9.1	10.2	9.7	14.1	7.8

注： ① 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別に賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 358.8 千円に対し、正社員・正職員以外 241.7 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 387.4 千円に対し、正社員・正職員以外 268.1 千円、女性では、正社員・正職員 304.9 千円に対し、正社員・正職員以外 218.4 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計 67.4、男性 69.2、女性 71.6 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（60.7）で、産業別では「卸売業，小売業」（61.3）となっている。（第6－1表、第6－2表、第6－3表、第6図）

第6－1表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和7(2025)年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計 ²⁾	358.8	2.9	241.7	3.7	67.4 (66.9)	387.4	2.8	268.1	3.4	69.2 (68.8)	304.9	3.6	218.4	3.9	71.6 (71.5)
～19歳	210.8	4.6	186.3	3.8	88.4 (89.0)	214.8	4.7	187.3	1.7	87.2 (89.8)	203.8	5.0	185.3	6.0	90.9 (90.1)
20～24	247.5	4.4	203.5	3.1	82.2 (83.2)	250.0	5.0	205.1	3.1	82.0 (83.5)	244.8	3.9	202.0	3.2	82.5 (83.1)
25～29	285.0	4.5	227.9	3.8	80.0 (80.5)	292.4	4.9	236.6	4.1	80.9 (81.5)	275.3	3.8	220.9	3.0	80.2 (80.9)
30～34	321.1	4.1	233.8	5.4	72.8 (71.9)	337.0	4.4	247.9	6.5	73.6 (72.1)	293.4	4.0	222.0	4.0	75.7 (75.6)
35～39	352.6	3.6	230.3	3.9	65.3 (65.1)	374.2	4.1	247.7	3.3	66.2 (66.7)	307.2	2.5	217.8	3.9	70.9 (70.0)
40～44	379.0	3.3	230.6	3.6	60.8 (60.7)	406.3	3.3	250.9	2.3	61.8 (62.4)	322.2	4.6	220.1	4.1	68.3 (68.6)
45～49	395.6	1.3	233.4	2.4	59.0 (58.4)	429.7	1.3	262.8	-0.6	61.2 (62.4)	327.4	2.1	220.2	3.4	67.3 (66.4)
50～54	412.7	2.2	229.7	2.9	55.7 (55.3)	449.2	2.3	254.3	1.4	56.6 (57.1)	334.2	3.1	219.6	3.3	65.7 (65.6)
55～59	424.2	0.9	232.5	2.0	54.8 (54.2)	460.7	0.3	262.0	-1.1	56.9 (57.7)	339.1	3.6	217.6	4.1	64.2 (63.9)
60～64	366.2	2.6	279.9	3.1	76.4 (76.1)	390.5	2.2	310.9	4.1	79.6 (78.2)	310.3	3.7	227.6	4.9	73.3 (72.5)
65～69	327.7	2.5	249.4	4.5	76.1 (74.6)	341.7	1.3	269.1	5.1	78.8 (75.9)	287.5	4.1	210.1	3.1	73.1 (73.8)
年齢(歳)	43.2		51.2			44.1		53.4			41.5		49.2		
勤続年数(年)	13.1		10.8			14.4		12.6			10.7		9.2		

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第6－2表 雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和7(2025)年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	414.1	5.7	251.5	4.9	60.7 (61.2)	448.5	6.1	284.4	5.4	63.4 (63.8)	342.7	4.8	225.3	4.6	65.7 (65.8)
中企業	344.4	0.7	238.6	2.1	69.3 (68.3)	372.0	0.1	260.3	1.3	70.0 (69.2)	297.7	2.9	216.4	2.5	72.7 (73.0)
小企業	315.0	1.9	229.0	4.5	72.7 (70.9)	335.9	1.4	253.9	4.2	75.6 (73.5)	274.9	3.2	208.4	4.7	75.8 (74.7)

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

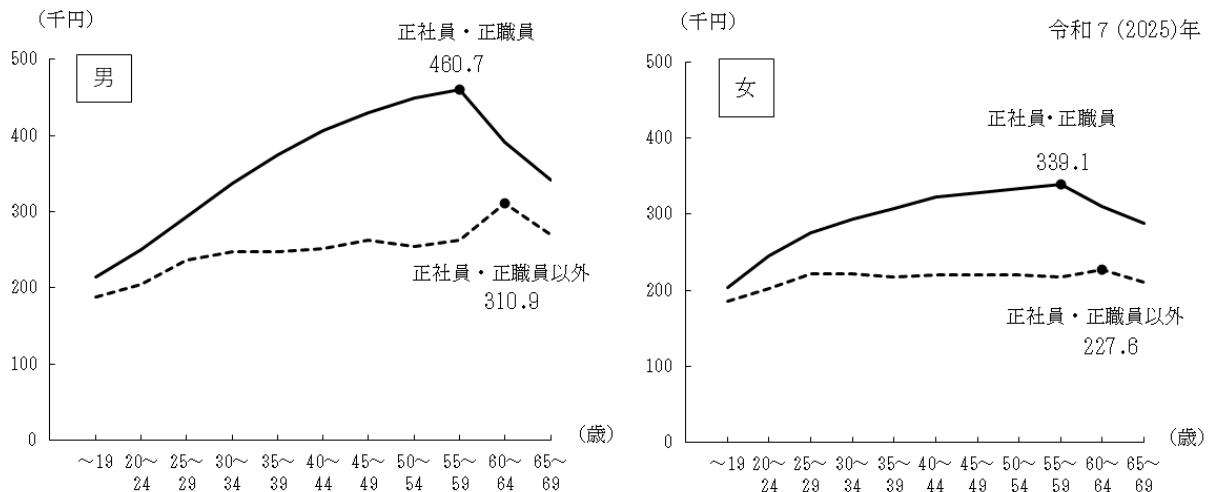
第6-3表 雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和7(2025)年

産 業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】
鉱業、採石業、砂利採取業	388.3	4.4	388.4	2.9	100.0 (101.5)	396.9	4.8	372.5	-6.7	93.9 (105.4)	335.4	3.4	495.0	94.8	147.6 (78.3)
建設業	370.9	4.0	300.1	1.3	80.9 (83.1)	383.2	3.9	322.7	2.1	84.2 (85.7)	299.6	6.5	222.0	-0.8	74.1 (79.6)
製造業	346.1	3.3	229.4	3.8	66.3 (66.0)	366.8	3.4	256.2	3.5	69.8 (69.8)	273.1	3.9	198.8	3.9	72.8 (72.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	453.7	1.0	294.3	9.3	64.9 (60.0)	462.3	0.4	316.6	9.0	68.5 (63.1)	400.3	8.5	228.1	6.5	57.0 (58.0)
情報通信業	411.0	2.4	333.8	15.7	81.2 (71.9)	431.5	2.4	372.7	20.3	86.4 (73.5)	*358.0	3.6	263.5	5.7	73.6 (72.1)
運輸業、郵便業	324.6	3.0	236.9	3.4	73.0 (72.7)	331.1	3.3	251.2	5.1	75.9 (74.5)	284.1	-0.1	207.0	-0.1	72.9 (72.9)
卸売業、小売業	374.4	1.1	229.5	5.4	61.3 (58.8)	403.0	0.1	265.0	5.1	65.8 (62.6)	312.4	5.3	207.7	6.5	66.5 (65.8)
金融業、保険業	444.8	6.2	300.7	-0.3	67.6 (72.0)	563.0	8.0	374.9	-7.1	66.6 (77.4)	344.9	4.2	243.7	5.9	70.7 (69.5)
不動産業、物品賃貸業	380.1	-3.0	241.9	-5.5	63.6 (65.3)	416.7	-4.3	251.5	-9.7	60.4 (64.0)	315.0	2.2	228.3	-1.0	72.5 (74.8)
学術研究、専門・技術サービス業	453.1	9.8	326.0	6.8	71.9 (73.9)	486.4	9.6	378.7	9.7	77.9 (77.8)	369.6	10.8	262.3	7.1	71.0 (73.4)
宿泊業、飲食サービス業	303.8	2.8	211.6	3.6	69.7 (69.1)	327.8	2.6	229.6	3.8	70.0 (69.3)	265.5	2.6	202.2	3.7	76.2 (75.3)
生活関連サービス業、娯楽業	320.1	2.7	214.0	1.3	66.9 (67.7)	350.7	2.8	223.8	0.4	63.8 (65.4)	278.2	2.6	207.2	1.8	74.5 (75.0)
教育、学習支援業	396.7	1.0	270.4	4.7	68.2 (65.7)	458.2	2.9	322.3	3.6	70.3 (69.8)	338.8	-0.5	244.5	6.8	72.2 (67.3)
医療、福祉	325.5	2.9	242.8	4.6	74.6 (73.4)	386.9	2.1	289.4	9.4	74.8 (69.8)	298.7	2.8	229.0	2.7	76.7 (76.7)
複合サービス事業	349.8	2.6	236.6	5.8	67.6 (65.6)	373.6	2.6	251.8	3.6	67.4 (66.7)	293.4	2.7	214.1	8.6	73.0 (69.0)
サービス業 (他に分類されないもの)	312.1	-1.2	238.6	1.9	76.4 (74.1)	327.6	-1.4	247.1	0.9	75.4 (73.6)	277.6	1.2	229.4	2.6	82.6 (81.5)

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



(7) 勤続年数階級別にみた賃金

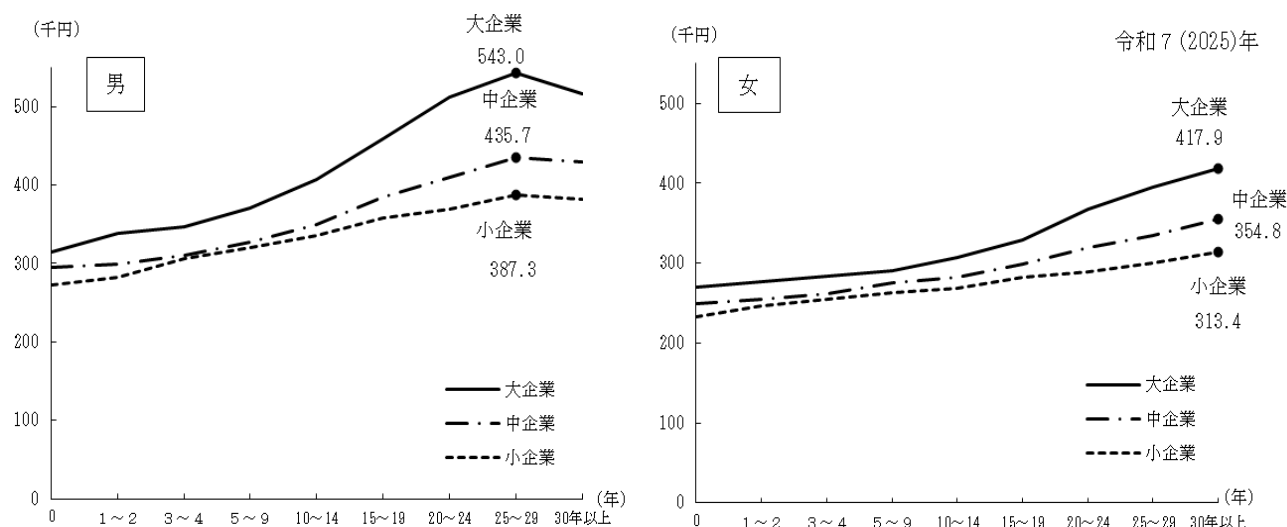
勤続年数階級別に賃金をみると、賃金が最も高い勤続年数階級は、男女計では、30 年以上 444.2 千円、男性では、25～29 年 463.9 千円、女性では、30 年以上 375.3 千円となっている（第 7 表、第 7 図）。

第 7 表 勤続年数階級、性、企業規模別賃金及び対前年増減率

令和 7 (2025) 年

性、企業規模		0 年		1～2 年		3～4 年		5～9 年		10～14 年		15～19 年		20～24 年		25～29 年		30 年以上	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	企業規模計	274.5	3.0	285.3	5.0	297.0	4.9	312.5	2.9	333.6	2.0	370.8	0.8	400.4	1.9	433.6	1.1	444.2	2.4
	大企業	292.6	2.8	310.6	7.9	318.5	9.1	337.3	5.3	367.6	4.0	415.0	1.9	467.8	4.9	507.5	4.1	496.8	4.1
	中企業	273.4	5.2	278.5	3.6	289.0	2.3	304.3	0.2	323.2	0.9	353.6	0.1	378.6	-0.6	407.5	-1.7	413.8	-0.6
	小企業	255.2	0.8	267.2	3.2	285.6	4.0	297.4	3.7	311.8	0.6	333.4	-0.7	344.7	0.7	364.9	1.3	366.7	0.2
男	企業規模計	294.0	2.1	305.8	5.7	320.2	5.2	338.3	2.6	362.8	1.6	405.1	1.2	434.7	2.2	463.9	1.4	461.8	2.0
	大企業	314.4	1.2	338.5	11.5	346.5	11.0	370.7	6.2	406.9	4.4	459.0	3.7	512.6	5.9	543.0	4.7	516.2	4.0
	中企業	294.4	5.1	298.7	2.9	311.1	2.2	327.0	-1.2	349.7	0.0	384.5	0.3	410.0	-0.5	435.7	-1.5	429.0	-1.3
	小企業	272.3	0.1	282.0	2.5	306.2	3.1	319.8	3.5	336.1	0.1	358.7	-1.7	368.9	0.9	387.3	1.0	381.4	-0.4
女	企業規模計	252.0	4.3	259.6	3.4	266.8	4.2	276.6	4.2	285.8	3.3	305.4	1.4	327.4	3.0	346.2	0.8	375.3	4.4
	大企業	269.2	5.2	276.5	2.1	283.4	5.9	291.1	4.5	306.8	4.1	328.6	0.8	367.5	5.7	395.1	2.0	417.9	5.0
	中企業	249.9	4.7	255.2	4.3	262.1	2.5	275.0	3.7	281.7	2.8	298.8	0.8	319.0	2.4	333.9	-0.1	354.8	2.5
	小企業	233.0	2.8	246.6	4.4	255.3	4.8	263.6	4.7	268.0	2.6	282.9	1.8	289.0	-1.3	299.5	0.4	313.4	3.4

第 7 図 勤続年数階級、性、企業規模別賃金



(8) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 635.8 千円、課長級 529.2 千円、係長級 399.2 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 642.4 千円、課長級 541.4 千円、係長級 410.9 千円、女性では、部長級 578.3 千円、課長級 470.3 千円、係長級 365.7 千円となっている。（第 8 表）

第 8 表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和 7 (2025) 年

役職	男女計					男					女				
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	635.8	1.4	204.8 (207.1)	53.1	22.6	642.4	0.9	193.4 (195.5)	53.1	22.9	578.3	5.2	206.5 (203.4)	53.0	20.0
課長級	529.2	3.4	170.4 (169.1)	49.5	20.9	541.4	3.6	163.0 (160.4)	49.5	21.3	470.3	2.7	167.9 (169.5)	49.4	19.0
係長級	399.2	3.4	128.6 (127.4)	45.4	17.5	410.9	3.7	123.7 (121.7)	45.3	17.8	365.7	3.3	130.6 (131.0)	45.7	16.7
非役職者	310.5	2.5	100.0 (100.0)	41.8	10.8	332.1	2.0	100.0 (100.0)	42.1	11.7	280.1	3.6	100.0 (100.0)	41.3	9.7

注： 1) () 内は、令和 6 (2024) 年の数値である。

(9) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 254.3 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）313.2 千円、特定技能 221.4 千円、身分に基づくもの 311.1 千円、技能実習 190.3 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）228.3 千円となっている（第 9 表）。

第 9 表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和 7 (2025) 年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	254.3	4.8	32.5	3.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	313.2	7.3	32.4	3.2
特定技能	221.4	4.8	29.5	2.4
身分に基づくもの	311.1	3.6	45.0	6.5
技能実習	190.3	4.2	26.2	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	228.3	0.8	30.1	2.0

注： 1) 在留資格区分については、5 頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた 6 区分となる。

(10) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 207.3 千円、専門学校 230.7 千円、高専・短大 235.5 千円、大学 262.3 千円、大学院 299.0 千円となっている（第 10 表）。

第 10 表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

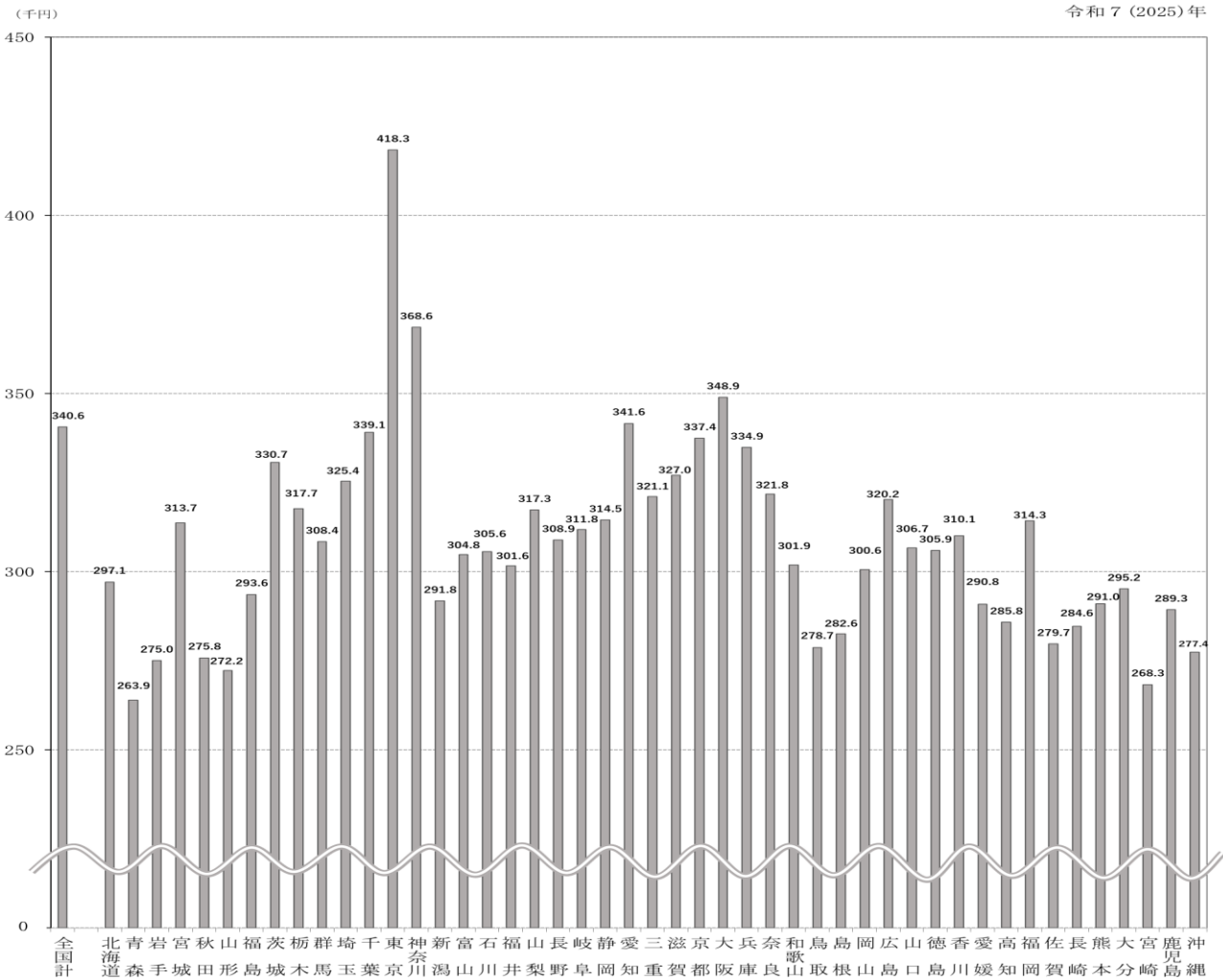
令和 7 (2025) 年

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	207.3	5.0	230.7	3.5	235.5	5.2	262.3	5.6	299.0	4.0
男	210.1	4.8	227.8	3.9	241.4	4.5	264.9	5.4	301.2	3.8
女	202.9	5.8	232.4	3.4	230.0	4.0	259.7	6.0	292.9	5.3

(11) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（340.6 千円）よりも賃金が高かったのは 4 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（418.3 千円）となっている（第 8 図）。

第 8 図 都道府県別賃金（男女計）



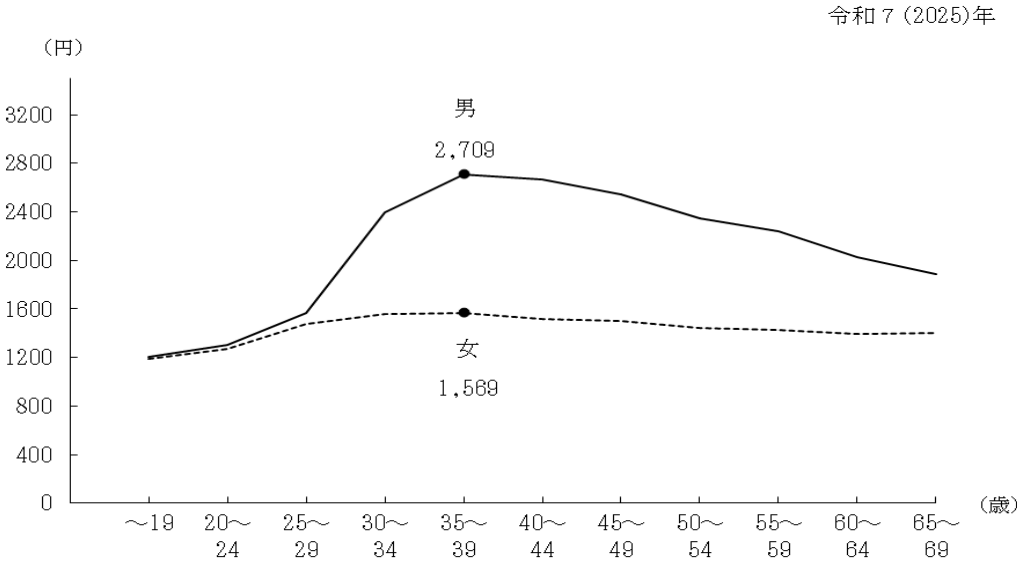
2 短時間労働者の賃金

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計 1,518 円、男性 1,769 円、女性 1,418 円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、1時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男女とも 35～39 歳で、男性では、2,709 円、女性では、1,569 円となっている。（第9図、第11表）

第9図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



第11表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

令和7(2025)年

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	1,518	2.8	117.9	1,769	4.1	136.1	1,418	2.2	111.2
～19歳	1,192	4.8	92.6	1,202	6.0	92.5	1,185	4.0	92.9
20～24	1,287	4.8	100.0	1,300	6.1	100.0	1,275	3.7	100.0
25～29	1,513	-0.7	117.6	1,566	-7.5	120.5	1,478	3.7	115.9
30～34	1,772	7.2	137.7	2,394	20.6	184.2	1,558	0.8	122.2
35～39	1,782	6.5	138.5	2,709	19.1	208.4	1,569	1.9	123.1
40～44	1,692	2.9	131.5	2,667	10.1	205.2	1,514	0.7	118.7
45～49	1,652	6.5	128.4	2,545	16.6	195.8	1,501	3.9	117.7
50～54	1,562	1.4	121.4	2,343	-3.7	180.2	1,440	3.6	112.9
55～59	1,547	0.7	120.2	2,238	-0.7	172.2	1,430	1.2	112.2
60～64	1,526	-2.6	118.6	2,024	-1.7	155.7	1,397	-1.8	109.6
65～69	1,569	2.1	121.9	1,884	1.5	144.9	1,401	3.5	109.9
年齢(歳)	46.2			43.0			47.5		
勤続年数(年)	6.5			5.4			7.0		
実労働日数(日)	14.0			12.9			14.4		
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.2			5.2			5.2		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業1,473円、中企業1,626円、小企業1,491円となっている。男女別にみると、男性では、大企業1,653円、中企業1,988円、小企業1,746円、女性では、大企業1,400円、中企業1,482円、小企業1,388円となっている。
(第12表)

第12表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、
対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和7(2025)年

企業規模	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)
大企業	1,473	4.2	100.0 (100.0)	1,653	8.3	100.0 (100.0)	1,400	2.6	100.0 (100.0)
中企業	1,626	-0.7	110.4 (115.9)	1,988	-4.8	120.3 (136.8)	1,482	1.6	105.9 (106.8)
小企業	1,491	4.7	101.2 (100.8)	1,746	8.8	105.6 (105.1)	1,388	2.2	99.1 (99.5)

注： 1) () 内は、令和6(2024)年の数値である。

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計で1時間当たり賃金が最も高い産業は、「教育，学習支援業」(2,541円)となっている。男女別にみると、男性では、「医療，福祉」(3,961円)、女性では、「教育，学習支援業」(2,180円)となっている。(第13表)

第13表 短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率

令和7(2025)年

産 業	男女計		男		女	
	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	1時間当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)
鉱業，採石業，砂利採取業	1,369	-12.0	1,490	-4.6	1,257	-18.9
建設業	1,596	4.0	1,758	2.3	1,456	1.6
製造業	1,298	4.8	1,501	6.4	1,238	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1,814	7.8	1,835	1.8	1,803	12.9
情報通信業	1,853	3.9	* 2,216	26.6	1,703	-5.1
運輸業，郵便業	1,371	6.2	1,465	4.2	1,298	7.5
卸売業，小売業	1,268	4.2	1,284	3.8	1,263	4.4
金融業，保険業	1,829	-1.9	2,259	-16.8	1,785	1.5
不動産業，物品賃貸業	1,389	3.5	1,357	2.6	1,412	4.2
学術研究，専門・技術サービス業	1,874	10.4	2,375	11.1	1,604	4.4
宿泊業，飲食サービス業	1,234	3.7	1,243	4.6	1,230	3.3
生活関連サービス業，娯楽業	1,330	6.7	1,332	8.1	1,330	6.1
教育，学習支援業	2,541	-3.3	3,114	-4.0	2,180	-1.8
医療，福祉	2,113	1.3	3,961	3.3	1,707	-2.0
複合サービス事業	1,439	5.9	1,503	4.5	1,407	6.6
サービス業(他に分類されないもの)	1,377	1.0	1,403	-2.0	1,366	2.7

統計表

付表1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率、男女間賃金格差及び対前年差の推移

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間 賃金格差 (男=100)	対前年差 ³⁾ (ポイント)
	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃 金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	...	151.5	...	89.1	...	58.8	...
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0
7 (2025)	340.6	3.1	373.4	2.8	285.9	3.9	76.6	0.8

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51(1976)年以降行っている。
2) 平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除
外している。
3) 令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差
(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元(2019)年の数値を基に算出している。
「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表2 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外		正社員・正職員	正社員・正職員以外	
	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】	賃金 (千円)	賃金 (千円)	雇用形態間 賃金格差 【正社員・正職員 ＝100】
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0
5 (2023)	336.3	226.6	67.4	363.6	255.0	70.1	281.8	203.5	72.2
6 (2024)	348.6	233.1	66.9	376.9	259.2	68.8	294.2	210.3	71.5
7 (2025)	358.8	241.7	67.4	387.4	268.1	69.2	304.9	218.4	71.6

注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17(2005)年以降行っている。
2) 平成30(2018)年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
3) 令和2(2020)年から有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表3 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

賃 金 階 級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
100.0 ～ 119.9	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3
120.0 ～ 139.9	0.3	0.2	0.3	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2	0.5	0.5	0.4	0.8
140.0 ～ 159.9	1.0	0.8	0.9	1.2	0.5	0.3	0.6	0.7	1.7	1.7	1.4	1.9
160.0 ～ 179.9	3.1	2.1	3.2	4.1	1.8	0.9	2.0	2.5	5.2	4.1	5.1	6.7
180.0 ～ 199.9	5.6	3.9	6.1	7.0	3.5	2.1	4.1	4.6	9.0	7.1	9.1	11.2
200.0 ～ 219.9	7.4	5.5	7.9	9.0	5.4	3.5	6.1	6.7	10.7	8.9	10.7	12.9
220.0 ～ 239.9	8.4	6.6	9.0	9.7	6.5	4.7	7.2	7.9	11.4	9.9	11.8	12.7
240.0 ～ 259.9	9.0	7.5	9.7	9.9	7.8	6.1	8.2	9.2	11.0	9.8	11.9	11.2
260.0 ～ 279.9	8.7	7.6	9.2	9.3	7.9	6.5	8.3	9.0	10.0	9.5	10.6	9.8
280.0 ～ 299.9	7.8	7.1	8.3	8.2	7.5	6.5	7.9	8.2	8.4	8.1	8.8	8.2
300.0 ～ 319.9	6.9	6.2	7.1	7.5	7.1	6.0	7.2	8.2	6.6	6.5	6.9	6.2
320.0 ～ 339.9	5.8	5.6	5.8	6.0	6.2	5.6	6.3	6.9	5.1	5.6	5.1	4.4
340.0 ～ 359.9	5.0	5.1	4.9	5.0	5.6	5.3	5.5	6.0	4.1	4.7	4.1	3.3
360.0 ～ 379.9	4.2	4.6	4.1	4.0	4.9	5.0	4.9	5.0	3.1	3.9	2.9	2.4
380.0 ～ 399.9	3.5	4.0	3.4	3.2	4.2	4.4	4.1	4.0	2.4	3.3	2.2	1.7
400.0 ～ 449.9	6.8	8.2	6.3	5.9	8.5	9.7	8.0	7.7	4.1	5.6	3.7	2.8
450.0 ～ 499.9	4.6	5.8	4.2	3.5	6.0	7.4	5.7	4.7	2.1	3.0	1.9	1.4
500.0 ～ 549.9	3.2	4.1	3.0	2.3	4.3	5.3	4.1	3.1	1.4	2.0	1.2	0.8
550.0 ～ 599.9	2.3	3.4	2.0	1.2	3.1	4.4	2.9	1.7	0.9	1.6	0.6	0.3
600.0 ～ 699.9	2.9	4.8	2.3	1.3	4.1	6.6	3.3	1.9	0.9	1.6	0.7	0.3
700.0 ～ 799.9	1.5	2.8	0.9	0.5	2.0	3.9	1.4	0.6	0.5	1.0	0.2	0.2
800.0 ～ 899.9	0.8	1.7	0.4	0.3	1.2	2.5	0.7	0.4	0.2	0.5	0.1	0.1
900.0 ～ 999.9	0.5	0.9	0.3	0.1	0.6	1.3	0.4	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
1000.0 ～ 1199.9	0.4	0.8	0.3	0.2	0.6	1.0	0.4	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
1200.0 ～	0.4	0.7	0.4	0.2	0.6	0.9	0.5	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
平 均 値 (千円)	340.6	385.1	326.2	305.6	373.4	428.0	356.0	329.6	285.9	310.8	280.1	264.0
第1・十分位数 ¹⁾ (千円)	199.9	211.1	198.3	192.2	214.9	233.9	210.3	205.5	185.5	190.2	186.9	180.4
第1・四分位数 ¹⁾ (千円)	238.2	255.5	234.7	226.7	258.2	282.6	251.8	245.2	215.6	225.1	216.7	206.1
中 位 数 ¹⁾ (千円)	296.6	328.6	288.4	278.5	325.8	369.3	314.6	301.9	260.3	276.1	259.1	245.9
第3・四分位数 ¹⁾ (千円)	389.8	450.1	372.3	350.5	433.1	507.9	413.1	379.0	320.8	352.3	314.2	297.6
第9・十分位数 ¹⁾ (千円)	527.3	632.0	494.8	444.7	582.6	692.7	544.0	477.9	405.3	456.7	389.4	362.5
十分位分散係数 ²⁾	0.55	0.64	0.51	0.45	0.56	0.62	0.53	0.45	0.42	0.48	0.39	0.37
四分位分散係数 ²⁾	0.26	0.30	0.24	0.22	0.27	0.31	0.26	0.22	0.20	0.23	0.19	0.19

注： 1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
図示すれば下図のとおりである。

○ 第1・十分位数 ……

低い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第1・四分位数 ……

低い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

○ 中 位 数 ……

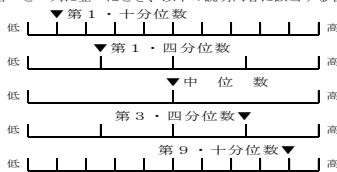
低い方（あるいは高い方）から数えて全
体の2分の1番目に該当する者の賃金

○ 第3・四分位数 ……

高い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第9・十分位数 ……

高い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金



2) 分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 =
$$\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$
 ○ 四分位分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

付表4 短時間労働者の1時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和7(2025)年

1時 間 当 た り 賃 金 階 級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
600 ～ 649	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
650 ～ 699	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
700 ～ 719	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
720 ～ 739	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
740 ～ 759	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
760 ～ 779	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
780 ～ 799	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
800 ～ 819	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
820 ～ 839	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
840 ～ 859	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
860 ～ 879	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
880 ～ 899	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
900 ～ 949	0.4	0.3	0.4	0.7	0.5	0.3	0.4	0.7	0.4	0.3	0.4	0.6
950 ～ 999	3.6	2.0	3.8	5.6	3.6	2.0	3.6	5.6	3.6	2.0	3.9	5.6
1,000 ～ 1,049	7.5	5.2	7.3	10.7	7.1	5.3	7.0	9.6	7.6	5.1	7.4	11.1
1,050 ～ 1,099	9.5	8.1	9.0	11.8	9.1	8.1	8.6	10.7	9.7	8.1	9.1	12.2
1,100 ～ 1,149	10.6	10.5	10.7	10.8	10.1	10.4	10.5	9.4	10.8	10.5	10.8	11.3
1,150 ～ 1,199	10.6	11.8	9.7	9.8	10.2	11.6	9.0	9.3	10.8	11.9	10.1	10.0
1,200 ～ 1,299	17.6	20.7	15.8	14.8	17.8	21.2	15.6	15.1	17.5	20.5	15.9	14.7
1,300 ～ 1,399	11.2	13.4	11.1	8.5	10.9	12.5	10.2	9.4	11.4	13.8	11.5	8.2
1,400 ～ 1,499	7.0	8.0	7.5	5.4	6.8	7.7	7.6	5.0	7.1	8.1	7.5	5.5
1,500 ～ 1,599	4.7	4.8	5.4	4.1	4.5	4.3	5.3	4.4	4.8	5.0	5.4	4.1
1,600 ～ 1,799	5.5	5.5	5.9	5.1	4.8	4.8	4.7	4.9	5.7	5.7	6.3	5.2
1,800 ～ 1,999	3.1	2.9	3.3	3.0	2.6	2.2	2.8	2.8	3.3	3.2	3.5	3.1
2,000 ～ 2,199	1.9	1.5	2.0	2.3	1.7	1.4	1.8	2.2	2.0	1.6	2.1	2.4
2,200 ～ 2,399	1.1	0.9	1.3	1.3	1.1	0.9	1.1	1.3	1.1	0.9	1.3	1.2
2,400 ～ 2,599	0.8	0.6	0.8	1.0	0.8	0.7	0.8	1.1	0.7	0.5	0.8	0.9
2,600 ～ 2,799	0.5	0.4	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.8	0.5	0.4	0.5	0.6
2,800 ～ 2,999	0.4	0.3	0.5	0.4	0.5	0.4	0.8	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4
3,000 ～	3.4	2.7	4.5	3.3	6.6	5.2	9.1	6.3	2.1	1.7	2.7	2.2
平 均 値 (円)	1,518	1,473	1,626	1,491	1,769	1,653	1,988	1,746	1,418	1,400	1,482	1,388
第1・十分位数 ¹⁾ (円)	1,036	1,064	1,036	1,014	1,037	1,062	1,038	1,015	1,036	1,064	1,035	1,014
第1・四分位数 ¹⁾ (円)	1,116	1,143	1,119	1,081	1,120	1,142	1,123	1,088	1,115	1,144	1,117	1,079
中 位 数 ¹⁾ (円)	1,241	1,257	1,254	1,200	1,250	1,255	1,266	1,225	1,237	1,258	1,249	1,193
第3・四分位数 ¹⁾ (円)	1,448	1,433	1,488	1,431	1,475	1,440	1,537	1,484	1,438	1,431	1,473	1,412
第9・十分位数 ¹⁾ (円)	1,874	1,778	1,973	1,934	2,157	1,917	2,754	2,196	1,801	1,752	1,870	1,855
十分位分散係数 ²⁾	0.34	0.28	0.37	0.38	0.45	0.34	0.68	0.48	0.31	0.27	0.33	0.35
四分位分散係数 ²⁾	0.13	0.12	0.15	0.15	0.14	0.12	0.16	0.16	0.13	0.11	0.14	0.14

注：1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。

図示すれば下図のとおりである。

○ 第1・十分位数 ……

低い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第1・四分位数 ……

低い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

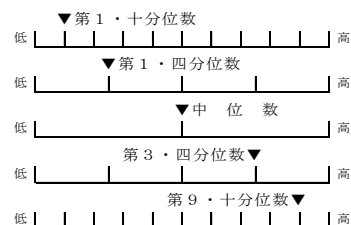
○ 中 位 数 ……

低い方（あるいは高い方）から数えて全
体の2分の1番目に該当する者の賃金

○ 第3・四分位数 ……

高い方から数えて全体の4分の1番目に
該当する者の賃金

○ 第9・十分位数 ……

高い方から数えて全体の10分の1番目に
該当する者の賃金

2) 分散係数とは、分布の広がり（分散）を示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{○ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$\text{○ 四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

定期給与の推移（全国・奈良県）

年 月 項 目	全 国				奈 良 県							
	産 業 計				産 業 計				製 造 業			
	規模30人 以上	対前年 同月比	規模 5人 以上	対前年 同月比	規模30人 以上	対前年 同月比	規模 5人 以上	対前年 同月比	規模30人 以上	対前年 同月比	規模 5人 以上	対前年 同月比
	金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)	
平成28年平均	292,593	0.6	261,183	0.2	247,716	-0.7	225,242	0.1	309,387	-1.4	283,984	-0.3
平成29年平均	294,010	0.4	262,407	0.5	250,719	1.3	231,259	2.6	312,721	1.1	280,655	-1.1
平成30年平均	295,944	0.7	264,570	0.9	246,585	-1.7	225,666	-2.3	301,370	-3.6	280,982	0.1
令和元年平均	296,064	0.1	264,180	-0.2	245,584	-0.4	222,947	-1.3	300,287	-0.4	273,997	-2.5
令和2年平均	293,056	-1.1	262,325	-0.7	247,530	0.8	222,410	-0.2	298,391	-0.6	268,554	-2.0
令和3年平均	296,652	1.2	263,739	0.5	243,086	-1.8	213,503	-3.9	298,732	0.2	268,997	0.2
令和4年平均	303,496	2.4	267,461	1.4	256,714	5.6	226,816	6.3	300,791	0.7	276,110	2.7
令和5年平均	308,436	1.6	270,229	1.1	246,523	-4.0	221,483	-2.4	297,954	-0.9	280,608	1.6
令和6年平均	315,351	2.6	281,959	2.0	265,382	4.1	237,668	3.0	309,773	5.1	289,295	3.0
令和7年1月	314,095	2.6	280,617	2.2	255,458	-2.6	235,213	1.3	313,506	9.1	296,503	12.0
2月	313,462	1.8	280,243	1.4	254,712	-1.9	234,702	1.9	305,086	0.3	287,372	2.3
3月	316,657	1.4	282,931	1.4	260,007	1.2	239,996	5.1	311,220	3.5	292,568	5.4
4月	323,962	2.3	289,291	2.1	261,553	-3.0	242,421	1.6	315,689	2.1	298,701	5.0
5月	321,399	2.0	287,118	2.0	262,709	0.8	240,723	3.6	310,135	1.8	292,518	4.0
6月	324,349	2.3	289,536	2.0	267,053	0.1	244,374	2.6	319,052	1.8	299,867	2.6
7月	324,962	2.4	289,946	2.1	262,379	-0.2	240,249	0.2	308,622	-0.2	292,440	-0.6
8月	322,452	2.0	286,943	1.8	260,215	-1.1	238,013	0.1	301,754	-3.1	284,628	-2.8
9月	323,860	2.3	288,543	2.0	260,845	-2.3	236,507	-1.9	304,396	-3.9	287,980	-3.4
10月	328,155	2.8	291,837	2.5	261,949	-3.5	238,703	-2.1	309,452	-1.5	292,541	-1.5
11月	326,666	2.2	290,616	1.9	263,186	-3.3	240,507	-1.8	310,769	-4.3	295,046	-3.6
12月	327,349	2.3	291,279	2.0	264,377	-2.8	240,544	-1.9	306,722	-4.9	289,929	-4.7
令和8年1月	324,326	3.3	288,933	2.9	271,613	6.3	249,497	6.1	299,902	-4.4	284,865	-3.9
2月	325,671	3.8	289,452	3.3	268,133	5.2	248,265	5.8	305,937	0.3	293,803	2.2
3月	329,333	4.1	292,612	3.3	269,268	3.6	248,021	3.3	305,219	-1.9	291,554	-0.4
4月			299,096									

※赤字は速報値

毎月勤労統計調査（全国・確報）
毎月勤労統計調査（地方月報）

厚生労働省奈良労働局 発表
令和8年6月30日(火)
午前8時30分解禁

【照会先】

職業安定部職業安定課

課長 尾崎 和雄

地方労働市場情報官 砂山 正人

電話 0742-32-0208 (内線363)

奈良県の一般職業紹介状況(令和8年5月分)について

令和8年5月の有効求人倍率は1.13倍
就業地別有効求人倍率は1.25倍

県内の雇用情勢については、有効求人倍率が低下しているものの、引き続き求人が求職を上回って推移しており、一部の求人に持ち直しの動きが見られる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

- ◎ 有効求人倍率は1.13倍で、前月より0.02ポイント上昇
- ◎ 就業地別有効求人倍率は1.25倍で、前月と同水準
- ◎ 新規求人倍率は2.16倍で、前月より0.32ポイント上昇

◆ 有効求人、求職、求人倍率の状況

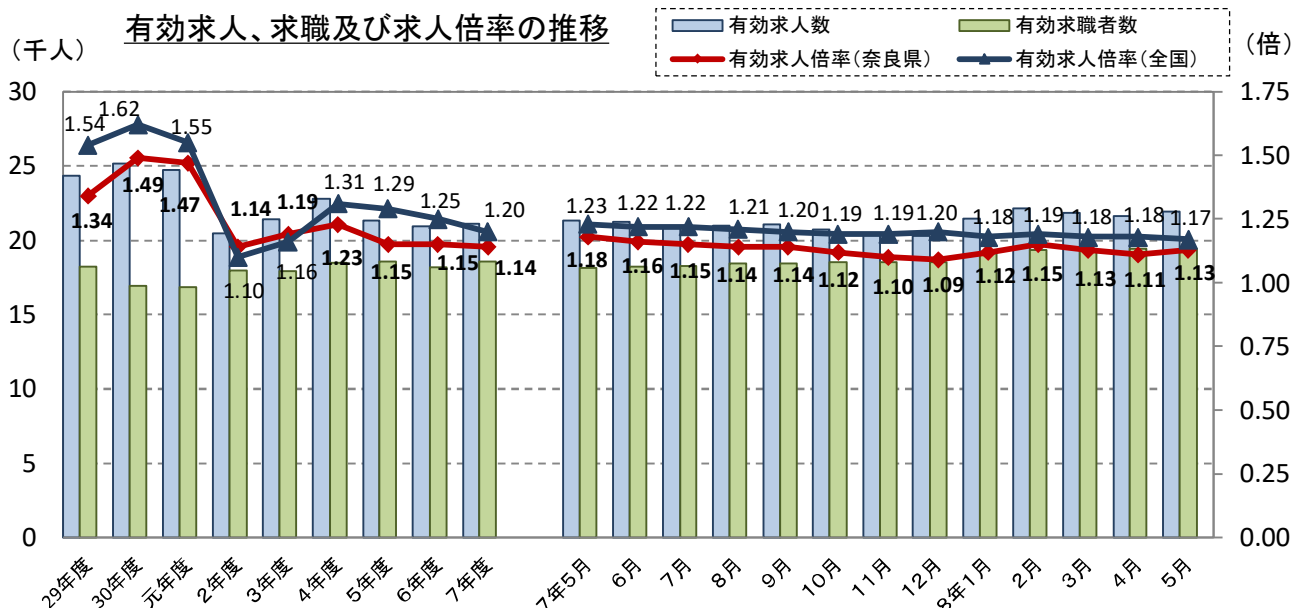
○ 有効求人数(季節調整値)は21,949人で、前月に比べて358人増加し、1.7%増となりました。

○ 有効求職者数(季節調整値)は19,450人で、前月とほぼ同水準となりました。

○ 有効求人倍率(季節調整値)は1.13倍となり、前月に比べて0.02ポイント上回りました。

有効求人倍率(季節調整値)

5月	奈良県	1.13倍	近畿	1.08倍	全国	1.17倍
4月	奈良県	1.11倍	近畿	1.08倍	全国	1.18倍



(注) 1. 月別の数値は季節調整値である。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 年度計は原数値である。

※ 求人倍率や求人数には、県内のハローワークが受理した求人数を用いた「受理地別」、実際の就業地が県内である求人数を用いた「就業地別」があり、本資料において「就業地別」の記載がないものは、「受理地別」を用いています。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、特段の記載があるものを除き、ハローワークに求所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

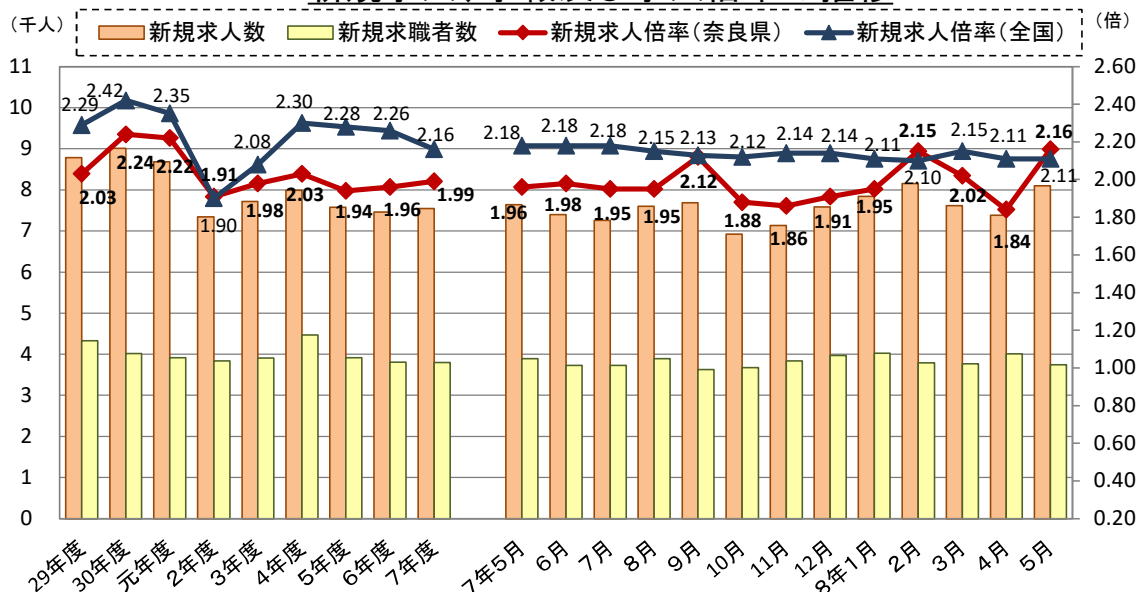
◆ 新規求人、求職、求人倍率の状況

- 新規求人数(季節調整値)は 8,092人で、前月に比べて713人増加し、9.7%増となりました。
- 新規求職者数(季節調整値)は 3,740人で、前月に比べて267人減少し、6.7%減となりました。
- 新規求職者(常用)の状況から
 - 在職者は 858人となり、前年同月と比較すると 11.1%減となりました。
 - 離職者は 2,406人となり、前年同月と比較すると 10.7%減となりました。
 - 離職者のうち事業主都合離職者は568人となり、前年同月と比較すると 1.9%減となりました。
 - 離職者のうち自己都合離職者は 1,583人となり、前年同月と比較すると 14.1%減となりました。
- 新規求人倍率(季節調整値)は2.16倍となり、前月に比べて0.32ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)

5月	奈良県	2.16倍	近畿	2.04倍	全国	2.11倍
4月	奈良県	1.84倍	近畿	2.03倍	全国	2.11倍

新規求人、求職及び求人倍率の推移



(注) 年度別の数値は原数値で、月別の数値は季節調整値である。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

◆ 産業別新規求人の状況

- 新規求人数の多い産業は、次のとおりです。
 - D 建設業は 405人で、前年同月と比べて、10.4%増となりました。
 - E 製造業は 884人で、前年同月と比べて、5.9%増となりました。
 - H 運輸業、郵便業は 1,187人で、前年同月と比べると9.2%増となりました。
 - I 卸売業、小売業は 520人で、前年同月と比べて、14.2%減となりました。
 - M 宿泊業、飲食サービス業は 446人で、前年同月と比べて、12.0%減となりました。
 - P 医療、福祉は 2,872人で、前年同月と比べて、11.0%増となりました。
 - R サービス業(他に分類されないもの)は 699人で、前年同月と比べて、9.6%増となりました。
 - S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他は 147人で、前年同月と比べて、17.9%減となりました。
- 主な産業(300人以上)のうち前年同月比で新規求人数の増加・減少が多い産業は、次のとおりです。
 - 【増加】D 建設業は 405人で、前年同月と比べて、10.4%増となりました。
 - E 製造業は 884人で、前年同月と比べて、5.9%増となりました。
 - H 運輸業、郵便業は 1,187人で、前年同月と比べると9.2%増となりました。
 - P 医療、福祉は 2,872人で、前年同月と比べて、11.0%増となりました。
 - R サービス業(他に分類されないもの)は 699人で、前年同月と比べて、9.6%増となりました。
 - 【減少】I 卸売業、小売業は 520人で、前年同月と比べて、14.2%減となりました。
 - M 宿泊業、飲食サービス業は 446人で、前年同月と比べて、12.0%減となりました。

【産業別新規求人数】

奈良労働局

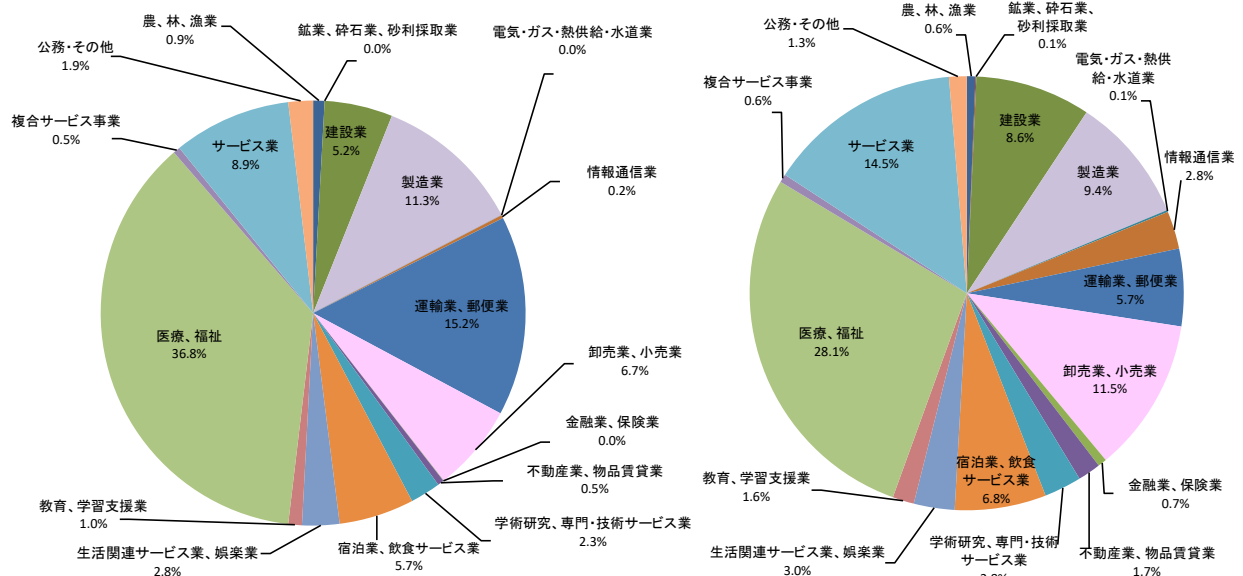
産 業 別	新規求人数(人)			前年同月比			全国 全数
	全数	パートを除く	パートタイム	全数	パートを除く	パートタイム	
A.B. 農、林、漁業(01～04)	68	7	61	17.2	▲ 58.8	48.8	4,629
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	0	0	0	0.0	0.0	0.0	418
D 建設業(06～08)	405	365	40	10.4	14.4	▲ 16.7	61,579
E 製造業(09～32)	884	566	318	5.9	6.6	4.6	67,576
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	1	1	0	▲ 75.0	▲ 75.0	0.0	948
G 情報通信業(37～41)	19	15	4	▲ 51.3	▲ 55.9	▲ 20.0	20,137
H 運輸業、郵便業(42～49)	1,187	1,047	140	9.2	6.4	35.9	41,163
I 卸売業、小売業(50～61)	520	269	251	▲ 14.2	11.6	▲ 31.2	82,315
J 金融業、保険業(62～67)	2	0	2	▲ 83.3	▲ 100.0	▲ 60.0	4,773
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)	38	18	20	▲ 26.9	▲ 50.0	25.0	12,178
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	181	154	27	1.1	4.1	▲ 12.9	19,863
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)	446	138	308	▲ 12.0	▲ 14.8	▲ 10.7	48,805
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	221	89	132	▲ 8.7	3.5	▲ 15.4	21,683
O 教育、学習支援業(81, 82)	82	31	51	▲ 41.8	▲ 22.5	▲ 49.5	11,472
P 医療、福祉(83～85)	2,872	1,380	1,492	11.0	18.3	5.1	200,865
Q 複合サービス事業(86, 87)	42	36	6	▲ 28.8	▲ 21.7	▲ 53.8	4,288
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	699	350	349	9.6	2.9	17.1	103,753
S. T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97, 98, 99)	147	77	70	▲ 17.9	45.3	▲ 44.4	9,471
合 計	7,814	4,543	3,271	2.9	7.8	▲ 3.1	715,916

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

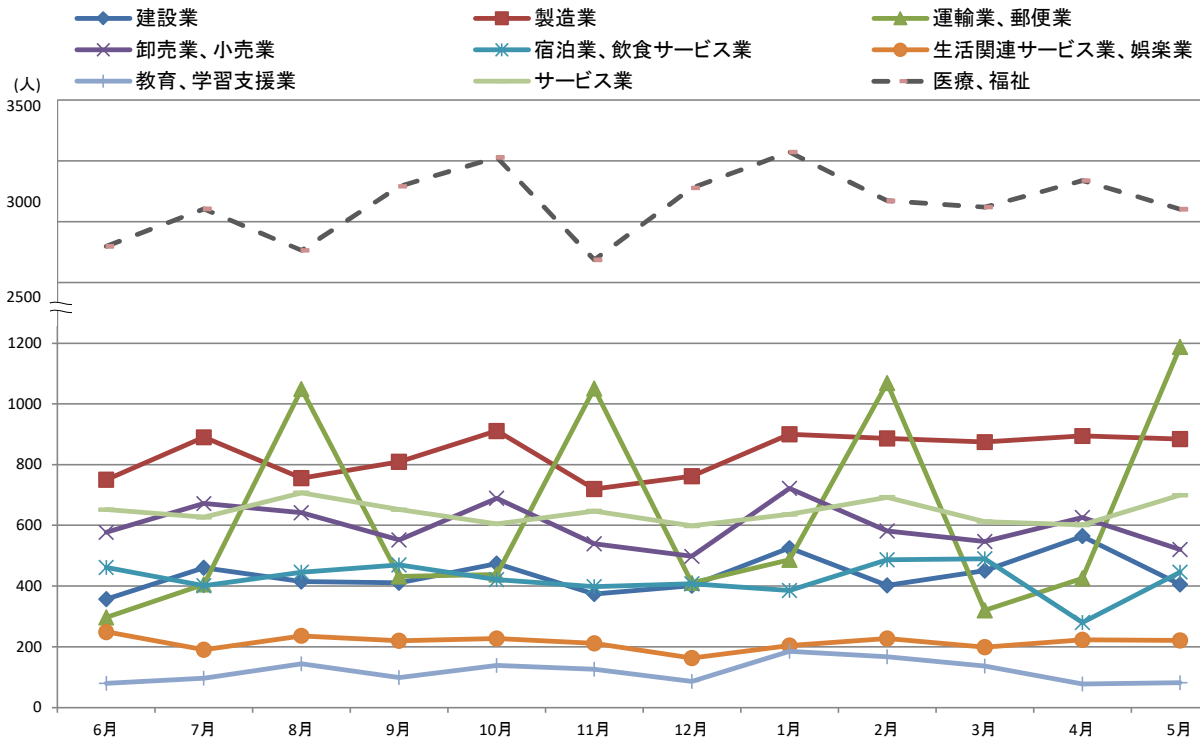
【新規求人の産業別割合】

奈良

全国



【主要産業における新規求人数の推移】



産業別一般新規求人状況(新産業分類区分) (新規学卒者を除きパートタイムを含む)

奈良労働局

令和8年5月

産 業 別		新規求人数			
		令和8年5月	令和8年4月	令和7年5月	対前年比
A.B. 農、林、漁業(01～04)		68	65	58	17.2
C 鉱業、砕石業、砂利採取業(05)		0	0	0	0.0
D 建設業(06～08)		405	564	367	10.4
(06 総合工事業)		224	335	171	31.0
E 製造業(09～32)		884	894	835	5.9
09 食料品製造業		159	159	145	9.7
10 飲料・たばこ・飼料製造業		19	11	24	▲ 20.8
11 繊維工業		33	58	57	▲ 42.1
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		28	50	31	▲ 9.7
13 家具・装備品製造業		15	9	11	36.4
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		35	40	38	▲ 7.9
15 印刷・同関連業		16	27	23	▲ 30.4
16 化学工業		74	43	64	15.6
17 石油製品・石炭製品製造業		0	2	0	0.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		176	145	148	18.9
19 ゴム製品製造業		19	18	39	▲ 51.3
21 窯業・土石製品製造業		12	24	20	▲ 40.0
22 鉄鋼業		16	8	10	60.0
23 非鉄金属製造業		9	14	4	125.0
24 金属製品製造業		72	90	67	7.5
25 はん用機械器具製造業		37	52	44	▲ 15.9
26 生産用械器具製造業		65	15	23	182.6
27 業務用機械器具製造業		3	6	3	0.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		2	11	18	▲ 88.9
29 電気機械器具製造業		28	44	26	7.7
30 情報通信機械器具製造業		0	0	0	0.0
31 輸送用機械器具製造業		9	38	15	▲ 40.0
20, 32 その他の製造業		57	30	25	128.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)		1	11	4	▲ 75.0
G 情報通信業(37～41)		19	28	39	▲ 51.3
(39 情報サービス業)		7	25	33	▲ 78.8
H 運輸業、郵便業(42～49)		1,187	425	1,087	9.2
I 卸売業、小売業(50～61)		520	626	606	▲ 14.2
50～55 卸売業		143	164	158	▲ 9.5
56～61 小売業		377	462	448	▲ 15.8
(56 各種商品小売業)		16	28	18	▲ 11.1
J 金融業、保険業(62～67)		2	21	12	▲ 83.3
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)		38	63	52	▲ 26.9
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)		181	173	179	1.1
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)		446	280	507	▲ 12.0
(76 飲食店)		284	212	396	▲ 28.3
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)		221	223	242	▲ 8.7
O 教育、学習支援業(81, 82)		82	78	141	▲ 41.8
P 医療、福祉(83～85)		2,872	3,036	2,587	11.0
(83 医療業)		774	732	627	23.4
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)		2,096	2,299	1,958	7.0
Q 複合サービス事業(86, 87)		42	37	59	▲ 28.8
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)		699	602	638	9.6
(91 職業紹介・労働者派遣業)		132	118	172	▲ 23.3
(92 その他の事業サービス業)		418	352	345	21.2
S. T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97, 98, 99)		147	170	179	▲ 17.9
合 計		7,814	7,296	7,592	2.9
事業所規模	29人以下	4,631	4,409	4,550	1.8
	30～99人	2,074	1,861	2,118	▲ 2.1
	100～299人	828	776	715	15.8
	300～499人	125	155	64	95.3
	500～999人	140	78	144	▲ 2.8
	1000人以上	16	17	1	1500.0

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

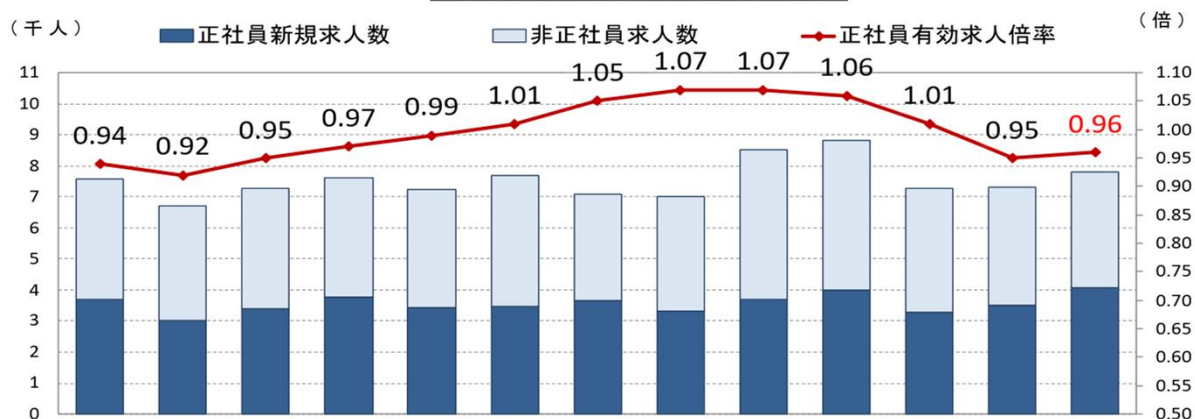
◆ 正社員求人の状況

- 正社員有効求人倍率(原数値)は 0.96倍で、前年同月と比較すると0.02ポイント増となりました。
- 正社員新規求人数は4,058人で、前年同月と比較すると10.2%増となりました。
- 新規求人数に占める正社員求人の割合は 51.9%となりました。
前年同月と比較すると3.4ポイント増となりました。

正社員有効求人倍率(原数値)

8年5月	奈良県	0.96倍	近畿	0.84倍	全国	0.94倍
8年4月	奈良県	0.95倍	近畿	0.85倍	全国	0.95倍
7年5月	奈良県	0.94倍	近畿	0.88倍	全国	0.98倍
6年5月	奈良県	0.84倍	近畿	0.84倍	全国	0.94倍

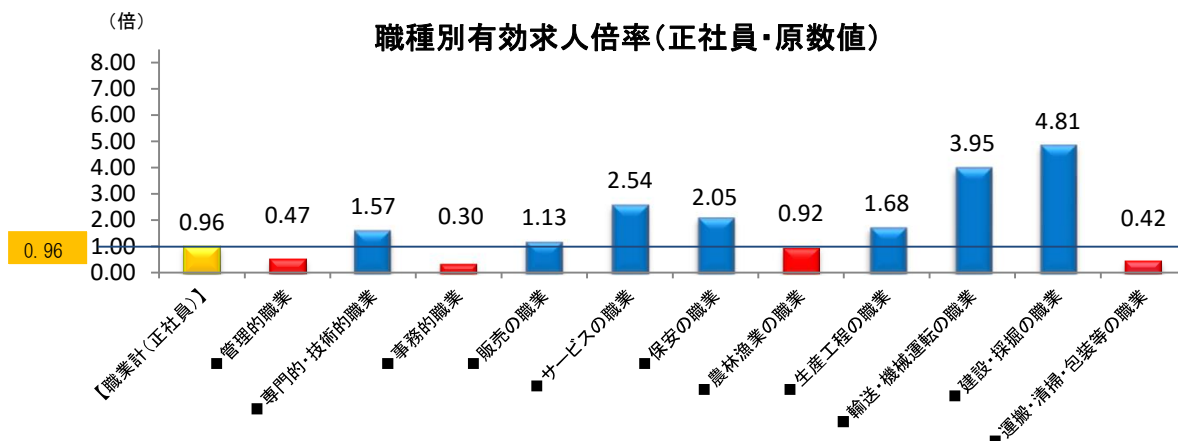
正社員求人数、求人倍率の推移



	7年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月	5月
正社員新規求人数	3,684	3,030	3,380	3,756	3,431	3,483	3,651	3,306	3,677	3,979	3,266	3,493	4,058
新規求人正社員割合	48.5	45.1	46.4	49.2	47.3	45.4	51.6	47.1	43.2	45.1	44.8	47.9	51.9
正社員有効求人倍率	0.94	0.92	0.95	0.97	0.99	1.01	1.05	1.07	1.07	1.06	1.01	0.95	0.96

(注) 正社員有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

- 正社員の職業別有効求人倍率については、管理的職業、事務的職業、農林漁業の職業、運搬・清掃・包装等の職業で、職業計(0.96)を下回っている状況となっています。



◆ 就職の状況

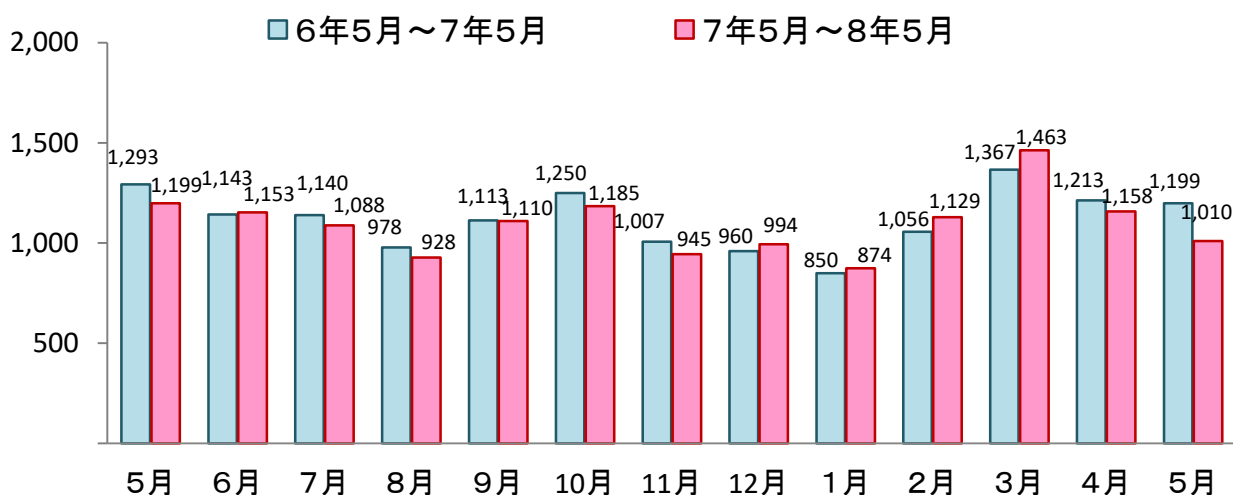
○ 就職件数は1,010件で、前年同月に比べて15.8%減となりました。

一般フルタイムは 382件(前年同月比11.4%減)、パートは 628件(前年同月比18.2%減)です。

○ 正社員就職件数は 297件で、前年同月に比べて10.8%減となりました。

就職件数(全数)に占める正社員就職件数の割合は 29.4%で、前年同月に比べて1.6ポイント増となりました。

就職者数の状況



◆ 就業地別の求人数を用いた求人倍率

○ 就業地別有効求人倍率は 1. 2 5 倍となり、前月と同水準となりました。

○ 就業地別新規求人倍率は 2. 3 2 倍となり、前月を0.22ポイント上回りました。

参考：就業地別の統計を取り始めた2005年(平成17年)2月以降の就業地別有効求人倍率の過去最高値は、令和元年5月の1.74倍。

○ 就業地別の有効求人数(季節調整値)は 24,374人で、前月に比べて132人増加し、0.5%増となりました。

○ 就業地別の新規求人数(季節調整値)は 8,667人で、前月に比べて256人増加し、3.0%増となりました。

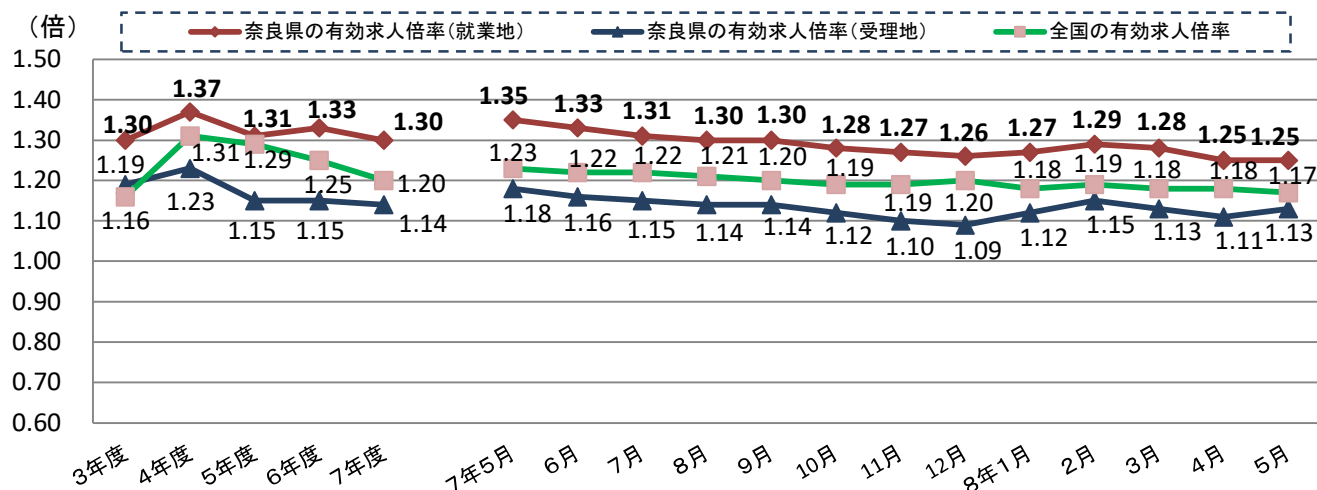
「就業地別の求人数」とは、
全国のハローワークで受理した求人から、実際の就業地が奈良県内となっている求人数を抽出し、これを用いて就業地別求人倍率を算出しました。

(注) ・就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計しています。

※通常、公表している求人倍率(1ページ、2ページ、5ページ等)は、県内のハローワークが受理した求人数を用いて算出したもので、受理地別求人倍率と言います。

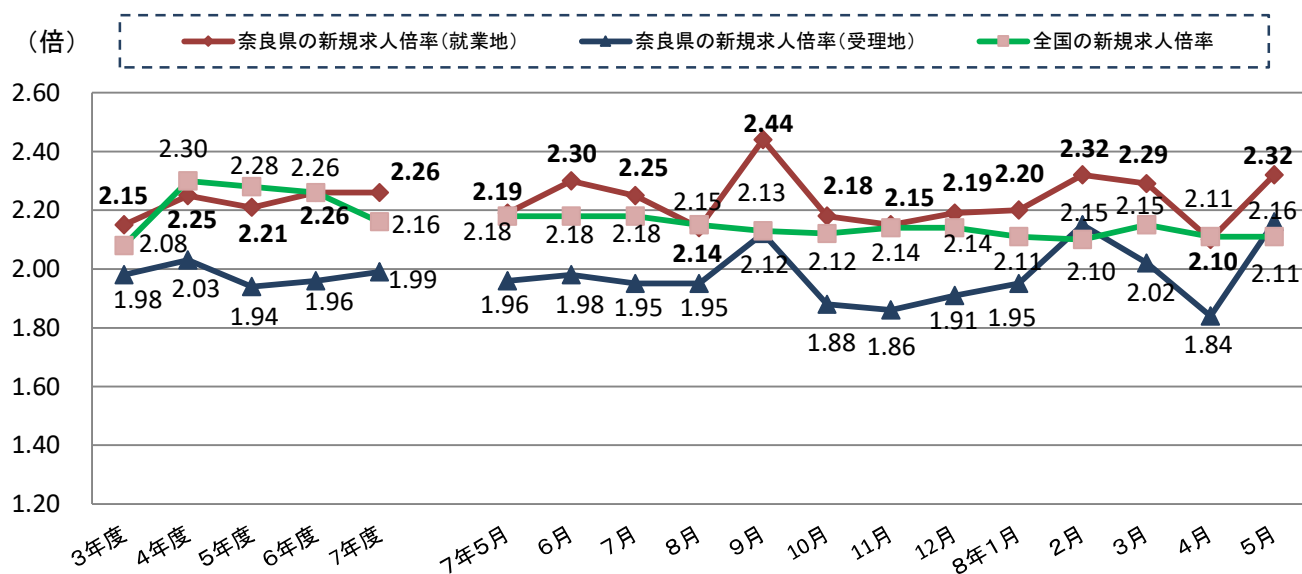
※求職者数は、受理地別求人倍率と同じ数値を用いています。

有効求人倍率の推移(就業地別・受理地別)



年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

新規求人倍率の推移(就業地別・受理地別)



年度計は原数値であり、月別の数値は季節調整値である。
令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

5月 有効求人倍率 (季節調整値)	府県名	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
	受理地別	② 1.13	④ 1.06	① 1.22	③ 1.11	⑥ 0.94	⑤ 0.96
	就業地別	② 1.25	① 1.33	③ 1.23	⑥ 0.95	④ 1.08	⑤ 1.04

近畿	全国
1.08	1.17
1.06	

5月 新規求人倍率 (季節調整値)	府県名	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
	受理地別	③ 2.16	④ 1.85	① 2.33	② 2.22	⑥ 1.67	⑤ 1.70
	就業地別	② 2.32	③ 2.23	① 2.34	⑤ 1.93	④ 1.94	⑥ 1.81

近畿	全国
2.04	2.11
2.02	

※受理地別・就業地別各求人倍率の①～⑥は、近畿各労働局内の順位を記載している。

公共職業安定所別 業務取扱状況

令和8年5月

職業紹介状況

(単位：人、%)

		奈良局計	奈 良	大和高田	桜 井	下 市	大和郡山
1	新規求職	3,643	1,415	1,242	380	180	426
2	月間有効求職	20,412	7,716	6,994	2,324	920	2,458
3	紹 介	3,997	1,642	1,309	372	234	440
4	就 職	1,007	333	367	111	76	120
	雇用保険受給者	303	97	109	26	18	53
	雇用保険受給者の早期再就職	307	99	116	43	8	41
5	新規求人	7,814	3,735	1,990	773	489	827
6	月間有効求人	21,119	8,944	5,761	2,390	1,480	2,544
7	充 足	925	326	330	116	57	96
8	就職率 % (新規)	27.6	23.5	29.5	29.2	42.2	28.2
9	充足率 % (新規)	11.8	8.7	16.6	15.0	11.7	11.6

※雇用保険受給者の早期再就職数＝3月実績

・ハローワーク利用登録者による数値を用いており、令和3年9月以降は充足のみ、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値を含みます。

(単位：倍)

求人倍率	新規	2.14	2.64	1.60	2.03	2.72	1.94
	有効	1.03	1.16	0.82	1.03	1.61	1.03

求人倍率は原数値

雇用保険

(単位：人、日、千円)

一般	受給資格決定	1,384	565	442	123	34	220
	初 回 受 給 者	1,469	651	467	143	46	162
	受給者実人員	4,546	1,888	1,486	448	167	557
基本手当 基本	給 付 延 日 数	111,616	46,312	37,042	11,041	3,899	13,322
	給 付 金 額	609,035	260,049	198,513	58,218	19,942	72,313
	支 給 終 了 者	463	180	150	49	21	63

・受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得ます。

最 近 の 雇 用 失 業 情 勢 (1) 【主要指標】

奈良労働局職業安定部

項目 年月	新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規			新規					
----------	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	----	--	--	--	--	--

※ 令和7年12月以前の季節調整値は、令和8年1月分公表時に新・季節調整法により改訂されている。季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
※ 紹介件数には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は含まず。

最 近 の 雇 用 失 業 情 勢 (2) 【主要指標】

奈良労働局職業安定部

項 目	新規適用事業所数		廃止事業所数		月末事業所数 (平均)		被 保 険 者 数 (平均)		資 格 取 得 数 前年対比		資 格 喪 失 数 前年対比		雇 傭 数 前年対比		離 職 票 交付数		前年対比		受給資格決定件数 (基本)		受給者更人員 (基本)		受給率 (平均)	事業所数 (平均)	事務組合委託数 前年対比
	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比	前年対比			
年 月	802	1.8	904	50.2	16,580	0.3	214,859	1.5	42,447	▲ 4.6	39,869	7.8	4,031	8.9	27,646	5.3	20,021	▲ 1.3	77,902	▲ 8.2	2,93	5,912	▲ 1.6		
平成23年度	788	▲ 1.7	627	▲ 30.6	16,663	0.5	216,528	0.8	43,109	1.6	40,920	2.6	4,324	7.3	29,184	5.6	19,818	▲ 1.0	76,886	▲ 1.3	2,87	5,866	▲ 0.8		
平成24年度	835	6.0	766	22.2	16,779	0.7	219,796	1.5	44,347	2.9	40,889	▲ 0.6	2,816	▲ 34.9	28,230	▲ 3.3	17,534	▲ 11.5	71,164	▲ 7.4	2,63	5,857	▲ 0.2		
平成25年度	799	▲ 4.3	709	▲ 7.4	16,866	0.5	224,214	2.0	47,066	6.1	41,730	2.6	3,487	23.8	28,296	0.2	16,904	▲ 3.6	61,268	▲ 13.9	2,23	5,836	▲ 0.3		
平成26年度	797	▲ 0.3	720	1.6	16,966	0.6	229,182	2.2	45,688	▲ 2.9	41,020	▲ 1.7	3,237	▲ 7.2	28,130	▲ 0.6	16,439	▲ 2.8	59,098	▲ 3.5	2.10	5,811	▲ 0.4		
平成27年度	937	17.6	643	▲ 10.7	17,165	1.2	234,281	2.2	48,571	6.3	41,345	0.8	2,492	▲ 23.0	27,766	▲ 1.3	14,657	▲ 10.8	50,723	▲ 14.2	1.77	5,796	▲ 0.3		
平成28年度	962	2.7	515	▲ 19.9	17,604	2.6	243,140	3.8	48,309	▲ 0.5	41,751	1.0	2,342	▲ 6.0	28,395	2.2	14,068	▲ 4.0	47,572	▲ 6.2	1.60	5,946	2.6		
平成29年度	759	▲ 21.1	569	10.5	17,886	1.6	246,581	1.4	47,429	▲ 1.8	43,993	5.4	2,411	2.9	29,691	4.6	13,410	▲ 4.7	44,252	▲ 7.0	1.47	6,015	1.2		
平成30年度	717	▲ 5.5	584	2.6	18,030	0.8	249,927	1.4	47,422	▲ 0.0	43,640	▲ 0.8	2,398	▲ 0.5	29,184	▲ 1.7	13,508	0.7	44,233	▲ 0.0	1.45	6,014	▲ 0.0		
令和元年度	868	21.1	495	▲ 15.2	18,351	1.8	251,074	0.5	44,192	▲ 6.8	43,729	0.2	2,550	6.3	28,385	▲ 2.7	14,487	7.2	53,265	20.4	1.74	6,046	0.5		
令和2年度	766	▲ 11.8	551	11.3	18,696	1.9	251,598	0.2	43,828	▲ 0.8	43,599	▲ 0.3	1,950	▲ 23.5	27,914	▲ 1.7	13,106	▲ 9.5	50,387	▲ 5.4	1.64	6,116	1.1		
令和3年度	751	▲ 2.0	597	8.3	18,839	0.8	251,004	▲ 0.2	44,502	1.5	43,547	▲ 0.1	1,999	2.5	28,792	3.1	13,256	1.1	47,754	▲ 5.2	1.56	6,136	0.3		
令和4年度	782	4.1	592	▲ 0.8	19,015	0.9	250,942	▲ 0.0	44,939	1.0	43,510	▲ 0.1	2,268	14.4	28,721	3.2	13,444	1.4	49,969	4.6	1.63	6,134	▲ 0.0		
令和5年度	712	▲ 9.0	579	▲ 2.2	19,189	0.9	251,834	0.4	43,691	▲ 2.8	44,052	1.2	2,406	5.2	29,823	0.3	13,280	▲ 1.2	50,136	0.3	1.63	6,106	▲ 0.5		
令和6年	95	▲ 4.0	66	34.7	19,154	1.0	248,039	0.5	6,224	0.3	8,131	1.7	493	12.8	5,628	0.3	1,703	5.4	3,746	4.8	1.48	6,158	0.2		
5	73	1.4	46	▲ 23.3	19,182	1.1	252,703	0.5	7,812	2.1	3,812	3.8	235	9.3	2,414	▲ 0.7	1,388	▲ 3.7	4,167	0.3	1.62	6,154	0.2		
6	60	▲ 31.8	60	▲ 10.4	19,181	1.0	252,975	0.4	3,377	▲ 8.8	3,122	▲ 2.2	144	▲ 12.2	1,988	▲ 6.1	1,050	▲ 10.9	4,148	▲ 3.5	1.61	6,130	0.1		
7	68	6.3	65	18.2	19,183	0.9	252,870	0.4	3,291	3.8	3,446	8.2	141	▲ 18.0	2,396	10.6	1,162	5.7	4,794	4.1	1.86	6,115	▲ 0.1		
8	57	9.6	45	40.6	19,191	0.8	252,778	0.5	2,747	▲ 5.0	3,149	▲ 2.3	221	36.4	2,212	0.8	1,069	6.3	4,634	▲ 3.6	1.80	6,103	▲ 0.2		
9	49	▲ 7.5	126	▲ 23.2	19,114	1.0	252,418	0.5	2,605	▲ 5.9	3,188	1.8	141	▲ 14.5	2,216	▲ 1.7	1,009	▲ 0.4	4,594	▲ 0.1	1.79	6,074	▲ 0.5		
10	73	21.7	28	▲ 22.2	19,155	1.1	251,799	0.4	3,549	▲ 1.0	4,072	7.7	210	60.3	2,605	7.1	1,254	10.8	4,389	▲ 2.6	1.71	6,084	▲ 0.5		
11	40	▲ 42.9	21	0.0	19,174	0.9	252,090	0.3	2,917	▲ 10.3	2,608	▲ 7.0	122	▲ 12.9	1,801	▲ 3.3	934	▲ 5.0	4,073	▲ 2.0	1.59	6,087	▲ 0.7		
12	45	▲ 8.2	28	40.0	19,187	0.8	252,185	0.3	2,607	▲ 3.2	2,563	▲ 1.3	147	▲ 29.3	1,700	▲ 2.7	765	▲ 6.0	4,029	3.5	1.57	6,086	▲ 0.9		
令和7年	57	▲ 16.2	26	▲ 21.2	19,223	0.8	251,413	0.2	2,825	▲ 6.1	3,618	▲ 0.1	179	▲ 3.2	2,533	1.0	1,039	▲ 6.6	4,005	1.7	1.57	6,088	▲ 0.9		
2	44	▲ 22.8	14	▲ 44.0	19,262	0.8	251,196	0.2	2,696	▲ 9.3	2,979	▲ 6.4	193	45.1	2,080	▲ 7.6	893	▲ 15.3	3,821	1.2	1.50	6,105	▲ 0.8		
3	51	2.0	54	80.0	19,260	0.7	250,940	0.1	3,041	0.2	3,364	7.8	180	3.4	2,250	4.9	1,014	1.9	3,736	2.1	1.47	6,093	▲ 1.2		
令和7年度	739	3.8	707	22.1	19,286	0.5	251,869	0.0	43,091	▲ 1.4	43,159	▲ 2.0	2,675	11.2	29,441	▲ 1.3	13,575	2.2	54,125	8.0	1.76	6,084	▲ 0.4		
令和7年	97	2.1	82	24.2	19,278	0.6	249,277	0.3	6,184	▲ 0.6	7,797	▲ 4.1	511	3.7	5,384	▲ 4.3	1,642	▲ 3.6	3,709	▲ 1.0	1.47	6,113	▲ 0.7		
5	75	2.7	46	0.0	19,301	0.6	252,828	0.0	7,264	▲ 7.0	3,704	▲ 2.8	250	6.4	2,555	5.8	1,482	6.8	4,123	▲ 1.1	1.60	6,105	▲ 0.8		
6	93	55.0	71	19.3	19,328	0.8	253,199	0.1	3,635	7.6	3,176	1.7	185	28.5	2,054	3.3	1,042	▲ 0.8	4,511	8.8	1.75	6,094	▲ 0.6		
7	71	4.4	59	▲ 9.2	19,344	0.8	252,954	0.0	3,273	▲ 0.5	3,496	1.5	329	133.3	2,367	▲ 1.2	1,166	0.3	5,130	7.0	1.99	6,096	▲ 0.5		
8	57	0.0	39	▲ 13.3	19,367	0.9	252,753	▲ 0.0	2,597	▲ 5.5	2,894	▲ 8.1	168	▲ 24.0	2,069	▲ 6.5	980	▲ 8.3	5,142	11.0	1.99	6,085	▲ 0.3		
9	61	24.5	229	81.7	19,202	0.5	252,484	0.0	2,852	9.5	3,149	▲ 1.2	135	▲ 4.3	2,219	0.1	1,049	4.0	5,160	12.3	2.00	6,084	▲ 0.2		
10	49	▲ 32.9	34	21.4	19,215	0.3	252,156	0.1	3,328	▲ 6.2	3,636	▲ 10.7	116	▲ 44.8	2,363	▲ 9.3	1,160	▲ 7.5	4,998	13.9	1.94	6,070	▲ 0.2		
11	48	20.0	24	14.3	19,238	0.3	252,234	0.1	2,754	▲ 5.6	2,688	3.1	113	▲ 7.4	1,777	▲ 1.3	833	▲ 10.8	4,360	7.0	1.70	6,079	▲ 0.1		
12	40	▲ 11.1	15	▲ 46.4	19,263	0.4	252,129	▲ 0.0	2,550	▲ 2.2	2,607	1.7	150	2.0	1,694	▲ 0.4	848	10.8	4,403	9.3	1.72	6,076	▲ 0.2		
令和8年	52	▲ 8.8	34	30.8	19,284	0.3	251,491	0.0	3,135	11.0	3,765	4.6	256	43.0	2,590	2.3	1,251	20.4	4,134	3.2	1.62	6,079	▲ 0.1		
2	51	15.9	30	114.3	19,304	0.2	250,685	▲ 0.2	2,569	▲ 4.7	2,829	▲ 5.0	201	4.1	2,011	▲ 3.3	1,048	17.4	4,088	6.5	1.80	6,082	▲ 0.4		
3	45	▲ 11.8	44	▲ 18.5	19,306	0.2	250,238	▲ 0.3	2,950	▲ 3.0	3,398	1.0	261	45.0	2,358	4.8	1,074	5.9	4,387	17.4	1.72	6,078	▲ 0.2		
令和8年度	152	▲ 11.6	117	▲ 8.6	19,327	0.2	250,293	▲ 0.3	12,281	▲ 8.7	10,992	▲ 9.6	756	▲ 0.7	7,297	▲ 8.1	3,221	3.1	8,749	11.7	1.72	6,032	▲ 1.3		
令和8年	79	▲ 18.6	73	▲ 11.0	19,313	0.2	248,481	▲ 0.3	5,755	▲ 6.9	7,368	▲ 5.5	558	9.2	5,280	▲ 1.9	1,837	11.9	4,203	13.3	1.66	6,040	▲ 1.2		
5	73	▲ 2.7	44	▲ 4.3	19,341	0.2	252,105	▲ 0.3	6,526	▲ 10.2	3,024	▲ 18.4	198	▲ 20.8	2,017	▲ 21.1	1,384	▲ 6.6	4,546	10.3	1.77	6,023	▲ 1.3		
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
令和9年	1月																								
2																									
3																									

※令和8年4月以降の受給資格決定件数は速報値であり、修正があります。

令和 7 年 度 奈 良 県 の 最 低 賃 金 改 定 状 況

件名		最低賃金額				引上げ額		引上げ率		答申日	公示日 発効日	影響率 (基礎調査)	専門部会 開催状況
		改正前		現行									
		日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額				
奈良県最低賃金			986		1,051		65		6.59%	R7. 8. 8	R7. 9. 4 R7.11.16	34.4%	7月29日 8月1日 8月5日 8月7日 8月8日
新産別	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金		905		※1,051 905	※奈良県最低賃金適用 R7.11.16～				R3.10.28	R3.11.29 R3.12.29		
	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金		891		※1,051 891					R3.10.28	R3.11.29 R3.12.29	—	9月9日
	奈良県自動車小売業最低賃金		892		※1,051 892					R3.10.28	R3.11.29 R3.12.29		
旧産別	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金 (製材熟練等)	6,527	※ 1,051 816	日額・時間額ともに廃止					R8. 3. 2	R8. 4. 1			

地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移

		R3年度			R4年度			R5年度			R6年度			R7年度		
		最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日	最低賃金額	時間額 引上率	発効年月日
A ラ ン ク	東京	1,041	2.76	R3.10.1	1,072	2.98	R4.10.1	1,113	3.82	R5.10.1	1,163	4.49	R6.10.1	1,226	5.42	R7.10.3
	神奈川	1,040	2.77	R3.10.1	1,071	2.98	R4.10.1	1,112	3.83	R5.10.1	1,162	4.50	R6.10.1	1,225	5.42	R7.10.4
	大阪	992	2.90	R3.10.1	1,023	3.13	R4.10.1	1,064	4.01	R5.10.1	1,114	4.70	R6.10.1	1,177	5.66	R7.10.16
	埼玉	956	3.02	R3.10.1	987	3.24	R4.10.1	1,028	4.15	R5.10.1	1,078	4.86	R6.10.1	1,141	5.84	R7.11.1
	千葉	953	3.03	R3.10.1	984	3.25	R4.10.1	1,026	4.27	R5.10.1	1,076	4.87	R6.10.1	1,140	5.95	R7.10.3
	愛知	955	3.02	R3.10.1	986	3.25	R4.10.1	1,027	4.16	R5.10.1	1,077	4.87	R6.10.1	1,140	5.85	R7.10.18
B ラ ン ク	京都	937	3.08	R3.10.1	968	3.31	R4.10.9	1,008	4.13	R5.10.6	1,058	4.96	R6.10.1	1,122	6.05	R7.11.21
	兵庫	928	3.11	R3.10.1	960	3.45	R4.10.1	1,001	4.27	R5.10.1	1,052	5.09	R6.10.1	1,116	6.08	R7.10.4
	静岡	913	3.16	R3.10.2	944	3.40	R4.10.5	984	4.24	R5.10.1	1,034	5.08	R6.10.1	1,097	6.09	R7.11.1
	三重	902	3.20	R3.10.1	933	3.44	R4.10.1	973	4.29	R5.10.1	1,023	5.14	R6.10.1	1,087	6.26	R7.11.21
	広島	899	3.21	R3.10.1	930	3.45	R4.10.1	970	4.30	R5.10.1	1,020	5.15	R6.10.1	1,085	6.37	R7.11.1
	滋賀	896	3.23	R3.10.1	927	3.46	R4.10.6	967	4.31	R5.10.1	1,017	5.17	R6.10.1	1,080	6.19	R7.10.5
	北海道	889	3.25	R3.10.1	920	3.49	R4.10.2	960	4.35	R5.10.1	1,010	5.21	R6.10.1	1,075	6.44	R7.10.4
	茨城	879	3.29	R3.10.1	911	3.64	R4.10.1	953	4.61	R5.10.1	1,005	5.46	R6.10.1	1,074	6.87	R7.10.12
	栃木	882	3.28	R3.10.1	913	3.51	R4.10.1	954	4.49	R5.10.1	1,004	5.24	R6.10.1	1,068	6.37	R7.10.1
	岐阜	880	3.29	R3.10.1	910	3.41	R4.10.1	950	4.40	R5.10.1	1,001	5.37	R6.10.1	1,065	6.39	R7.10.18
	群馬	865	3.35	R3.10.2	895	3.47	R4.10.8	935	4.47	R5.10.5	985	5.35	R6.10.4	1,063	7.92	R8.3.1
	富山	877	3.30	R3.10.1	908	3.53	R4.10.1	948	4.41	R5.10.1	998	5.27	R6.10.1	1,062	6.41	R7.10.12
	長野	877	3.30	R3.10.1	908	3.53	R4.10.1	948	4.41	R5.10.1	998	5.27	R6.10.1	1,061	6.31	R7.10.3
	福岡	870	3.33	R3.10.1	900	3.45	R4.10.8	941	4.56	R5.10.6	992	5.42	R6.10.5	1,057	6.55	R7.11.16
	石川	861	3.36	R3.10.7	891	3.48	R4.10.8	933	4.71	R5.10.8	984	5.47	R6.10.5	1,054	7.11	R7.10.8
	福井	858	3.37	R3.10.1	888	3.50	R4.10.2	931	4.84	R5.10.1	984	5.69	R6.10.5	1,053	7.01	R7.10.8
	山梨	866	3.34	R3.10.1	898	3.70	R4.10.20	938	4.45	R5.10.1	988	5.33	R6.10.1	1,052	6.48	R7.12.1
	奈良	866	3.34	R3.10.1	896	3.46	R4.10.1	936	4.46	R5.10.1	986	5.34	R6.10.1	1,051	6.59	R7.11.16
	新潟	859	3.37	R3.10.1	890	3.61	R4.10.1	931	4.61	R5.10.1	985	5.80	R6.10.1	1,050	6.60	R7.10.2
	岡山	862	3.36	R3.10.2	892	3.48	R4.10.1	932	4.48	R5.10.1	982	5.36	R6.10.2	1,047	6.62	R7.12.1
	徳島	824	3.52	R3.10.1	855	3.76	R4.10.6	896	4.80	R5.10.1	980	9.38	R6.11.1	1,046	6.73	R8.1.1
	和歌山	859	3.37	R3.10.1	889	3.49	R4.10.1	929	4.50	R5.10.1	980	5.49	R6.10.1	1,045	6.63	R7.11.1
	山口	857	3.38	R3.10.1	888	3.62	R4.10.13	928	4.50	R5.10.1	979	5.50	R6.10.1	1,043	6.54	R7.10.16
	宮城	853	3.39	R3.10.1	883	3.52	R4.10.1	923	4.53	R5.10.1	973	5.42	R6.10.1	1,038	6.68	R7.10.4
	香川	848	3.41	R3.10.1	878	3.54	R4.10.1	918	4.56	R5.10.1	970	5.66	R6.10.2	1,036	6.80	R7.10.18
	福島	828	3.50	R3.10.1	858	3.62	R4.10.6	900	4.90	R5.10.1	955	6.11	R6.10.5	1,033	8.17	R8.1.1
	島根	824	4.04	R3.10.2	857	4.00	R4.10.5	904	5.48	R5.10.6	962	6.42	R6.10.12	1,033	7.38	R7.11.17
	愛媛	821	3.53	R3.10.1	853	3.90	R4.10.5	897	5.16	R5.10.6	956	6.58	R6.10.13	1,033	8.05	R7.12.1
C ラ ン ク	大分	822	3.79	R3.10.6	854	3.89	R4.10.5	899	5.27	R5.10.6	954	6.12	R6.10.5	1,035	8.49	R8.1.1
	熊本	821	3.53	R3.10.1	853	3.90	R4.10.1	898	5.28	R5.10.8	952	6.01	R6.10.5	1,034	8.61	R8.1.1
	山形	822	3.66	R3.10.2	854	3.89	R4.10.6	900	5.39	R5.10.14	955	6.11	R6.10.19	1,032	8.06	R7.12.23
	岩手	821	3.53	R3.10.2	854	4.02	R4.10.20	893	4.57	R5.10.4	952	6.61	R6.10.27	1,031	8.30	R7.12.1
	秋田	822	3.79	R3.10.1	853	3.77	R4.10.1	897	5.16	R5.10.1	951	6.02	R6.10.1	1,031	8.41	R8.3.31
	長崎	821	3.53	R3.10.2	853	3.90	R4.10.8	898	5.28	R5.10.13	953	6.12	R6.10.12	1,031	8.18	R7.12.1
	鳥取	821	3.66	R3.10.6	854	4.02	R4.10.6	900	5.39	R5.10.5	957	6.33	R6.10.5	1,030	7.63	R7.10.4
	佐賀	821	3.66	R3.10.6	853	3.90	R4.10.2	900	5.51	R5.10.14	956	6.22	R6.10.17	1,030	7.74	R7.11.21
	青森	822	3.66	R3.10.6	853	3.77	R4.10.5	898	5.28	R5.10.7	953	6.12	R6.10.5	1,029	7.97	R7.11.21
	鹿児島	821	3.53	R3.10.2	853	3.90	R4.10.6	897	5.16	R5.10.6	953	6.24	R6.10.5	1,026	7.66	R7.11.1
	高知	820	3.54	R3.10.2	853	4.02	R4.10.9	897	5.16	R5.10.8	952	6.13	R6.10.9	1,023	7.46	R7.12.1
	宮崎	821	3.53	R3.10.6	853	3.90	R4.10.6	897	5.16	R5.10.6	952	6.13	R6.10.5	1,023	7.46	R7.11.16
	沖縄	820	3.54	R3.10.8	853	4.02	R4.10.6	896	5.04	R5.10.8	952	6.25	R6.10.9	1,023	7.46	R7.12.1
全国加重平均額		930			961			1,004			1,055			1,121		

令和7年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況

(1) 本 審

奈良労働局

年度	第 1 回	第 2 回	第 3 回
通算	第513回	第514回	第515回
	開催日 令和7年7月11日（金）	開催日 令和7年8月5日（火）	開催日 令和7年8月8日（金）
内 容	○ 会長及び会長代理の選出について ○ 奈良県最低賃金の改正について（諮問） ○ 奈良県最低賃金の改正に関する審議の進め方について ○ 審議日程（地域別最低賃金関係）について ○ 特定最低賃金の必要性審議の進め方について	○ 令和7年度 地域別最低賃金額改正の目安について（報告） ○ 奈良県最低賃金専門部会委員の任命について（報告） ○ 関係労使の意見聴取について	○ 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について（報告） ○ 奈良県最低賃金の改正決定について（答申） ○ 奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
年度	第 4 回	第 5 回	第 6 回
通算	第516回	第517回	第518回
	開催日 令和7年8月26日（火）	開催日 令和7年10月15日（水）	開催日 令和8年3月2日（月）
内 容	○ 奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について ○ 奈良県特定最低賃金専門部会委員の任命について（報告）	○ 奈良県特定最低賃金専門部会の審議結果について（報告） ○ 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申） ○ 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について（諮問）	○ 奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止決定について（答申） ○ 奈良県特定最低賃金の改正の申出に関する意向表明について ○ 令和8年度 特定最低賃金に係る必要性審議の進め方について

令和7年度 奈良地方最低賃金審議会 各専門部会 開催状況

(2) 専門部会

最低賃金名	第1回	第2回	第3回
	開催日 令和7年7月29日(火)	開催日 令和7年8月1日(金)	開催日 令和7年8月5日(火)
奈良県最低賃金	○ 部会長及び部会長代理の選出について ○ 専門部会の進め方について ○ 専門部会の審議日程について ○ 関係資料について ○ 令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果について	○ 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について ○ 金額の審議について	○ 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について ○ 金額の審議について
	第4回	第5回	
	開催日 令和7年8月7日(木)	開催日 令和7年8月8日(金)	
	○ 金額の審議について	○ 金額の審議について ○ 部会報告書の作成 【結審状況】 時間額：1,051円【986円+65円】 発効日：令和7年11月16日	
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし		
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	第1回		
	開催日 令和7年9月9日(火)		
	○ 部会長及び部会長代理の選出について ○ 改正決定の必要性の有無について		
奈良県自動車小売業最低賃金	改正の必要性なしにつき開催なし		

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方**(1) 課題**

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特異事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

○ 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。

- ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
- ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
- ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のA B C区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のA B C区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4（1）及び（2）について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料 1

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日から大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について

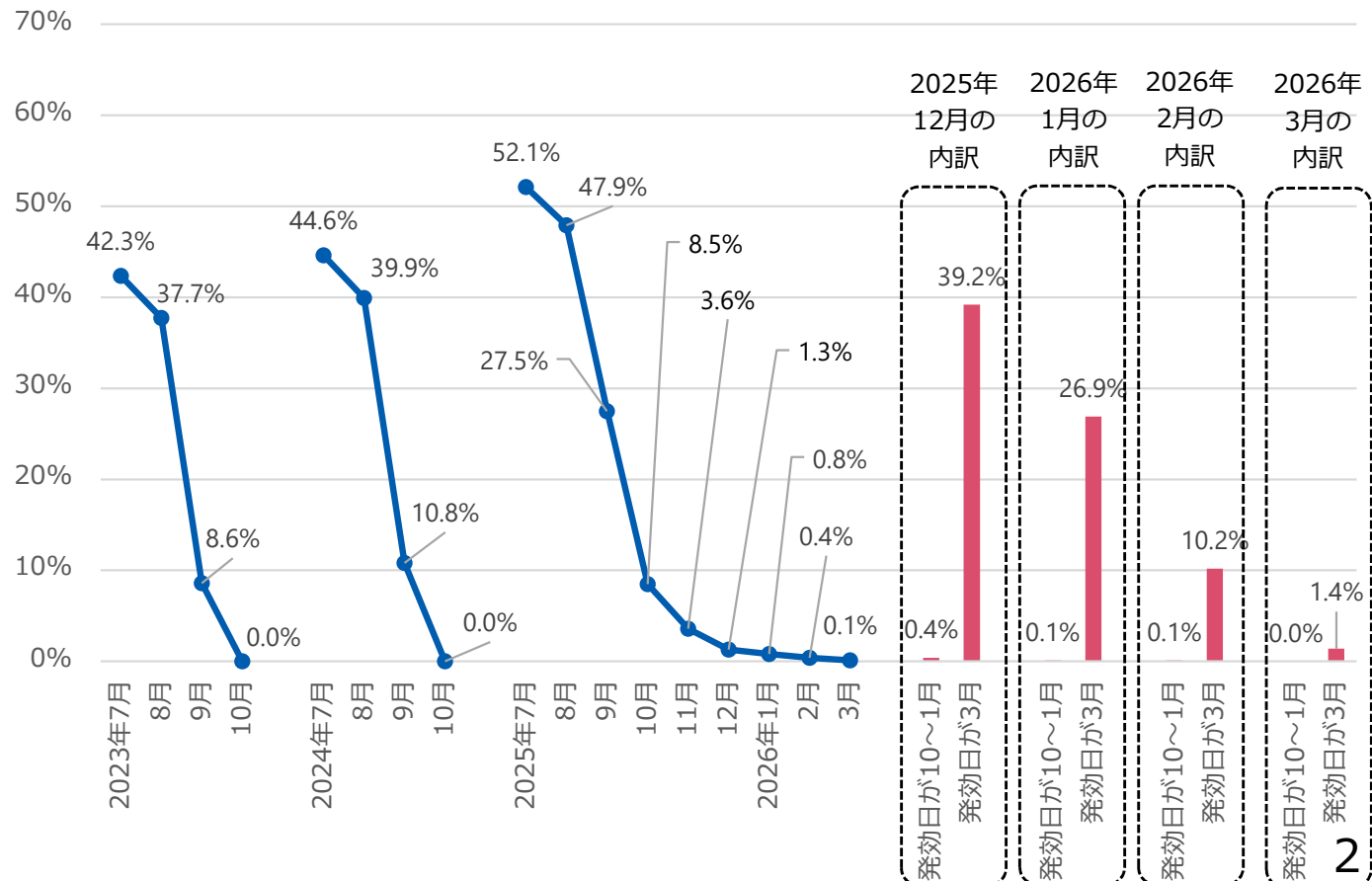
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

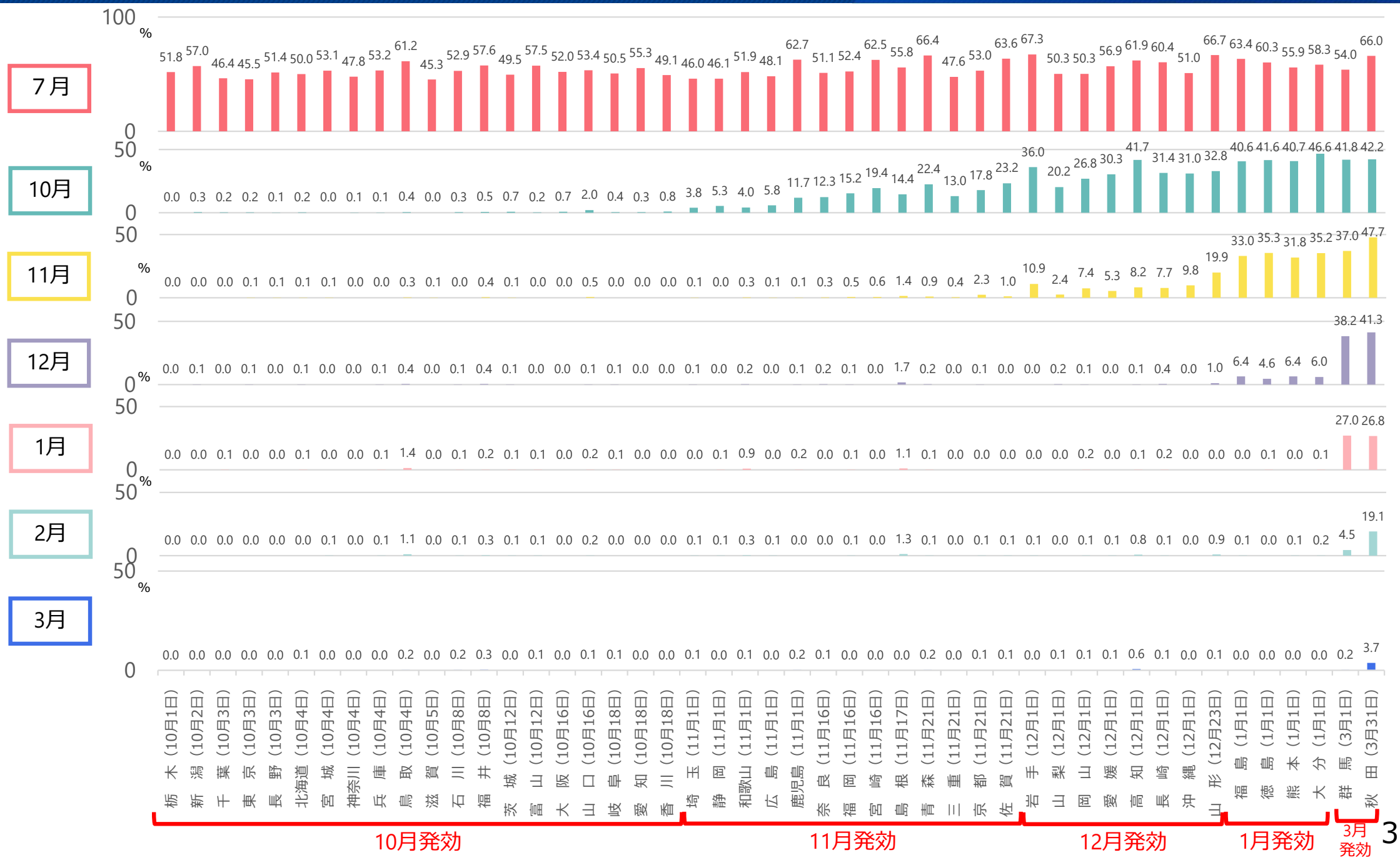
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合（全国）の推移



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



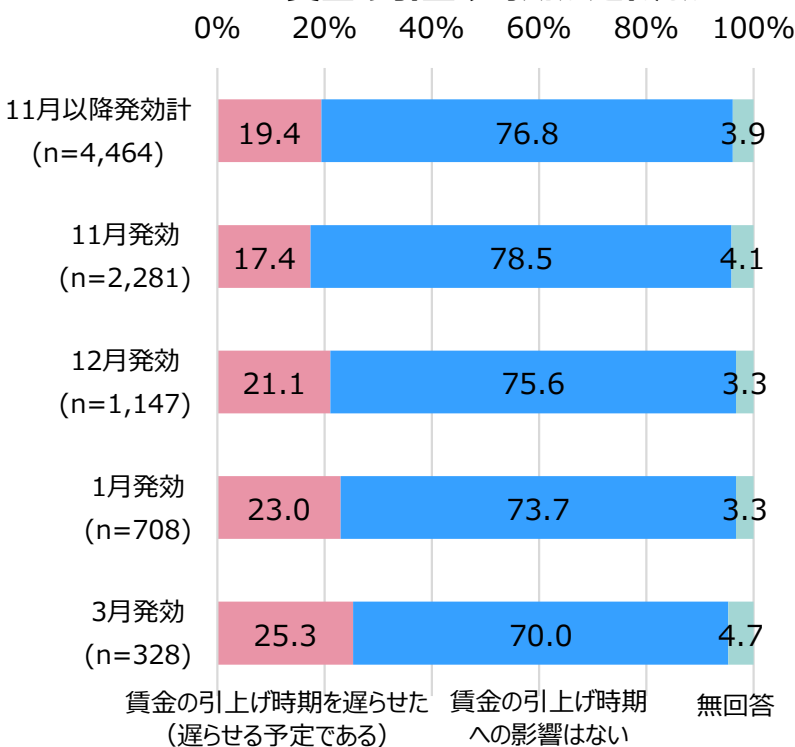
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

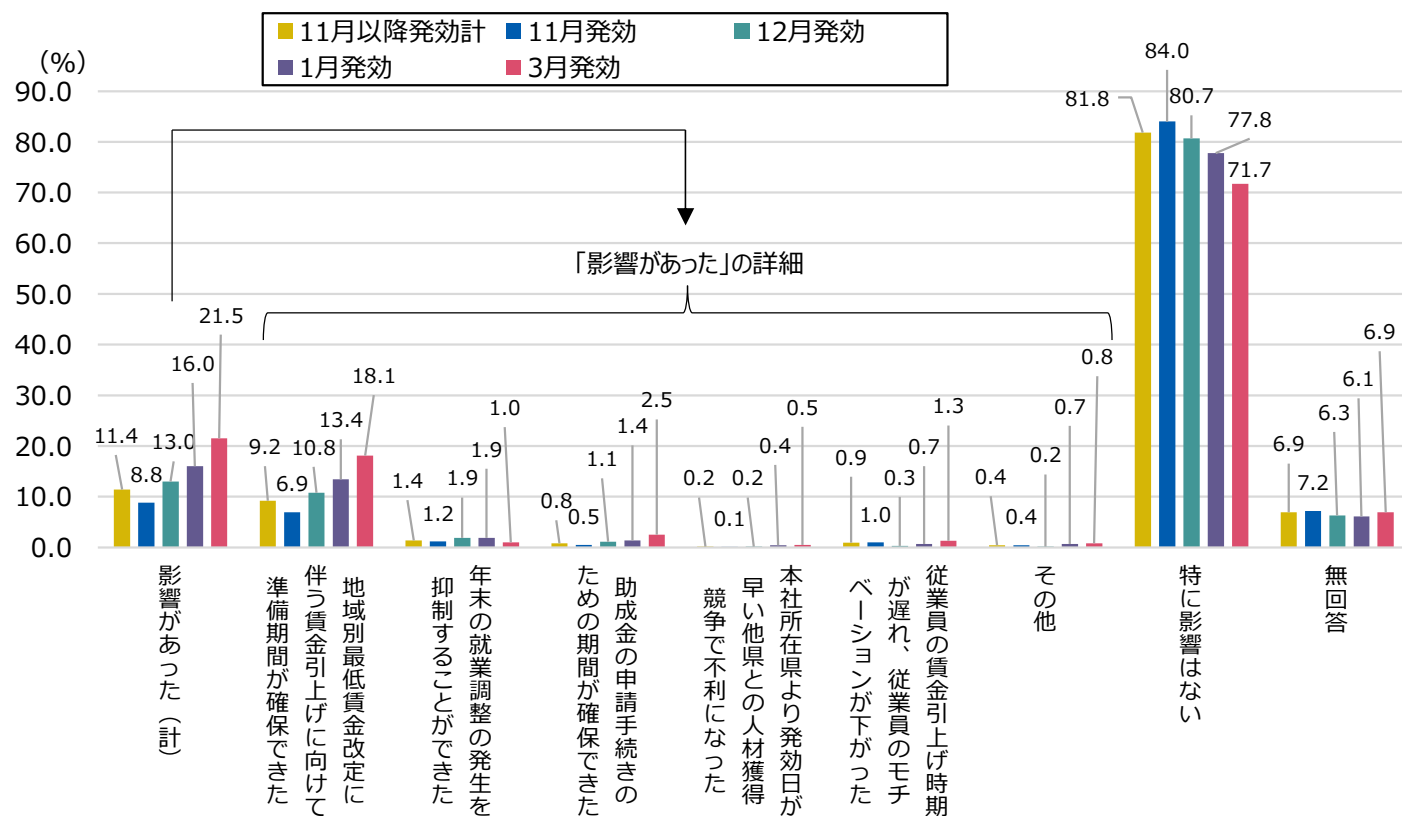
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所）JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きい（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

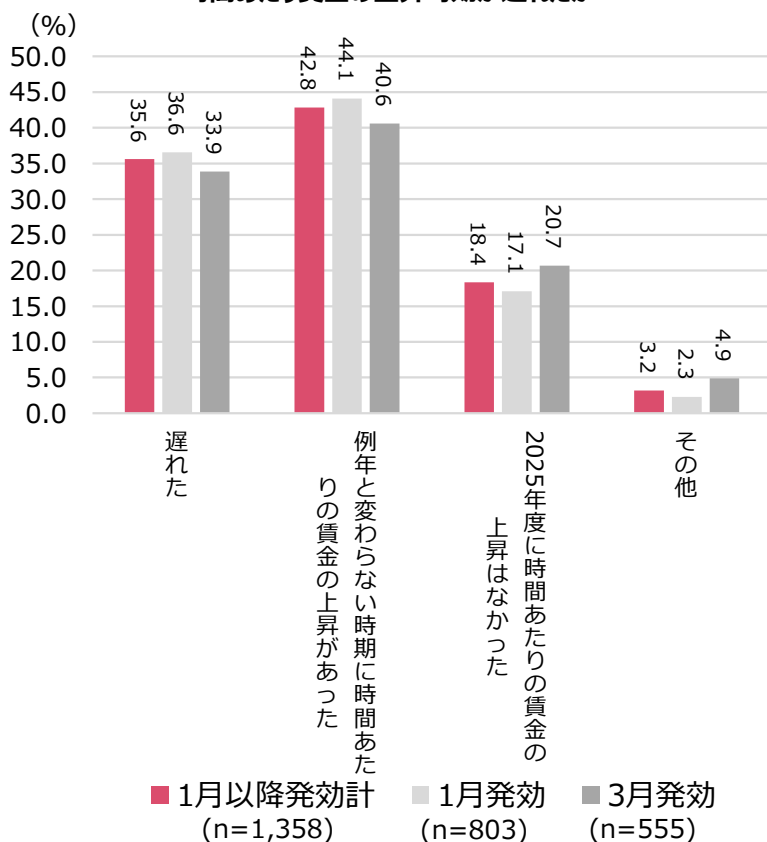
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

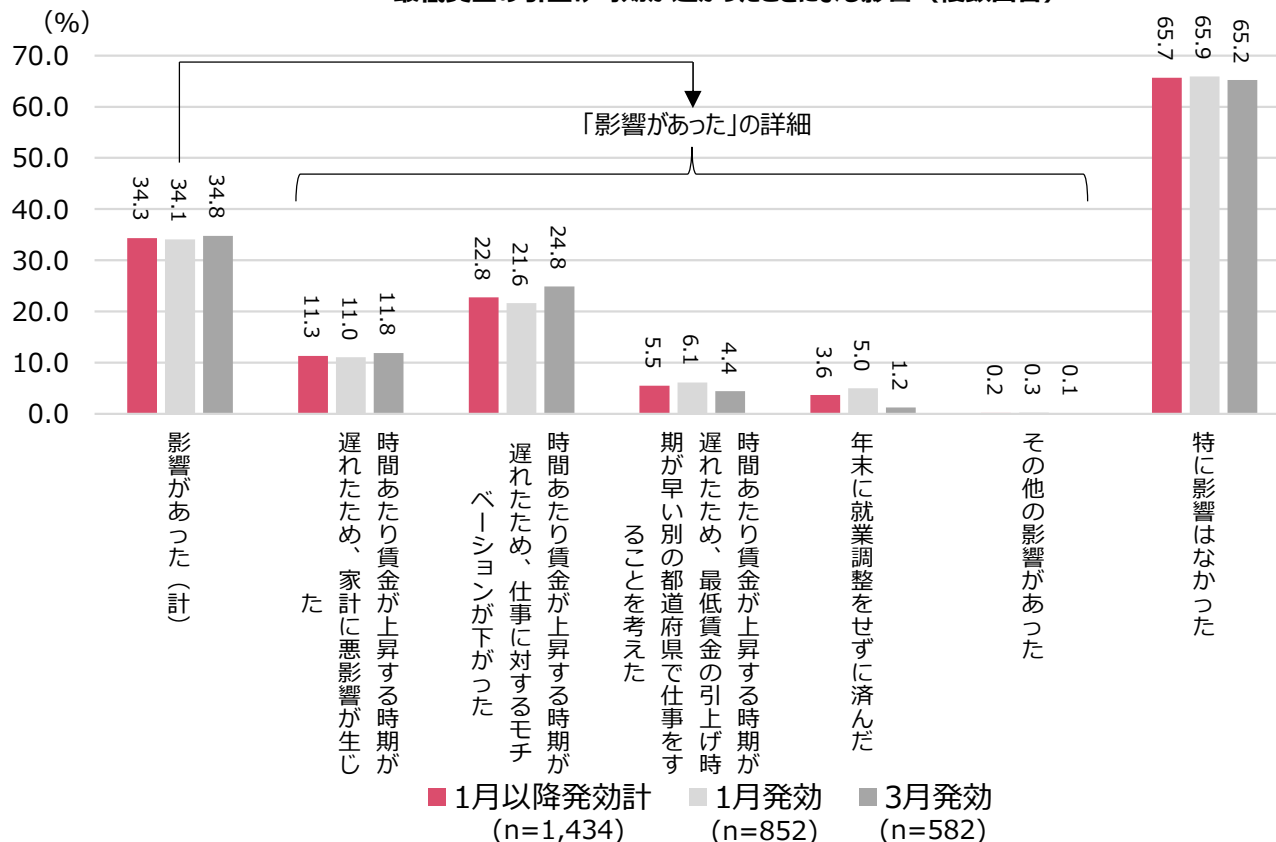
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



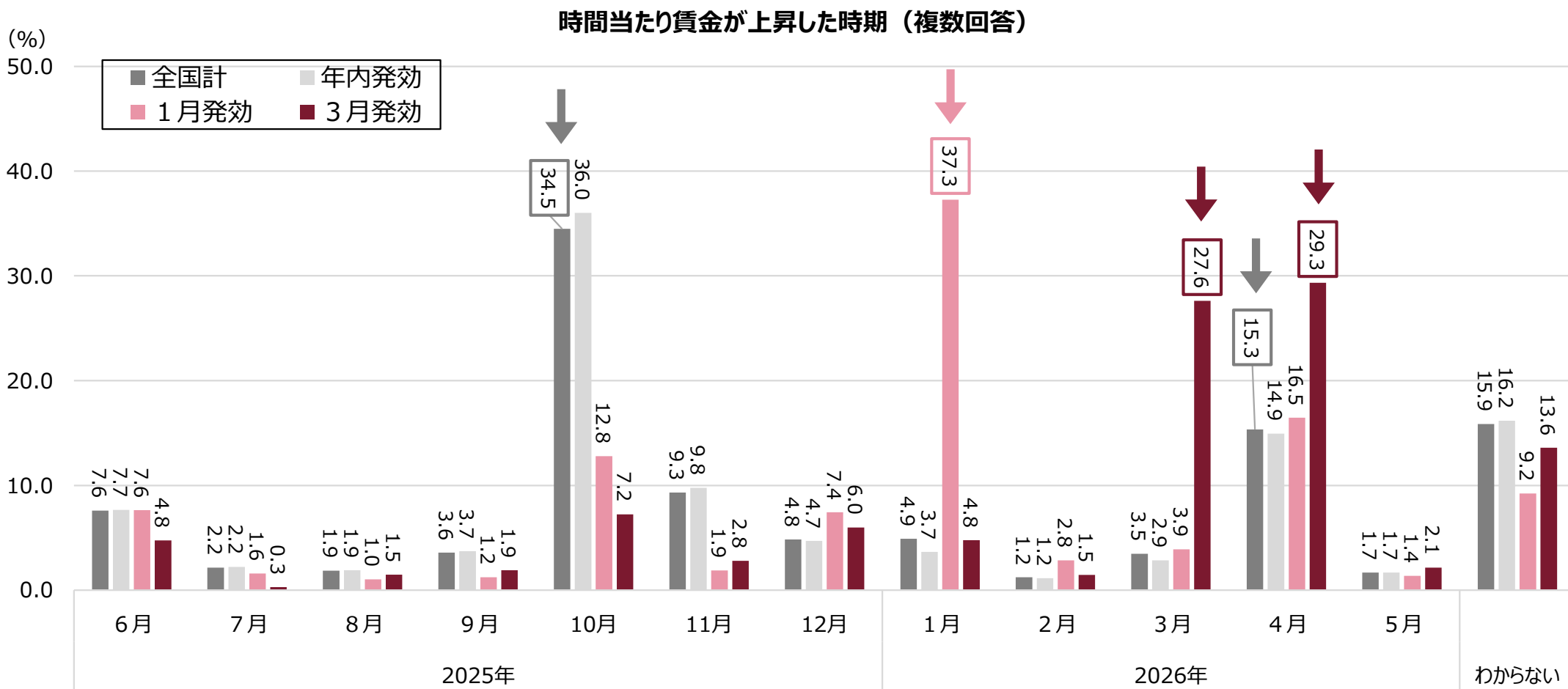
（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（全体の56.3%（復元処理後の集計値））について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

令和8年度 奈良地方最低賃金審議会日程（案）【7～8月（地域別最低賃金関係）】

中賃審諮問日
(6/26)

中賃審目安報告
見込日 →
中賃審答申
見込日 →

			本審	地賃専門部会日程案(参考)	特賃専門部会（必要性審議）	
月	日	曜日				
7月	2	木	①【諮問】 15:00			
	3	金				
	20	月				
	21	火				
	22	水				
	23	木		① 13:30		
	24	金				
	25	土				
	26	日				
	27	月				
	28	火				
	29	水				
	30	木				
	31	金				
	8月	1	土			
		2	日			
3		月	②【目安】 13:00	② 15:00		
4		火				
5		水		③ 10:00		
6		木				
7		金		④ 13:30		
8		土				
9		日				
10		月	③【答申】 13:30	⑤(予備日) 10:00		
11		火				
12		水				
13		木				
14		金				
15		土				
16		日				
17		月				
18		火				
19		水				
20		木				
21		金				
22		土				
23		日				
24		月			(未定) 8月下旬～9月 (1～2回程度)	
25		火				
26		水	④【異議審】 10:00			
27		木	(法定発効日：令和8年10月4日)			

●令和8年度 特定最低賃金の必要性審議の進め方（案）

